

ジェンダー研究

2024. 2 第26号

GENDER STUDIES



公益財団法人

東海ジェンダー研究所

ジェンダー研究

第26号 2024. 2

GENDER STUDIES

刊行のことば	西山 恵美	1
論文		
熊澤蕃山の女性教育論 ——問学を中心に	鬼頭 孝佳	3
「セックスもまたジェンダーである」のか？ ——ポスト構造主義フェミニズムにおける ジェンダー概念再考に向けて	古川 直子	27
児童の「性の尊厳」を問い直す ——組体操における身体接触の実際から	橘 那由美	53
研究ノート		
2000年代日本におけるXジェンダー・グループ史 ——「label X」立ち上げメンバーの語りから	武内 今日子	77
特集 農業とジェンダー		
第一次世界大戦期ドイツの「農村女性」	藤原 辰史	101
農村ジェンダーの階級的位置づけ ——中間階級としての農家女性	姉齒 暁	111
女性農業者による産直市と地域活性化 ——愛知県安城市の事例から	中村 麻理	127

特別寄稿

水田珠枝さんとフェミニズム

——インタビューを通して

…… フェミニズム理論研究会 143

翻訳で読むジェンダーの名著：訳者が語るその魅力

シンシア・エンロー著／望戸愛果訳

『バナナ・ビーチ・軍事基地

——国際政治をジェンダーで読み解く』

人文書院、2020年

…… 望戸 愛果 179

個人助成受託者による自著紹介

水澤純人著

『「近代ムスリム市民社会」の誕生

——イスラーム擁護協会の「女性問題」から考える』

晃洋書房、2023年

…… 水澤 純人 187

個人研究助成研究報告書（2022年度採択者） 191

公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告 205

2022年度 事業報告 206

2024年度 個人・団体研究助成 募集要項（第28回） 211

2024年度 『ジェンダー研究』第27号 原稿募集要項 213

年報審査・機関誌編集規程 214

執筆者プロフィール 216

編集委員会・編集後記

刊行のことば

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

代表理事 西山 恵美

2023年度の年報『ジェンダー研究』第26号をお届けします。

昨年度は財団設立25周年を記念する年でしたが、今年度は通常の事業に戻って、事業計画にしたがってそれぞれの事業を執り行いました。

本年報には、投稿論文3点、研究ノート1点を掲載しています。続く〈特集 農業とジェンダー〉では、お三方から寄稿をいただくことができました。地球温暖化、少子・高齢社会を迎え、農業とジェンダーについても研究課題が山積しているように思われます。この特集を機会に、さまざまな角度から議論が展開され、新たな研究が進められることを願っています。また、〈翻訳で読むジェンダーの名著〉は、前号に引き続き、翻訳者からの寄稿をいただくことができました。

〈特別寄稿 水田珠枝さんとフェミニズム〉は、フェミニズム理論研究会のメンバーによる水田珠枝さんの業績および社会活動の紹介と水田珠枝さんへのインタビューで構成されています。

水田珠枝さんは、「財団法人 東海ジェンダー研究所」の創始者の一人で、現在は顧問です。東海ジェンダー研究所は、一般財団時代、事業の柱の一つとして三つの研究会（「フェミニズム理論研究会」、「福祉国家とジェンダー研究会」、「体・性・生命・科学におけるジェンダー問題研究会（通称 BG 研）」）を継続し、それぞれに若手研究者が参加して来ました。水田珠枝さんは、「フェミニズム理論研究会」のリーダーで、ジェンダー研究を志す若い研究者と共に定期的に研究会を開催し、この研究会は今日まで「フェミニズム・ジェンダー研究会」として継続しています。この度、研究会のメンバー

の発案で〈特別寄稿〉が掲載されました。

『ジェンダー研究』第26号が、皆様の自由闊達な議論の場となることを願っています。本誌への率直なご意見、ご批判をお待ちしております。

熊澤蕃山の女性教育論

——問学を中心に

The Inquiry of Kumazawa Banzan's Pedagogical Philosophy for Women:
With a Focus on Learning by Inquiry (Mongaku)

鬼頭 孝佳 KITO Takayoshi

Kumazawa Banzan, a Confucian scholar of the Edo period, enabled women to participate in “learning by inquiry” by writing lessons for women as dialogues. Although he maintained the traditional Confucian norms he valued, he sought to evaluate women's contribution to their household and guarantee a certain degree of reciprocity between men and women.

1. はじめに

本稿は熊澤蕃山くまざわばんざん（1619–91）の女性教育思想が目指すものを、従来とは異なるアプローチアプローチ——「問学」もんがくへの着目から明らかにするものである。

(1) 略歴

蕃山は江戸期の儒者としてよく知られるが、予めその生涯を簡単に振り返ろう¹。1619（元和5）年、京都生。父は浪人で、水戸藩に仕える母方の祖父の養子となる。1634（寛永11）年、岡山藩池田光政みつまさ（1609–82）に児小姓役こごしょう（主君に近侍する雑用係）として仕えるも、4年後致仕（辞職）し、父にゆかりの近江桐原村おうみきりはらへ移る。1642（寛永19）年、近江国小川村に帰郷の中江藤樹とうじゅ（1608–48）に入門。1645（正保2）年、再び岡山藩に出仕。光政から

1 蕃山の伝記は、牛尾 1968、宮崎 1955、吉田 2005 などが詳しい。資料については、正宗 1979b、谷口・宮崎編 1980 を参照。

の信任により、側役（近習）を経て、家老に次ぐ鉄砲組番頭に昇進し、岡山藩政に関与する。ところが、1657（明暦3）年、幕府や藩の反対派からの圧迫もあり、病弱を理由に自ら隠居。1658（万治元）年には京都に移り、在京の公卿や高僧らと交流するも、京都所司代牧野親成（1607-77）から反幕府の嫌疑を受け、京都を追放。その後、大和吉野、山城鹿背山で隠棲するも、1669（寛永9）年明石藩松平信之（1631-86）預かりとなり、1679（延宝7）年には信之の転封に伴い、大和郡山に移る。1683（天和3）年、大老堀田正俊（1634-84）の招聘を固辞。1687（貞享4）年、『大学或問』（正宗1979a所収）が幕政批判に当たるとして、幕命により、信之の嫡子の忠之（1674-95）が藩主を務める下総古河藩で蟄居謹慎するも、実際には領内を比較的自由に移動し、間接的に古河藩政にも関与したとされる。1691（元禄4）年、没。

(2) 女訓概要

次に、蕃山の女訓と見なせる著作の概要に言及したい。どの著作を女訓と見なすかについて文献学的な課題はあるものの、内容面から差し当たり、『詩経』の当該部分に付された和訳である『周南・召南之解』、問答形式で成り立っており、上は女徳に関わった日常生活の議論、下は信仰、特に仏教批判が展開される『女子訓』、源氏物語の注釈、『源語外伝』を主な資料とする²。以下、特に注記しない限り、閲覧の便と来歴を鑑み、蕃山からの引用は

2 蕃山の女訓の文献学的な問題と底本の系統については、正宗1978b, pp. 16-35。『周南・召南之解』には静嘉堂文庫本（甲本）と日本教育文庫女訓篇所収本（乙本）の二系統が存する。正宗1978bは伝来の由緒から、甲本をベースに乙本で補訂した本文を採用する。また、『女子訓』には静嘉堂文庫本・正宗文庫本（甲本）と池田侯爵家所蔵本（乙本）がある。乙本には上がなく、下から始まるが、甲本にはない増補がある。正宗1978bは、伝来の由緒から、甲本を採用し、正宗文庫本をベースに静嘉堂文庫本で補訂しており、乙本との異同や拾遺も確認できる。『源語外伝』は諸伝本の調査により、大きく流布本系と異本系に分かれることが知られる（妹尾2002, p. 31）。正宗1978bは流布本系の正宗文庫本が底本となっている。なお、宮内庁書陵部本は1巻が『周南之解』、2巻が『召南之解』、3巻が『大和西銘』、4巻が『女子訓』上、5巻が『女子訓』下、6巻が『昔物語』で構成されている。この写本から、『蕃山全

すべて『蕃山全集』による。

(3) 蕃山に関する先行研究

続いて蕃山研究も概観しておこう。蕃山研究は戦前から、日本近世思想史（特に儒学史）の概説書・研究書にもしばしば登場し、蕃山の生誕記念特集や地方史の関心による顕彰も盛んである³。蕃山研究は、伝記や著作に即した研究や次章に詳述する女性観・女性教育に関わる研究を除くと、①思想史における位置づけを問題とする研究、②影響関係にある思想／テキストを問題とする研究、③経世思想／実践に着目した研究、④林政・農政思想／実践や環境思想に着目した研究、⑤宗教観に着目した研究、⑥文学観と文体に着目した研究、⑦歴史観に着目した研究、⑧音楽観に着目した研究、⑨教育思想に着目した研究、⑩比較哲学（思想）研究に大別できる⁴。

次章ではこうした蕃山研究全体の動向も踏まえつつ、蕃山の女性観や女性教育を扱った研究動向を追っていく。

2. 蕃山の女訓に関する研究動向

まず、蕃山の女訓研究は1980年代まで殆ど進展がない（中泉 1966や今井 1974などに限られる）。その理由を神原は蕃山の女訓が一般向けではなく、

集』には未収録の「昔物語」の存在と、『女子訓』上にも甲本系とは異なる本文があることが分かった。『女子訓』上について、正宗 1978b に所収の甲本系との主な異同を示せば、①「或問上」という標題がある、②「○礼云（中略）也」が欠けている、③ p. 381 「女には形よき人は世に多かりけり、心ざま、やうだいのすぐれたる人は見がたし。」以降の部分が甲本系とは異なるという特色が挙げられる。詳細は待考したい。なお、正宗 1978d, pp. 13-15 に従い、蕃山真著かどうかの確証に乏しい『大和西銘』は考察対象に含まない。

- 3 源 1988、蕃山先生三百年祭実行委員会 1990 中国地方総合研究センター 2008 など。
- 4 古典的なものや比較的最近のものを中心に挙げれば、①尾藤 1961、源 1980、②関 2018、③澤 1998、④奥谷 2015、⑤森 2017、⑥瀧 2003、⑦長嶋 1984、⑧中川 2021、⑨前田 2013、⑩大橋 2014 など。なお、1980 年頃までの研究は谷口・宮崎 1980 で追える。

研究者の意識としても女訓への関心が低く、(男性) 儒学者の主著とは見なさない傾向に求める(神原 1983, pp. 155-156)。この指摘は教育史研究者である中泉が蕃山を含む江戸期の女訓を比較したうえで、知育を軽視した「封建的な教育論」として一括したり(中泉 1966, pp. 360-361)、女性史の開拓者である筧ですら、蕃山を含む江戸時代の女訓を比較して、「「よりよい嫁を作る」のを大目的とする点で変りばえない」、「読んで面白いというものではない」と述べたりする(筧 1985, p. 44) ことから裏付けられよう。あるいは当の神原さえも蕃山の女訓について、他の女訓と「殆んど異なる」ものではない(神原 1983, p. 158) と結論し、池田も 1988 年の時点では蕃山研究での指摘と「おおそ大差のない」(池田 1988, p. 102) と述べていたことからも明らかである。

蕃山に限った問題ではないが、中野が「儒教を女性にとって極めて反動的と見る一般的考え」(中野 1997, p. 157) を批判するように、儒学の女性観には絶対的な差別性が観念されやすい。例えば遠藤・正保 1992 のように「朱子学イデオロギー」(遠藤・正保 1992, p. 81) を所与の前提とすることで、個々の女訓の差異が見えにくくなる。すなわち、本来それ自体として注釈史の一角を形成すべきものに他ならない(妹尾 2002・江口 2014) のに、蕃山の『源氏物語』や『詩経』に関する研究が遅れたのは、日本文学に対する儒学の、漢文に対する蕃山の和解の、男性向けに対する女性向けの、という“周縁化” が作用した可能性は疑い得ない。

また、ある種の“二項対立”を想定する点で諸研究には共通性がある。神原は蕃山の女訓の性格を、「中国の女訓書(儒教思想)の影響と日本古来の王朝の復古」(神原 1983, p. 141) の二側面から把握しようとする。また、筧は女性に対する素朴な「尊賢観」・「男女平等観」が見られる反面で、「蕃妾性の正当化」などの「時代の制約」があり、この対立の要因を「現実に対処する必要のあった職務」(筧 1985, pp. 59-63) に求めようとする。池田や浅沼の一連の研究もまた、理想主義と現実主義の位相に蕃山の女訓の特色を求める。だが、両者を繋ぐ媒介^{つな}の無い思想は、果たして思想“理解”として成立し得るのだろうか。

事実、蕃山の思想は「系統だった議論を示すことがあまり」なく、「首尾一貫しない印象」の故に、「一見独創性が欠ける」ように思われ、「最も問題の多い、そして未だ不十分にしか理解されていない存在」として扱われがちである（I・J マックマレン 1979, pp. 64-65）。こうした理由もあって、山田 2014は蕃山の女訓を含む諸著作間の構造を追ったのだろう。ただし、テキストの“内側”を年代順になぞることだけでは、彼のテキストは“理解”し得ないだろうが。前章で紹介した蕃山研究の動向によれば、蕃山は多角的な問題関心を有しており、そのいずれのテーマにも接続し得る女訓が、いつのテキスト群として成立している以上、諸テーマを統合する視座が女訓には潜在しているはずである。

さらに、蕃山の女訓をめぐって、どの点が“進歩的”であるのか、ということもしばしば話題に登る。浅沼は「仏教思想によって失われた他力本願による女性の自発性欠如の生活態度に危惧の念を抱き、自らが啓発された新しい中国の儒教によって改善しようとした」ことや「純粋な心の時代を理想的な社会として憧憬し、当時の女性の現実社会における対応の仕方を、人情事変論により、内なる誠への求道と外なる音楽的教養論等の習得の両側面から実行」しようとしたことを指摘する（浅沼 1989, p. 64, 76）。また、宮崎は（女性の境遇にはよるものの）女性が「女性が「婦徳」（中略）を養なうことはもとより（中略）学問して道理を知ることを認め望んだ」ことや間接的に「女性の政治への参与も示唆した」ことを、藤樹と比べながら称賛する（宮崎 1990, p. 53, 56）。同様に池田は、蕃山の素朴な男女平等観や女性に対する尊賢観に基づく女性知育論や「齐家」における女性の主導性とその参加を通じた（条件つきかつ消極的な）政治参画への余地を評価する（池田 1991, p. 43, 池田 1992, p. 77, 81）。ただ、何かが進歩していると言うためには、同時代の比較軸と理想状態（目的＝終点）の想定が不可欠となる。この点では、同時代の他の女訓との比較に加え、竹内 2010のように「何を以て平等とするか」に関する一能力の個人主義的還元を否定する「能力の共同性」と、必ずしも同一性に還元されない「社会・文化の水平的展開」を必要条件とする一原理的考察も要請される。

最後に、女訓を分析する方法論も課題となる。池田 1988 や浅沼の一連の研究は研究者の任意にカテゴリーを設け、分類することで、女訓の全体像を大づかみに把握する。この方法は確かに疑似的な数量化により、全体像を分かりやすくはする。だが分類の基準や判断は、究極的には恣意性を免れず、同一人物が両方の作業を担うなら猶更、客観性の担保が難しい。蕃山のテキストをどのように読むことが蕃山の“理解”に資するのだろうか。読者はその主観から完全には逃れられないし、その主観は認識関心でもある以上完全に排除する必要もないが、少なくとも“一旦は”蕃山自身が指定した方法で読むのが大過あるまい。管見の限りこの事実は、諸研究で看過されているように思われる。

3. 蕃山の女訓をどう読むべきか

前章末で述べたように、本章が真っ先に取り組まねばならないのは、蕃山の女訓をどのように読むのが適切か、という問題である。方法が定まらなければ、分析には入れない。西欧の一般解釈学^{たど}の歴史を辿るなら、作者になりきるといふ、およそ不可能な方法と、そもそもテキストは間テキスト性（相互引用・参照）で成り立っている以上、常に読者の多元的解釈に開かれるのだとする、これまた形而上学的な主張との“両極”で揺れ動いてきた（松澤 2009, pp. 6-12）。結局生者たる我々が問うても、故人の蕃山自身がどう読まれたがったのかは分からないが、彼の学問観を経由し、蕃山が学習者に何を求めたのかを明らかにすることで、蕃山が望んだテキストへの接近方法を間接的に、ある程度予測はできる。ここでは、「学者日用の工夫」を述べたとされる『集義和書』^{しゅうぎわしょ}（第二版）により、この問題を考える。

(1) 和文体

蕃山研究者は彼の特異な和文体に慣れているのか、女訓において改めて文体を問うことは少ない。だが女訓が女訓である所以は、内容以前にそもそも形式に現れるのではないか。というのも、女性はそもそも男性と同じものを

読むことが期待されていなかったからだ。

例えば、貝原益軒^{かいげんえきけん}（1630–1714）は往来物の『女大学』として流布する原型となった『和俗童子訓』^{わぞくどうじくん}「教女子法」^{じょしををしうほう}で、

是また男子のごとく、はじめは、数目ある句、みじかき事ども、あまたよみおぼえさせて後、『孝経』^{こうきやう}の首章、^{しゆしやう}『論語』の学而篇、曹大家が『女誡』^{じょかい}などをよましめ、孝・順・貞・潔の道をおしゆべし。（石松 1977, p. 11）

と説く⁵。「はじめ」は男子と同じような学習法だが、成長後は男女で学習内容＝対象となるテキストが「変わる」とある⁶。だが、違いはテキストだけに止まるのか。米沢藩中興の祖として知られる上杉鷹山^{ようざん}（1751–1822）は女訓『老が心』で、

凡^{およそ}学問はもと此の身を修むる道を知らんためなれば、和書仮名がきもの^{きやうかい}にても、女の教誡^{きやうかい}を書き記せしもの数多あり。（日本図書センター 1980, p. 227）

と述べ、女性の読み物として「和書仮名がきもの」を前提する。この傾向は、維新志士、吉田松陰（1830–59）も変わらない。

それ〔詰らぬ遊び事一筆者〕より何か心得になる本なりとも読みて貰ひ候^{そうら}へ。兄様の御休日を選び参り候^{そうらひ}て、心得になえる^{はなし}嘸ども聞き候へ。（日本図書センター 1980, p. 244）

願クハ和漢古今ニ互^{わたり}り、此種ノ人ヲ妙選^{みやうせん}シ、雄頸明暢^{ゆうけいめいちやう}ノ筆ヲ倩^{やとう}テ、

5 以下、蕃山以外の女訓について、他の女訓と比較対照しやすい文献から引用した。

6 益軒の『和俗童子訓』『教女子法』に関しては、男性向けの家道訓を踏まえ、往来物における儒学の地位を相対化して解釈する高 2002 の研究が優れている。

國語ヲ以テ其伝つづヲ綴すこぶリ、頗ここル是ニ論断ヲ加へ、以テ女子ノきかん龜鑑トセバ、
其美その拳びきよト云フベシ、前ニ引ク所ノ烈女い伝れつじょ小学等漢文ニテ、女子ノ購読
ニ便ナラズ（黒川 1910, p. 741）

女性の読み物は不便な「漢文」ではなく、基本的には「国語」で、人から語り聞かせて貰うのでも構わないという。だが、老中松平定信（1759-1829）の場合、『難波江』では女性と男性の学習内容が「大きく違う」という認識であったものが、

女は学問とても、男とは大おおいにたがひ候、たゞ四書、小学など宜しくわ
きまへ候そうらはゞ、姫かゞみ、仮名烈女伝の如きふみ、よりより心をとめ
て見るべく候そうろう、かつ古き記録なども、見やうにより、行ひにたよりあ
り候（黒川 1910, p. 728）

『楽亭らくていかんな筆記』になると、そもそも女性に学は不要であり、少しでも女性
性が「読めれば」慢心に繋がりがかねないから、夫から教えて貰えばいいと、
女性の識字リテラシーに警戒心を露わにする。

女は学問とても敢てなし侍るにも及び侍らず。（中略）学問なしとて其
の夫より教え給たまはらば慎つつしみて読み習ふべし。（日本図書センター 1980,
p. 655）

女は学問と云ふ程ならねど、少しも物の端はし読み侍れば早や我れこそと思
ふ心生じて、或あるいは人に高ぶり我れに慢まんじ、我儘わがままの理屈など云ひのし詈りて
家の害をなす類たぐい少なからず。（日本図書センター 1980, p. 655）

男女により、テキストに違いは残るが、女性が男性と同じように「漢文」で
読書をする、和解を通じてでも、「漢文」の経を理解するという少数の教育
思想は結果的に、中根東里（1694-1765）や若江薫子（1835-81）を待たねば

ならなかった⁷。

このような文体の観点から、蕃山の女訓を見返すならば、彼の場合、男性向けの著作や書簡であっても、和文体で書かれている以上、男女とも和文や和_レ解を通じて学ぶことが「共通」することに気づく。つまり、学び手に水平的な広がり_レの余地があり、蕃山は少なくとも自意識の上では、民衆と共にあることを志す学者だった。

たいどう だいどう ひとりぬきん
大道は大同なり。俗と共に進むべし。独 拔 ずべからず。衆と共に行ふべし。独異なるべからず（正宗 1978a, p. 114）

そもそも、儒学から影響を受けているには違いない蕃山はなぜ和文体を選んだのか、最後にその点を振り返らねばならない。

漢字の文章にふくめる深_レ理は和_レ字の仮名書にうつしがたし。（中略）仮名書_レの直に理を發明して、人心のまどひを解、人情時_レ変に通じて心_レ思を内に向はしめ、齊家治_レ国の用にたよりあらんは時にとりて益_レすくなからず。（中略）和書たりといふも人生日用の受用に益あり（正宗 1978a, pp. 236–237）

和書で意を尽くすとはまでは考えなかったようだが、「人生日用の受用」の普及を目的としたことが分かる。

（2）問学

では、人々が自力で読めることに拘_レった理由とは何か。ヒントは学問の方法としての「問学」（『中庸』）にある。実は、同_レ問答体ということで諸研究からは素通りされるが、『女子訓』は全篇問答体であり、他も問答体を含んでいる。ということは、蕃山は女性にも「問学」を期待していたことに

7 東里や薫子の女性観・女性教育論については、鬼頭 2021, 2023a, 2023b 参照。

なる。蕃山にとつての「問学」とは、いかなる学びなのだろうか。

まこと
実^{まこと}に受用する者は行はれざる事あり。これをたづねて行はるべき道を
知を問学と申候。人倫日用の上にをいてよく心を用ひ、手をくだし給
はゞ、かならずうたがひ出来可^{もうすべく}申候（正宗 1978a, p. 89）

事物にうたがひある時、心を尽し工夫被^{なされ}成候へば、自得^{じとく}の御座候（正
宗 1978a, p. 115）

つまり、蕃山の「問学」とは学習者がテキストを読み、日常生活を送る中
で、疑問を持つことに他ならない。事実、蕃山は「行為」を媒介しない読書
の価値を低く見積もる。

議論は次第にくはしくなりても、徳は古人に及がたし。後生の者心は本
の凡情^{ほんじょう}ながら、文学の力にてたまたま先賢未^{みはつ}発の解を得ては、古人の
凡情なき有徳^{ゆうとく}をそしり申事勿^{もつた}体なき義なり（正宗 1978a, p. 11）

今の学者は物知たるばかりにて、彼好人^{かのこうじん}〔聖人一筆者〕には及べから
ず。学者世俗のいまだしらざる道学を学び、いまだ行はざる礼を行こと
ありといへども、数代の習の汚^{けがれ}をも不洗^{あらわず}、利害だにも免れざるあり。
意気高くして、世俗を見下すといへども、実は平人^{へいじん}にも劣れることあり
（正宗 1978a, p. 124-125）

自称儒者たちは、本来の目的（有徳）を忘れ、知識自体を自己目的化し、道
を見失っているという事実認識が垣間見える。書はあくまでも、書を通じて
徳を修める手段に過ぎない。したがって、蕃山は経の完全な理解をあらゆる
形で戒める。

いかさまに書をみる人は後までも学におこたりなく候。たゞに物語にて
心術^{しんじゅつ}のみ聞候人は、一旦はすゝみ候へども、外言^{がいげん}の理を不知^{しら}ず候へば、
心ならず年を経てたゆむものにて候（中略）中人^{ちゅうじん}以上にても書を読み

たるばかりにて心伝^{しんでん}を不聞人は、聖学に入がたく候。(正宗 1978a, p. 63)
書中の一章を肝要として止^{とどむ}るべからず。又甚解^{じんかい}すべからず。甚解する
時は書を本行として、我^{わが}心^{こころ}を失ふの弊あり。(正宗 1978a, p. 63)

聞いて分かった気になってはいけないし、部分に拘ってもいけないし、完全な理解など目指してはいけない。疑問を持ち続けながら、日々実践することに学の深まりがある。

学術は日々月々に進^{すすみ}て一所に固滞^{こたい}せざりき。(正宗 1978a, p. 341)

加えて、時空間の条件を異にする“古典”的規範は、直ちには“当代”に援用し難く、師藤樹から受け継いだ時・処・位論も念頭にはあっただろう⁸。

予^よが言^{げん}のごときも今の人の惑^{わく}に当^{あた}り、今日の受容に益あり共、時去て後人の議論に及ばず大半^ひ非ならん(正宗 1978a, p. 411)

現在妥当でも、時空間の条件が変われば妥当であるとは限らない。この時空間の溝を埋める媒介も“問答”と“実践”にあった訳である。

以上の議論を改めて整理すれば、蕃山は「男女の別」による学習内容＝テキストの違い自体は少なからず自明視していたものの、「問学」という学習方法の次元では男女を区別しなかったということは指摘し得る。また、蕃山の一連の女訓は、「問学」という問題意識に即して読まない限り、“筋道立てて”読むことが難しいテキストであるとも言える。つまり、蕃山には何か不変の一般理論があり、その適用としての具体があるのではなく、個々の状況自体に、普遍性の兆しが備わっており、問答と実践の往還を通じて、その普遍性に到達していくという経路を採るからである。ただし、その普遍性は歴史の“進歩”を究めることで到達されるのではなく、古の理想状態に“回

8 藤樹と蕃山の時処位論の関係については、佐久間 1977などを参照。

婦”するという形で実現されるものだったのだが。

4. 二極の狭間で

前章より、和解と問学に着目するという方法は定まった。そこで、一連の女訓の問いを再度見てみると、『女子訓』や『源語外伝』の発言者は、女師・介婦・婦人であり、女性による問答なり、講義なりが想定されていることが見える。蕃山の生前に、女性同士の問答体を採る珍しい女訓書『女孝経』はまだ日本には流入していなかったが、辻原元甫（1622-?）による仮名草紙は既に刊行されている。女師は『女孝経』にも登場しており、蕃山は一連の女訓を『女孝経』になぞらえて物したのである。

蕃山の女訓に関する一連の諸研究は、日本と中国、理想と現実といった二項対立に着目する点で共通性があるということは既に述べたが、問答は日常や時・処・位に応じた実践を媒介するのではないかと指摘した。ここでは、『女子訓』上を通じて、具体的にこの仮説の妥当性を検討してみよう。

(1) 非道の夫への疑問

婦人あり問て云、（中略）さて婦人は賢女になり侍りて、男子の作法古事に見えたる人々よきとも申しがたく侍らん、女により得かたなる教のようにおもひてうけ侍らず、賢夫賢女の夫婦たらんこそ世人の手ほんともなりぬべけれ、此あいだうたがわしく侍り（正宗 1978b, p. 371）

この対話の前段では、藤樹の女訓『鑑草』にある嫉妬の戒めは、故事から最もだと思ふ、という趣旨が述べられる。そのうえで、ダメな夫を受忍しなくてはならないのか、という婦人の疑問が出される。師説でもあるこの例をわざわざ取り上げたということは、無道の夫の仕打ちに対し無限に耐えることを、蕃山は疑っているのだろう。

まことによき不審にて侍り、（中略）夫を大切に思ふ心より制すると、

ねたむ心にてふせぐとは似たるやうなれども大ひにかはれり。いかりはらだつこゝろより制せばこそ嫉妬とも申侍らめ。^{じょう}上らふしくうらなき心にてにくからずうちかすめ、夫のうきたる心をしづむべきやうなる人をこそ貞女^{ていじょ}とは申侍らめ。(正宗 1978b, p. 372)

開口一番に「良い疑問だ」とある。現代的な感覚では別れる、となりそうだが、蕃山には「齐家」から「治国」へという過程^{プロセス}自体への疑いは無い。家を乱すことは否定すべきという儒学的価値観から、嫉妬を否定的に捉えるのは蕃山も変わらない。だがただ受忍せよというのも、男性に非があるのだから、道理に合わず、何より女性の感情や現実を見ていない。そこで、表現には「上らふしく」という制約を課すものの、感情に任せた嫉妬と夫の浮気心を静める「貞」の徳とを区分するという忠告^{アドバイス}を回答とする訳である。ただ、この忠告は男性に都合がいい、という批判は成り立つだろう。蕃山はこの忠告の最後で、次のように付け加える。

男女ともに賢^{けん}なるはまれにして愚^ぐなるは多きゆへなれば、是^{これ}も又世の勢^{いきお}ひ也^{なり}。しかれば貞女は夫の無道^{むどう}をとがめずして婦道^{ふどう}を尽し、賢夫は婦の不足をとがめずして、己を正して教^{おしえ}みちびき、大かたのあしきはよの常と思ひて、忍^{しの}びすぐすべき也。(中略) 鑑草は女の為にあらわせる書なれば、女のよきのみをあげて夫をゑらばず、作者の得かたにはあらざれども、得かたにとりあつかふ男あれば、婦人のとがめもことほりにて侍り (正宗 1978b, p. 372)

「男女とも」賢夫貞女のカップルが成立しにくい世の中だということを受けて、男女とも賢い人は少ない時代の趨勢^{すうせい}だ、と説明する。そのうえで、男女ともに、賢い側^{とが}が咎めず、受忍すべきだと説いている。ただし、婦に「無道」が想定されず、夫に「不足」が想定されないという非対称性はあるが、先に引用した定信に比べれば、両性に相互性のある議論の組み立てとなつていよう。『鑑草』はあくまでも、教訓書として女性の「美德」を説いたもの

で、夫の想定がない。嫉妬の戒めに対して、自身に都合よく解釈する夫がいたとしたら、妻が夫を責めるのは「道理」であると締めくくる。

(2) 例外的な「外事」は可能か

もう1つの例を見てみよう。

婦人問うて曰、女は内を^{いわく}治^{おさめ}て外事を^{がいじ}いはずとうけ給り侍り、いわずしてかなはざる事も侍るべき歟（正宗 1978b, p. 372）

女性^かは齊家^{がい}に専念し、家外^かのことには口出ししないという教訓に対し、外に口出しする必要がある場合もあるのではないか、という疑問である。想定しているのは、“非常時”や“例外”だろう。

古^{いにしえ}しへより賢女^{さいかく}の才覚^{だんじ}にて男事^{だんじ}にててつだいたるためしはなし。婦人は上らふしくつたなきやうなるを徳とし侍るなり。内をおさむるは地の道にならふ者なり、（中略）地は天のほどこしをうけて万物の^{おわり}終をたもついたり厚^{あつく}して天の高配^{こうはい}に配せり（正宗 1978a, p. 372）

現代では俄^{にわ}かには与^{くみ}し難^{がた}い価値観ではあるが、蕃山がこのように語った背景も押さえておく必要があろう。そのためには、蕃山の『繫辞上傳』（静嘉堂文庫本）という注釈を参照しなくてはならない。

陰陽ノ氣ノ輕ク^{きよらかな}清^{きよ}ルハ天トナリ、重ク濁ルハ地トナル。（中略）卑高^{ひこう}ハヒキ、ハ先ニシテ、高キハ後也。（中略）一陰一陽皆下ヨリオコレリ（中略）天ハ剛ナリ、地ハ柔^{じゅう}ナリ。動ク者ハ剛也。静ナル者ハ柔也。男女夫婦是ニノットリテ男ハ剛也。動テ外ヲ治ム。女ハ柔也。静ニシテ内ヲ治ム。（中略）土ハ静ヲ以テ常トス、地ノ体也。女ノ徳也。水ハ常ニ流動ストイヘトモ、柔順ナリ。女ノツトメナリ。（正宗 1978c, p. 395）

陽は清く軽く天に昇り、陰は重く濁っているので地に降りる。万物は低いところから先にできて、高いものは後からできる。動くものは力強く、静かなものは弱い。蕃山はそうに『繫辞上傳』の万物生成論を解する。問題は、「陰中の陰」に当たる土水に^{なぞら}準えて女性を説明することで、経自体には無い。

天地ヲ父母トセシ^き化^かノ時、男ハ乾^{けん}ノ氣ヲ主トシテ生ジ、女ハ坤^{こん}ノ氣ヲ主トシテ生ジタリ。有形以後男女精ヲ^{ゆうけい}合^{せい}テ生ズトイヘトモ、乾坤父母^{けんこんふぼ}一理^{いちり}一氣^{いっき}也（中略）^{こんどう}坤道女ヲ成ストイヘトモ、女陽^{じょう}ナキニアラズ（正宗 1978c, p. 399）

蕃山は、「主トシテ」、「ナキニアラズ」と留保は附すものの、男女が形になった後には「一理一氣」だとする。このような世界生成論が維持される限り、「賢女の才覚」が承認され、坤に「女陽」の余地が残されても、女性が陰の配当を越境することは有り得ない。ただ、蕃山は辛うじて「万物の終をたもつたり」の延長に、女性の内治における一定の主体性と夫の代行は認める。

賢女^{けんじょ}は女事に遊びてついへをなさず、家人の男女ともにその家に心をとむる事は、婦人の慈愛にかゝれり。夫は常に内におらず、其^{その}うへ大やうにて定まれる事のみしれり。又心付ても、おとこの身にてはならぬ事もあり、家人^{けにん}の悪をかくして善をあげ、あやまちをあらため、難をのがるゝ事も、つねに婦人の^{おんちやう}恩寵にかゝるもの也（正宗 1978b, pp. 374-375）。

性役割を維持したうえでの女性の主体性の承認という制約はある。ただ、内治に関してさえ「夫に従う」を再三再四強調し、「べし」と「まじ」が頻出する定信の『楽亭かんな筆記』に比べれば、蕃山は女性の「情」に即そうとしたとは言えるかもしれない。

と富める家へ嫁したりとて、奢るべきにあらず。されどそれとても夫の心に任せてあるべきなり。(中略) 貧しき家へ行きたらば、いといと共に^{かんなん}艱難して夫の心に従ひて仮にも我が物ずきは出すまじきなり。匳衣匳食とても夫に従ひ侍るべきは云ふに及ばざる事 (日本図書センター 1980, pp. 661-662)

(3) 「女事」とは何か

最後に、「女事」に関わる議論を一瞥^{いちべつ}しておこう。

介婦云、女事はなに―なるべきや。女師曰、^{あさ}麻をしたて、うみつむぎ、^{かいこ}蚕をかひ、糸をとり、はたをおり、くみ物をし、たちぬひすゝぎあらふのたぐひは皆女事也。(正宗 1978b, p. 376)

介婦は女性の労働の具体例を尋ねる。家事労働だけではなく、「ことしの夏なしをくものは、来年の夏のかたびらとなり」(正宗 1978a, p. 376) などの記述から、自家用を想定しているのだろうが、家内生産労働にも言及がある。

^{あさ}あさをしたて、^{からむし}かひこをかひ、^{からむし}苧をうみ、はたをおり、すゝぎあらひなどは、中より下の人に重し。糸をとり、たちぬふ事は中より上の人に重し。(中略) 下より上をかね、上より下をかね返せず、と云ふことなし。はたも、かみはたといふは、上臈のおるはた也。(中略) 下はたといふ物こそ^{せん}賤の妻のわざと見えたれ。^{ちゅうじょうひめ}中 将姫もはたおり給ひき。^{うまのかみ}右馬頭の妻女だに、^{さいじょ}たちぬふ事は^{しよくじょ}織女の手にも劣るまじといへり (正宗 1978b, pp. 376-377)。

「上層武家階層」が想定読者だと先行研究では言われるものの、たまにこのような「身分」の違いを意識した叙述が登場する。^{かみはた}高機は絹織物を織る織機、^{しもはた}下機は木綿や麻を織る織機を指す。「身分」に関わるのは、使用する糸

の違いだけではなく、下機の場合は、高機とは違い、腰をかがめなくてはならないからだろう。続いて『當麻曼陀羅』に登場する中将姫（藤原鎌足^{かまたり}（614-99）の孫にあたる豊成（704-66）の娘）のような高貴な身分の者ですら、曼陀羅^{はす}を連糸で編むために手づから機織^{はたお}りをしていたと出てくる。そして恐らく『源氏物語』帚木^{ははきぎ}を受けて、右馬頭（従五位）の妻・娘ならば、裁縫は織姫の腕前に劣らない、と言われていた、ともある⁹。確かに、この本を読みながら物の名前を覚えていくというような意図があったとしても、こうした叙述はある程度の教養が無くては解釈できないため、その意味で想定読者層が狭まるとは言えそうである。ただ、北小路俊光^{きたのこうじとしみつ}（1642-1718）が恐らく本書の系統にあるものを蕃山から借り受けている（正宗 1978a, pp. 16-17）以上、想定読者層はもう少し幅を持って設定した方が良いように思われる。

以上、紙幅の都合から、嫉妬の戒め、内治・外事区分、「女事」に関わる叙述に止まるが、『女子訓』上の叙述を、問学の観点から再読した。問いは、蕃山の叙述の都合から設定される場合もある（「女事」）ものの、嫉妬や内治・外事区分の叙述に見られた問いは、男性優位に解釈し得る儒学規範に対して、女性が日常で持ちそうな疑問を代弁していそうなことが窺^{うかが}えた。答えに関しては、蕃山の中で動かしがたいと認識される儒学規範^{ラディカル}の“根本”的な要素自体は維持されるものの、男女間のある程度の相互性や女性の「齊家」に関わる一定の主体性を保障する回答が為されていた。冒頭で師説の『鑑草』に留保を付すように、蕃山の問学が師説との緊張関係から成り立つと考える時、蕃山の女訓読者は日常生活における問学を通じて師説を修正しながら、「日々月々に進」む営為への参加に開かれていたのだろう。池田 1992, pp. 78-81 で紹介される蕃山周辺の女性たちが蕃山らの学びの中に参加する動きは、このような女性に開かれた問学の実例として再考する余地を残している。

9 『源氏物語』帚木に「竜田姫と言はむにもつきなからず、織女の手にも劣るまじく」とある。

5. 注釈の布置

前章では、現実の女性から出されそうな問いを想定することで、蕃山が女性を考慮した儒学規範の再構築を志向したと指摘した。また、蕃山はこの営みを虚構として成立させるのみならず、現実には女性の問学を含む儒学の“深化”を志向していた可能性も確認した。本章の課題は、問答体も含むが、多くの部分は問答体ではない、『周南・召南之解』、『源語外伝』などの「注釈」を問学としてどのように位置づけたらよいか、にある。

(1) 学と楽

この問題を考える前に、『集義和書』で、学全体がどのように関連付けられているのかを的確に示す叙述を、予め確認しておく。

故に^{ふう}風を^{かえ}易すること^{がく}楽より^{どうがく}よきはなし。道学の楽に成就すること
よりは問学し、^{せいがく}正樂を^{ならい}習て^{のち}後^{はじ}初て^{しる}知べし。文学して道理を知といへど
も、^{しらざる}楽を^{その}不知者は、^{つう}其風情に通ぜず。^{ぶんがくがくどう}文学楽道かね^{たのし}用ひても心術をしら
ざれば、これを心に得て^{たのし}楽むことあたはず（正宗 1978a, pp. 354–355）

風俗を改めるには、“正しい”音楽が一番だ、というのが蕃山の結論である。感情に働きかけて、政治や社会を変革する叙述だけを見れば、スピノザ（1632–77）との親近性を考える人もいるだろう¹⁰。問学・文学・心術・楽^{あいま}相俟って初めて道学は成就するという話である。

(2) 『源氏物語』と風化

前節で楽についてわざわざ確認したのは『源語外伝』の性格に関わるからである。冒頭の対話を見よう。

10 スピノザにおける政治と感情の関係について、例えば河村 2013 など。大橋 2023 は部分的にはこの問題を取り上げる。

ある婦人云、いにしへより男がたの教えをかけるさまへの書の中には、女がたのまねぶべきことも有^{ある}べけれども、文学なきものはよみとき^{がた}難く侍れば、むかしより書おけるかなの物語をのみ見侍りて、いさゝか心を得んより外の事を知らず。(中略) 源氏物語は色好みの事を作りて書侍るものなれども、(中略) よろづの事をみるに心得よく侍る事多く侍り。(正宗 1978b, p. 419)

前章で、問答には蕃山の行論の都合によるものと、現実の女性が聞きそうなことの2つがあることを確認したが、この独^{モノ}白^{ローグ}は前者だろう。『女子訓』上で、

男は志^{こころざし}だにあれば、文学する事易^{やす}し、女は親か夫に学ぶべきより外^{ほか}師友^{しゆう}を求^{もとむ}る事かたし。文学なければ、よむべき書も少なし(正宗 1978b, p. 419)

とあるのを受けている。男性向けの本は難しいから、女性向けの仮名の本を読んでみたが、あまり満足できておらず、その中でも源氏物語は、興味深いという模範解答を蕃山は準備する。答えの要点だけ抜き出そう。

上^{じょうだい}代^{びふう}の美風おとろへて、俗にながれん事をなげきおもふといふとも、あらはに正しき書は、人いみてちかづけず。見る人少なければ、世にあまねからず。(正宗 1978b, p. 419)

プロレタリア文学の多くがそうだったように、説教臭い本は嫌われる、ということだ。そのうえで、蕃山はこの物語の「奥意」が分かる人として登場する。

故に此^{この}物語におゐて、第一に心をつくべきは、上代の美風なり。礼の正しくしてゆるやかに、楽^わの和^{ゆう}して優なるてい、男女ともに上臈しく、常

に雅楽を^{もてあそん}翫ていやしからぬ心もちいひなり。(中略) すべて此物語は風化を本としてかけり。中にも音楽の道^{くは}委くしるせり(正宗 1978b, pp. 420-421)。

風を移し俗を易る(に)は楽よりよきはなしといへり。此物語において音楽の道とりわき心をと^{このゆえ}めて書おけるは此故なり(中略) 此物語りは自然と人の好める好色をつり糸にして、普く世の人にもてそばしめ、明君の興り給はむまで残しと^めめんの志なり(正宗 1978b, pp. 422-423)

調和のあった“理想”時代を、人々の興味を引く色好みを交えて描くことで、人々を自然に“理想”時代に向けて風化していくというのが、ここで蕃山が『源語外伝』で主張したいことである。『集義和書』と同じ文言が登場し、とりわけ音楽に着目するよう繰り返し促していることが窺える。

(3) 『詩経』と風化

同様の趣旨は、『詩経』注釈にも^は当て嵌まる。

しかるに凡人は我情^{ぼんじん わがじょう}の正不正さへしらざれば人情^{せいふせい}は猶^{なお}しることなし。いさゝかこれをしれりと思ふ人も委^{そのじょう}しからずして、人に対して其情に通ぜざるが故に、自己の心地も安^{やす}からず、親族和せず、家の^{ととのわ}斉ざる事常にこゝにあり。(中略) 況^{いわん}や人情によく通ぜずしては、ものいふとも郷党^{きやうとう}・隣里^{りんり}にも行はるべけらず、人の情能^{よく}通じて是をいふこと精蜜^{せいみつ}也。学者^{この}此道理^{めいべん}を明弁して人情物理をつまびからにする人は、詩を学びたると云べし。(正宗 1978b, p. 366)

この引用は、『論語』陽貨篇^{ようか}で孔子が息子の伯魚^{はくぎよ}に『詩経』周南・召南を読むように勧める場面の趣旨を尋ねる問いの答えである。要するに、凡人は自分の感情の正しささえ分からないのだから、人の感情など知らないし、人情に通じていなければ何かを言っても、相手に受け入れられ、行われるに至らないから、『詩経』は情を深く学ぶにはうってつけた、と述べている。そし

て、『詩経』^{はいふう}邶風以降に淫詩^{いんし}が多いのは何故かと問われ、その理由を説明する中で、

詩経はまづは女^{おんな}わらはべに世のさましらせんとて、浅^{あさ}へと鳥獸や草木の名を知しめたる也（正宗 1978b, p. 367）

つまり、元々は女性や子どもが物の名前を覚える書物だと明かされる。この記述は、前章の『女子訓』上における「女事」で議論したことの傍証ともなろう。この淫詩の話題が終わると、「源氏物語を詩経にならべいへるはいかゞ」という疑問が取り上げられる。

二南^{になん}の詩のごときは自然^{びみ}の美味のごとし。源氏は聖学の心を以て助める時は美也。（中略）野草のごとくにして助ても調^{ちようさい}菜^{なり}と成がたきがごとし。（中略）世の学者の源氏物語を淫乱不節^{いんらんふせつ}の書といへるは、人情の正不正^{しる}を知といふ詩の奥旨^{おうし}にもいたらざるか。（正宗 1978b, p. 369）

この記述からは、『詩経』よりも、『源氏物語』から「人情」に関する教訓を引き出すことが難しいことが窺える。

このように、ある程度物語性のある『女子訓』の記述と対比するならば、『詩経』や『源氏物語』の諸注は、最終的には自身で経に当たらねばならないという困難がある。つまり、作品自体は「情」に通じていても、蕃山の「奥義」を引き出すという注釈自体は蕃山自身が否定する、ある種の説教臭い性質を持っており、読者の興を冷ます。ここで、再び冒頭の『集義和書』の引用に戻り、蕃山の問学と諸注を整合的に捉えようとするなら、これらの諸注はあくまでも、読者自ずからが「楽」に至るためのガイドのようなものだとするしかない。すなわち、あくまでも経自体は自分で読み込み、問学していくものであり、蕃山の注釈というのは最終的には「投げ捨てられるべき梯子^{ばしご}」となるのだろう。蕃山は事実、「学派立て」を忌避しており、学説それ自体を絶対視することを避けていた（大橋 2023, pp. 172–173）。とすれば、

蕃山は女性自身が漢文を読み、自ら実践し、考えるという東里や薫子の地下
水脈となっているのかもしれない。

6. おわりに

本稿では蕃山の間学という^{プラグマティズム}実践という観点から、蕃山の女訓の性格付けを再考してきた。そもそも蕃山は和文体の注釈により、儒学の実践に参与できる間口を水平的に拡張しようとしていた。そして、少なくとも『女孝経』などから影響を受けたであろう、女訓の間答体というテキストにおいても、注釈を参照しながら、経それ自体に当たりつつ、実践しながら疑問を持ち、思索する女性像を描いた。この間答体における問いは、蕃山が回答する行論の必要性から設定された場合もあるが、現実生きる女性が出しそうな“葛藤”を想定し、その回答において、蕃山が維持すべきと考えたジェンダー規範の制約は残されてしまったものの、男女間の相互性や女性の「齐家」に関わる主体性をある程度意識した回答が為されたことも具体例から確認してきた。また近親者に限られたが、そのような女性が登場することを期する実践にも関わっていた可能性も指摘した。このような問答＝弁証という営為は、経の解釈の権威性を相対化させ、新たな解釈可能性に開かれており、女性向けの古典に付された諸注は、女性自身が実践を媒介とする経の新たな理解に出会う余地を残していたものと思われる。

本稿に残された課題として、①今回の論文執筆過程で明らかになった全集未収録の乙本系統の文献学的考察、②『詩経』注釈における朱熹新注以外の注釈による影響の検討、③蕃山研究全体における「問学」の射程の検証、④蕃山の女訓の儒学の女性教育思想史全体における位置づけなどが残された。別稿を期したい。

注記

古典籍からの引用は、写本・版本を参照し、読みやすさのため、筆者の判断で送り仮名を付し、表現を改めた場合がある。

参考文献

- 浅沼アサ子 (1989) 「熊沢蕃山の女子教育論に関する考察 1」『東京家政学院大学紀要』28, pp. 63-77。
- 浅沼アサ子 (1990) 「熊沢蕃山の女子教育論に関する考察 2」『東京家政学院大学紀要』30, pp. 117-123。
- 浅沼アサ子 (1991) 「熊沢蕃山の女子教育論に関する考察 3」『東京家政学院大学紀要』31, pp. 131-155。
- 浅沼アサ子 (1993) 「熊沢蕃山の女子教育論に関する考察 4」『東京家政学院大学紀要』33, pp. 133-159。
- 蕃山先生三百年祭実行委員会編 (1990) 『熊澤蕃山』蕃山先生三百年祭実行委員会。
- 尾藤正英 (1961) 『日本封建思想史研究』青木書店。
- 江口尚純 (2014) 「詩経解釈史より見た熊澤蕃山」『詩経研究』36, pp. 1-14。
- 遠藤マツエ・正保正恵 (1992) 「近世における家族関係規範に関する基礎的研究」『日本家政学会誌』43-9, pp. 943-949。
- 池田仁子 (1988) 「熊沢蕃山の「女子訓」について」『日本歴史』476, pp. 88-104。
- 池田仁子 (1991) 「熊沢蕃山の「子育て像」」『日本歴史』518, pp. 35-52。
- 池田仁子 (1992) 「熊沢蕃山の女性観」『季刊日本思想史』38, pp. 69-85。
- I・J マックマレン (1979) 「熊沢蕃山」相良亨・松本三之介・源了圓編『江戸の思想家たち』上 研究社 pp. 64-111。
- 石川松太郎編 (1977) 『女大学集』平凡社。
- 今井源衛 (1974) 「女子教訓書および艶書文学と「源氏物語」」阿部秋生編『源氏物語の研究』東京大学出版会 pp. 83-111。
- 妹尾好信 (2002) 「『源氏外伝』諸本考・序説」『広島大学大学院文学研究科論集』62, pp. 31-48。
- 笈久美子 (1985) 「江戸初期三儒者の女訓思想にみる母と女」脇田晴子編『母性を問う』下 人文書院 pp. 41-70。
- 神原邦男 (1983) 「熊沢蕃山の思想」『就実女子大学研究紀要 一般教育』2, pp. 139-167。
- 河村厚 (2013) 『存在・感情・政治』関西大学出版部。
- 鬼頭孝佳 (2021) 「近世日本儒学女性教育思想における中根東里の布置」『名古屋大学中国哲学研究会』19・20, pp. 107-131。
- 鬼頭孝佳 (2023a) 「若江薫子の女性教育論」『哲学と現代』38, pp. 17-39。
- 鬼頭孝佳 (2023b) 「若江薫子の女性教育論」『名古屋大学中国哲学研究会』22, pp. 57-81。
- 高美正 (2002) 「貝原益軒の思想からみた日本近世社会の女性観」『言語・地域文化研究』8, pp. 285-306。
- 黒川真道編 (1910) 『日本教育文庫女訓篇』同文館。
- 前田勉 (2013) 「近世前期の学校構想」『日本文化論叢』21, pp. 31-52。
- 正宗敦夫編 (1978a) 『増訂蕃山全集』1 名著出版。
- 正宗敦夫編 (1978b) 『増訂蕃山全集』2 名著出版。
- 正宗敦夫編 (1978c) 『増訂蕃山全集』4 名著出版。

- 正宗敦夫編 (1978d) 『増訂蕃山全集』 5 名著出版。
- 正宗敦夫編 (1979a) 『増訂蕃山全集』 3 名著出版。
- 正宗敦夫編 (1979b) 『増訂蕃山全集』 6 名著出版。
- 松澤和宏 (2009) 「〈テキスト布置の解釈学〉の理論的素描の試み」『HERSETEC』 3-2, pp. 1-12。
- 源了圓 (1980) 『近世初期実学思想の研究』 創文社。
- 源了圓 (1988) 『江戸の儒学』 思文閣出版。
- 宮崎道生 (1995) 『熊沢蕃山』 新人物往来社。
- 森和也 (2017) 「近世日本における三教一致論の泥濘」『比較思想研究』 44, pp. 78-83。
- 中泉哲俊 (1966) 『日本近世教育思想の研究』 吉川弘文館。
- 中川優子 (2021) 「熊沢蕃山の音楽思想」『日本思想史学』 53, pp. 65-82。
- 中野節子 (1997) 『考える女たち』 大空社。
- 長島光二 (1984) 「熊沢蕃山の農兵論と歴史認識」『史観』 111, pp. 26-41。
- 日本図書センター (1980) 『近世女子教育思想』 1 日本図書センター (梅沢精一編 (1905-1906) 『武家時代女学叢書』 1-3 有楽社の抜粋複製)
- 大橋健二 (2014) 「フクシマと「倫理」の再興」『アジア遊学』 176, pp. 36-50。
- 大橋健二 (2023) 『天地の間に己一人生きてありと思ふべし』 勉誠出版。
- 奥谷浩一 (2015) 「環境倫理学から見た熊沢蕃山の思想」『札幌学院大学人文学会紀要』 97, pp. 105-143。
- 佐久間正 (1977) 「時処位論の展開」『日本思想史研究』 9, pp. 28-39。
- 澤大洋 (1998) 「熊澤蕃山における近代的政治経済思想の発生」『東海大学紀要 政治経済学部』 30, pp. 41-76。
- 関雅泉 (2018) 「熊澤蕃山における誠意と致知の解釈について」『研究論集』 18, pp. 17-29。
- 瀧康秀 (2003) 「熊澤蕃山の述作の意識と和書・和歌」『漢文学解釈と研究』 6, pp. 95-120。
- 竹内章郎 (2010) 「優生思想を含む能力主義を廃棄しうる新たな平等思想の契機」『中部哲学会年報』 50, pp. 69-82。
- 谷口澄夫・宮崎道生編 (1980) 『増訂蕃山全集』 7 名著出版。
- 中国地方総合研究センター (2008) 『歴史に学ぶ地域再生』 吉備人出版。
- 牛尾春夫 (1968) 『熊沢蕃山』 第一学習社。
- 山本登朗 (2010) 「『伊勢物語』の世界」『関西大学図書館フォーラム』 15, pp. 3-10。
- 山田芳則 (2014) 『熊沢蕃山の思想冒険』 思文閣出版。
- 吉田俊純 (2005) 『熊澤蕃山』 吉川弘文館。
- 宮崎道生 (1990) 「哲人教育者 熊沢蕃山」『三百年祭記念誌 熊沢蕃山』 (蕃山先生三百年祭実行委員会編) pp. 29-65。

謝辞

本研究に関わるテーマをご助成くださった東海ジェンダー研究所、本稿の執筆に関する資料収集や校正に、木村歩未さん、嶋崎史崇さん、谷川太一さんからのご協力を得、お名前は挙げないが数名からコメントを寄せて頂いた。記して感謝申し上げる。

「セックスもまたジェンダーである」のか？

——ポスト構造主義フェミニズムにおける
ジェンダー概念再考に向けて

Is Sex “Subsumable under Gender”?:
Reassessing the Concept of Gender within Poststructuralist Feminism

古川 直子 FURUKAWA Naoko

This paper argues that while the social constructionist approach to sex and gender is an important development in feminist theory, there is a need to clarify terminological ambiguity to avoid conceptual confusion. By doing so, we can better understand the potential of feminism both methodologically and theoretically.

1. はじめに

性的マイノリティやフェミニズムというテーマについて、近年かつてないほど急速に社会的な関心が高まりつつある。ニュースや新聞でこれらに関連する話題を目にしない日はないと言ってもよいほどである。その一方で、ジェンダー／セクシュアリティ研究の概念的枠組みをめぐる理論的な作業は長らく停滞を迎えている。この結果として、性別をどのようなカテゴリーと捉えるのか、セックス／ジェンダーという用語が何を意味するのかという議論の基本となる概念的なレベルで混乱が生じているのである。さまざまな立場間の対立が過熱する状況において、前提となる概念枠組みを精査し再構築することは喫緊の課題である。

この混乱の直接的な原因は、1980年代から90年代にかけて登場したポスト構造主義フェミニズムの主張にある。「セックスもまたジェンダーで

ある」というその提起 (Butler [1990] 1999; バトラー 1999) は¹、通文化的カテゴリーとしての性別理解を解体した。それによって、フェミニズムの主体としての「女性」というカテゴリーが何を指すのかが不明瞭になった (Alcoff 1988, Young 1994)。すべての女性に共通する性質が存在しないとすれば (Spelman 1988)、女性という集団について有意味に語ることはそもそも可能なのだろうか。このような問いが、フェミニズムの存立条件そのものを揺るがしはじめたのである。

近年のセックス／ジェンダーの区分をめぐる議論はこの転回の余波を受け、英語圏では主として「女性」の定義をめぐる論争として展開されている (Mikkola 2016)。そこで問われているのは、女性が女性と呼ばれること以外にはなんの共通点ももたない集団であるのかどうかである。

この論争はポスト構造主義フェミニズムの知見を基盤として、ジェンダーの再定義を焦点としてきた。そこでは大きく分けて二つの立場がある。ひとつは、生殖機能を基準とする社会的位置づけとしてのジェンダー理解 (Witt 2011, Haslanger 2012) である。もう一方は、アイデンティティにもとづくカテゴリーとしてのジェンダー理解 (Bettcher 2013, Dembroff 2018) である。多くの論者はジェンダーというタームに複数の語義を認め、それらが文脈に応じて使い分けられるという立場を採用している (Saul 2012, Bettcher 2013, Diaz-Leon 2016, Ásta 2018, Dembroff 2018)。それは「女性」というタームが「クラスター概念」であるという理解 (Stoljar 1995, 2011, Stone 2007) を下敷きにしたものである。この理解によれば、女性とは性染色体や第二性徴といった生物学的特徴、女性的な身のこなし、家事や育児を担うこと、ジェンダー・アイデンティティなどのさまざまな特徴の複合体である。

一般的な語義において、女性や男性とは生殖機能にもとづく生物学的分

1 ポスト構造主義フェミニズムのもっとも有名な論者といえば、J・Butler である。しかし、Butler の理論については別稿 (古川 2023, 2024) で考察したため、本稿では取り扱わない。

類である。しかし、この定義が機能しない文脈（たとえば、トランスジェンダー・コミュニティ）もある。これらの複数の用法を両立させるために、ジェンダーには単一の語義がないと主張されるのである。しかし、これらの語義をたんに併存させることもまた、望ましくないと指摘される。たとえば Jenkins (2016; ジェンキンス 2022) によれば、「女性」というタームの語義には次の2種類がある。生殖機能を基準とする社会集団（階級）としての女性と、ジェンダー・アイデンティティを女性とする定義である。Jenkins は前者の定義が後者の定義による女性を排除していると批判し、後者の定義を優先させるべきであると主張する。Bettcher (2013) や Dembroff (2018) も同様の立場を採用している。

これらの近年の議論は、ポスト構造主義フェミニズムにおける理論的問題を正確に引き継いでいる。それは、性別が社会集団として機能する生物学的分類であるという基本的事実の看過である。セックス／ジェンダーの区分の限界を乗り越えたときされるこの理論は、実のところ、この区分以前の状況へと逆戻りしかねないような危うさを抱えていた。現在の議論の問題も、これとまったく同型である。そこでは生殖機能を基準とする分類と、この分類と恣意的に結びつけられた数々の資質や特徴、そして生物学的基準にもとづく社会集団への帰属意識（ジェンダー・アイデンティティ）が区別されることなく、同一平面上に位置づけられるのである。本稿はこのポスト構造主義フェミニズムの難点を分析することで、ジェンダー／セクシュアリティ研究に理論的な進展をもたらし、性別やセクシュアリティによる差別を解消するという実践的課題への基盤を立て直そうとするものである。

かつてセックス／ジェンダーという区分は、生物学的決定論に対抗するための重要な武器として導入された (Oakley 1972) (Haraway 1991, p. 134; ハラウェイ 2017, p. 256)。しかし、これに依拠することは、セックスと自然を「それ以上説明する必要のない不変の生物学的現実」として自明視することでもあった (Oudshoorn 1994, pp. 2-3)。1980年代以降はこの点への反省から、身体や自然をめぐる生物学的認識そのものが批判的に問われるようになる。ジェンダーを「性差についての知」と捉えることで、生物学的セックスもま

た、ひとつの社会的なカテゴリーであるという洞察が提起されたのである。

ポスト構造主義の立場からこのジェンダー定義を導入した論者は、歴史学者の J・W・Scott である。知としてのジェンダーという Scott による定義の影響力は大きく、日本でもジェンダー研究の理論的到達点として評価されてきた（江原 2001; 上野 2002; 牟田 2006; 伊藤 2008; 井上 2011; 荻野 2011; 千田 2013; 高橋 2014; 館 2014）。

しかし他方で、このアプローチの立論そのものに論理的な矛盾が含まれているという点については十分な議論がなされてこなかった。ポスト構造主義フェミニズムにおいては、知としてのジェンダーがセックスを包摂し、両者の文化的・歴史的可変性が強調される。そこでは生物学的カテゴリーとしての性別（セックス）そのものが社会的構築物とされる。しかし実のところ、性別認識の文化的多様性を言うための前提として、生物学的セックスは不可避に要請されている。実際には自らが前提として依拠しているものを、ポスト構造主義フェミニズムはすでに解体したと称してきたのである。しかし、この前提は暗黙理に持ち込むべきものではなく、明示されるべきものである。本稿ではポスト構造主義ジェンダー論によって切り拓かれた視座の意義をあらためて整理し、これを生産的に引き継ぐための方策を提起したい。

2. J・W・Scott によるジェンダーの再定義

身体的なものを社会的なものから切り離し、身体を自然の側に位置づけることは、「セックスの（前言語的な、非歴史的な）自然としての地位」（Scott [1988] 1999, p. 200; スコット 2004, p. 405）を担保してしまう。これに対して Scott が提起するのは、セックスとジェンダーの両方を概念として、すなわち知の形態として位置づけるという方策である。しかし、Scott の議論には、ここで切り拓かれたポテンシャルを掘り崩しかねないような要素が含まれてもいる。それは同一のタームが経験を切り分ける認識の枠組みと、それによって切り分けられる経験の両方を指し示してしまうというターミノロジーの混乱である。

まず、Scott が「性的差異 (sexual difference) についての知」(Scott [1988] 1999, p. 2; スコット 2004, p. 25) として定義するジェンダーは、認識枠組みの側に問題なく位置づけられる。ジェンダーとは「性的差異に与えられる複数の、矛盾した意味」(Scott [1988] 1999, p. 25; スコット 2004, p. 67) であり、セックスもジェンダーと同じく「性的差異についてのある種の信念の表現」(Scott [1988] 1999, p. 201; スコット 2004, p. 407) として、歴史的に可變的な概念として取り扱われる。

これらの説明からすると、性的差異とは意味や知そのものではなく、意味や知によって切り分けられる側の事象である。この言葉はセックスをジェンダーと同じく知 (概念) として取り扱ったことによって発生した空白を埋めるかのように登場している。「両性間の差異」や「肉体的差異」というタームも、これと同様である。たとえば、ジェンダーとは「両性間の差異 (the differences between the sexes) についての知を分節化し、実行するもの」(Scott [1988] 1999, p. 206; スコット 2004, p. 416) であり、Scott のきわめて有名な定義によれば、「肉体的差異に対して意味を確立する知」である (Scott [1988] 1999, p. 2; スコット 2004, p. 24)。

この意味づけや知としてのジェンダーは文化や社会集団や時代に応じて変化するが、その可變性は「女性の生殖器官をふくめ、身体に関わるいかなるものも、社会的分業がどのようにかたち作られるかを一義的に決定することはない」ことを示している (Scott [1988] 1999, p. 2; スコット 2004, p. 24)。ジェンダー概念はこうして「性的差異についての歴史的に特殊な知」として相対化される (Scott [1988] 1999, p. 9; スコット 2004, p. 40)。

ジェンダーやセックスをこのように知として位置づけるなら、それらが何についての知であるのかは決定的に重要である。ある事象についての意味づけが歴史的・文化的に可變的であると語りうるのは、時代や文化に応じて異なる仕方で切り取られうるような共通の基盤を前提としている限りにおいてだからである。「性的差異に与えられる可變的で矛盾した意味」(Scott [1988] 1999, p. 10; スコット 2004, p. 41) について、意味づけの可變性や複数の意味づけのあいだの矛盾を語りうるためには、それらが同一の対象

(性的差異) についての意味であることが前提とされなければならない。

しかし、Scott が「男女間の固定的で自然な身体的差異」(Scott [1988] 1999, p. 2; スコット 2004, p. 24) や「身体的な性差」(Scott 2001, p. 24) を否定的にしか参照しないことによって、また性的差異というタームをも可変的なものの側に位置付けることによって、話はややこしくなってくる。Scott は「身体的差異という単一の変数に依拠する理論」に対して批判的である。身体的差異には「普遍的かつ不変的」な側面があるため、この種の議論は「人間の身体——社会的構築なり文化的構築の外部にあるような——に一貫した、もしくは固有の意味があるとみなし、それによってジェンダーそのものの非歴史性を想定してしまう」からである (Scott [1988] 1999, p. 34; スコット 2004, p. 86)。

性的差異というタームはほとんどの文脈において知や意味づけの対象として把握される一方で (Scott [1988] 1999, p. 2, 6, pp. 9-11, p. 25, 175, 201; スコット 2004, pp. 25, 32, 42-43, 67, 354, 407)、「文化的・歴史的に可変的であるが、それが自然な物理的身体を参照するために固定的で自明であるかに見える」(Scott [1988] 1999, p. 55; スコット 2004, p. 125, 強調引用者) ものとも説明される。しかし、性的差異についての知や意味づけ (=ジェンダー) が時代や文化によって可変的であるという主張と、その知や意味づけの対象たる性的差異もまた文化や歴史によって可変的であるという主張は、論理的に整合しない。

Scott は「ジェンダー」という語がかつてのラディカルな含意を失ったという事情を分析したのち、次のように述べている。

その理由によって、わたしは自分の著作でしだいに「ジェンダー」を使わなくなっていくた。代わりに、両性間の差異や、歴史的に可変的な概念としてのセックスについて語るようになったのである。(Scott [1988] 1999, p. xii; スコット 2004, p. 16, 下線引用者)²

2 この箇所は1999年の新版で加えられた序文に相当する。

これと同様の文章を、1999年の講演では以下のように言い換えている。

その理由によって、わたしは自分の著作でしだいに「ジェンダー」を使わなくなっていった。代わりに、性的差異（このタームは固定した差異を前提にするものではなく、差異の働きを検討するためのものである）や、歴史的に可変的な概念としての生物学的セックスについて語るようになったのである。（Scott 2001, p. 34、下線引用者）

このような用法を総合すると³、性的差異と呼ばれるものが意味づけ（知）なのか、意味づけの対象なのかが判然としない。そして、そもそも Scott において可変的でないものとはいったい何なのか。この混乱を踏まえるなら、「肉体的差異に対して意味を確立する知」という Scott によるジェンダーの代表的な定義も、妙に曖昧に思われてくる。ど・の・よ・う・な肉体的差異に対する意味づけであるのかが省かれているのには、何か事情があるのだろうか。Scott は「男女間の固定的で自然な身体的差異」や「身体的な性差」の实在に触れることを慎重に避けるが、これが存在したとしていったい何が困るのだろうか。

もちろん、それでも Scott の議論が何を言わんとしているのかをわれわれは問題なく理解できる。それはたとえば、生物学的な差異、とりわけ妊娠と出産にもとづく性別分業はもっともよく根拠づけられた集団幻想であるとい

3 著作と講演でほとんど同じ文章を用いながら、微妙に用語を変更している箇所として次の引用も挙げられる。

「ジェンダー」が性的差異の先在を前提とし、実際この差異に問題なく依拠するとき、ジェンダーとセックスを概念としてはっきりと区別することはできなくなる。（Scott [1988] 1999, p. 201; スコット 2004, p. 407、下線引用者）

「ジェンダー」が身体的な性差の先在を前提とし、これらの差異の同義語となるとき、セックスとジェンダーを概念としてはっきり区分することは難しくなる。（Scott 2001: 24、下線引用者）

う Bourdieu (1980, pp. 246–247; ブルデュー 1998, p. 4) の指摘や、「身体間のセックスに関わる差異は、つねにセクシュアリティとは何の関係もない社会関係や諸現象に対する証拠として引き合いに出される」(Godelier 1981, p. 17) という一節の引用をつうじてである (Scott [1988] 1999, p. 45; スコット 2004, pp. 107–108)。しかし Scott はなぜか、自分の言葉でこの生殖機能に関する身体的差異について語ろうとはしない。この傾向は Scott による提起を継承した Nicholson にも引き継がれ、さらなる混乱を招くことになる。

3. L・Nicholson による「生物学的基礎づけ主義」批判

L・Nicholson は Scott による「セックスのジェンダーへの包摂」を高く評価し、それをさらに先鋭化しようとする。Nicholson の議論の特徴は、男女の性格や行動に通文化的な共通性を見いだすことだけでなく、男性／女性という区分を生物学的なカテゴリーとして把握すること自体に批判が向けられるという点である。たとえば、女性は関係性志向で養育やケアに向いており、男性は攻撃的で闘争的であるといった性格特性を一般化するのが誤りであるというだけでなく、そもそもこのような主張を可能にしている理路そのものを問う必要があると Nicholson は言う。

それが、「どの社会も男女の区別を作り出す際に、何らかのやり方で反応しなければならないような共通の生物学的ラックが存在する」(Nicholson 1994, pp. 89–90; ニコルソン 1995, p. 116) という「生物学的基礎づけ主義 (biological foundationalism)」なのである。セックス／ジェンダーの関係についての一般的な理解をコートラックに喩えると、性別役割規範 (ジェンダー) はセックスという「共通のラックとしての身体」のうえに乗せられる (Nicholson 1994, p. 81; ニコルソン 1995, p. 108)。コートラックに掛けられるものには文化を超えて似通っているものもあれば、異なるものもある。コートラックの形状によって、そこにひっかけられるものの内容がかなりの程度規定されると考えることもできるし、コートラックの形状は最低限の影響しかおよぼさないと考えることもできる。

このモデルにおいて、生物学的事実¹は直接的に性格や行動を決定するわけではない。しかし、「身体的特徴という所与²における共通性が、人間の分類において文化を超えた共通性を生み、そうして分類された人々に対する他者からの反応をも似通ったものにする」(Nicholson 1994, p. 95; ニコルソン 1995, p. 121) と想定する点で、この立場は生物学的決定論のヴァリエーションにすぎない。よって、男女の性格や行動に固有の本質的特徴があるとする生物学的決定論を乗り越えるには、この基底的認識の批判から始める必要があるということになる。

Nicholson が生物学的基礎づけ主義に代わって提起するのは、「生物学によって『女性』や『男性』についての主張を通文化的に根拠づけることはできない」(Nicholson 1994, p. 89; ニコルソン 1995, p. 115) という立場である。それは次のように、男性／女性という区分をコートラック・モデルに依拠せず理解することである。

最終的にはもちろん、ラックという概念そのものを完全に放棄することもできる。この場合、生物学はあらゆる社会に共通するものとして理解されるというより、ある文化に特有の一連の観念として把握されるだろう。それらは他の社会における何らかの関連観念に翻訳可能であることも、翻訳可能でないこともある。しかし、翻訳可能である場合ですら、男性／女性の区分がそれぞれの社会でどう理解されるかを、生物学があらゆる文化において同じように規定すると見なすことはできない。(Nicholson 1994, p. 90; ニコルソン 1995, p. 116)

われわれはこの「ラックの放棄」において奇妙なことに気がつく。Nicholson はコートラックを捨てたと言うのだが、捨てられたラックをよく見ると中身がすり替わっているのである。コートラックの比喻によれば、ラックとは身体という生物学的事実(セックス)のことであった。すなわち、それは「共通の生物学的ラック」「共通のラックとしての身体」「身体的特徴という所与」であり、「身体という物質的所与」「生物学的所与」

(Nicholson 1994, pp. 81-82; ニコルソン 1995, p. 108) 「ある生理学的所与」(Nicholson 1994, p. 89; ニコルソン 1995, p. 115) といった表現によって指し示されるようなものである。

しかし、ここで「生物学＝コートラック」は観念や認識の側に位置づけられている。それは「ある文化に特有の一連の観念」であり、他の社会における「何らかの関連観念」に翻訳できたりできなかったりするようなものである。つまり、もともとは生物学的事実が問題とされていたはずなのだが、生物学的認識に話がすり替わっているのである。これではコートラックそのものを捨てたことにはならない。

Nicholson の反一生物学的基礎づけ主義を駆動するのは、エスノセントリズムに対する問題意識である。セックス・アイデンティティが所与の通文化的な現象であるという考えは、「近代西洋社会に特有の信念体系の産物」にすぎない (Nicholson 1994, pp. 83-84; ニコルソン 1995, p. 110)。つまり、生物学的集団としての「女性」というカテゴリーを他の社会や時代にも見いだしそうとすること自体が、論者自身の文化的コンテキストによって規定された「身体をめぐる特定の理解」を密輸入することにはほかならないのである (Nicholson 1994, p. 95; ニコルソン 1995, p. 121)。

この主張の半分は正しく、半分は誤っている。それはある時代や文化に固有の認識枠組みについて言うなら正しい。たとえば、Laqueur ([1990] 2003, p. 7; ラカー 1998, p. 20、強調原文) が明らかにしたように、17世紀以前のヨーロッパ社会において「男や女であるとは、ある社会的地位を占め、社会のなかである位置づけを得て、ある文化的役割をになうことであり、相互に共約不可能な2つのセックスのうち、生物学的にいずれか一方であるということではなかった」。むしろ性別という社会的分類が、生物学という学問をその究極的根拠とするカテゴリーとして把握されること自体が歴史的・文化的に見て特異であるとすら言える。

この指摘は、われわれにとって既知のあらゆる文化において、生殖機能と結びついた身体形質が何らかの社会的意義をもつという事実とまったく矛盾しない。むしろ、この意味での性別を前提とすることは、それに対する意味

づけの文化的・歴史的変性を語るための条件ですらある。つまり、生物学のカテゴリーとしての女性の理解を他の地域や時代に持ちこむことは不適切であるが、生殖機能を弁別基準とする分類としての女性の存在を否定するなら議論が意味をなさなくなるのは自明である。

すべての女性が「一定の生物学的特徴を共有する」という言明は、生殖機能という特徴を弁別基準とする集団としての女性について言うなら（当然ながら）正しい。そして「女性であるとは何を意味するのかを規定するような、何らかの共通の基準」があり、それは「一定の生物学的特徴」とであるという前提を受け入れなければ、ある社会における「女性」というカテゴリーの文化的・歴史的多様性にまで話が進まないのである。

Nicholson はこのふたつの「女性」概念を混同することで、奇妙な議論に陥ってゆく。Nicholson は自身に対するありうべき反論として、次のような疑問を取りあげる。たとえば西洋社会における中産階級の女性に特徴的な行動や性格パターンを文化や時代を超えて一般化することは、たしかに不適切であるに違いない。しかし、「二種類に分けられうる身体の一つを有していること」から性別という分類が生じ、このカテゴリーが「ある共通の効果をもたらすような、ある共通の特徴を有している」と想定することの何が問題なのか、と (Nicholson 1994, pp. 95-96; ニコルソン 1995, p. 121、強調原文)。

これに対して Nicholson はこう答える。たしかにほとんどの社会における男性／女性の区分は、男女間のある種の身体的区分と関連づけられているように見える。しかし、両者の関係は非常に多様であり、「微妙な差異の膨大な可能性」をふくんでいるのである (Nicholson 1994, p. 96; ニコルソン 1995, pp. 121-122)。

Nicholson の言い分によると、われわれが異文化を前にしたとき、まず男性／女性の区分が見いだされ、それが男女間の身体的区別に結びつけられている（あるいは結びつけられていない）という観察がそれに次いで得られるかのようである。しかし、実際はそうではない。ある文化における社会的分類が男性／女性の区分として見いだされるのは、それが生殖機能と関わる身

体的特徴と関連づけられている限りにおいてだからである（ある文化において目の色を基準とする社会分類が観察されたとして、われわれはそれを男性／女性の区分とは見なさない）。

生殖機能を弁別基準とする人間の分類がその社会においてどのように意味づけられ、取り扱われているかはもちろん多様である。その点において、ある社会において男性や女性であるということがどのような意味をもつのかを、あらかじめ想定することはできない。それは当該社会の象徴体系に即してのみ理解可能だからである。そして、この固有の意味づけはその社会において誰が男性や女性として分類されるのかという点にまでおよぶ根本的なものである⁴。話をこの認識枠組みの次元に限定するなら、Nicholson の主張は正しい。

「身体そのものがどのように見られているかにおける微妙な差異」が、ある社会における男性／女性の区分をいかに多様に規定しているかを指摘するために、Nicholson はネイティブ・アメリカンにおけるベルダーシュの伝統と、アフリカの女性婚の例を取りあげる（Nicholson 1994, p. 96; ニコルソン 1995, p. 121）。これらの社会においては、男性器を有する人びとが自分自身を半分男性で半分女性であると認識し、他者からもそのように理解されたり、女性器を有する人びとが正式に「夫」として認められたりする。それらの文化において男性や女性であるということの意味は、西洋近代における男性／女性という区分とはまったく異なる意味をもつはずである、と。

Nicholson はここで、捨てたと称して隠し持っていたコートラックを使っている。この議論には性器を基準とする生物学的区分としての性別と、ある社会における固有の認識カテゴリーとしての男性／女性という二種類の性別理解がふくまれているのだが、Nicholson はこれらを切り分けられていないようである。

Nicholson は「女性」という語の意味をある特定の特徴によって定義するのではなく、複数の要素が複雑に折り重なったネットワークとして理解する

4 これについては具体例を後述する。

ことを提唱する。ここで参照されるのが、L・Wittgenstein による「家族的類似性 (Familienähnlichkeit)」の概念である。

ボードゲームやカードゲーム、ボール遊びや対戦競技はすべて Spiel (ゲーム、遊び) と呼ばれるが、これらすべてに共通する何らかの性質があり、それがこの言葉の定義をなすわけではない。ボードゲームとカードゲーム、カードゲームとボール遊び、ボール遊びと対戦競技といった各々のゲーム間にはそれぞれいくつかの共通点が見いだされるが、その特徴 (娯楽であるか、勝ち負けがあるか、相手が必要であるか、運やテクニックが必要か、等々) は他のゲームにも当てはまるとは限らない。そこにあるのは「互いに重なり合い、交錯しあうような類似性の複雑なネットワーク」である (Wittgenstein [1945] 2003, p. 57; ウィトゲンシュタイン 2020, p. 76)。

それは、背丈や顔立ちや目の色、歩き方や性格といったさまざまな類似性がある家族のメンバー間で重なり合い、交錯しあうさまに例えられる (母親と息子は背が高い点で似ており、娘と母親は目の色が同じで、父親と息子は歩き方がそっくりである、というように)。Spiel という語がこのような意味でひとつの「家族」をなす (Wittgenstein [1945] 2003, pp. 57-58; ウィトゲンシュタイン 2020, p. 76) のと同じように、女性というタームを理解しようというのである。

そのようなネットワークにおいて支配的な役割を果たすような——たとえば陰を有しているとか、ある一定の年齢を超えているといった——いくつかの特徴が存在するという事実は、この提案においてももちろん考慮される。また、この語 [woman] がそのような特徴が存在しないコンテキストにおいて使用されうるという点も認められる。たとえば、「陰」という概念が採用される以前の英語圏の国々や、陰を有していないけれども自分を女性であると感じている人たち、つまり手術を受ける前のトランスセクシュアルの人々といったケースである。 (Nicholson 1994, pp. 100-101; ニコルソン 1995, p. 126)

ここで列挙されている諸要素には、先に指摘したふたつの性別理解が混在している。ある社会において誰が女性とみなされうるか、ある身体器官をめぐる意味がその社会の象徴体系においてどのように切り分けられるかというローカルな認識枠組みに関わるものと、それらの認識枠組みの比較を可能にするような共通の基盤となるものである。Nicholson はこの語の理解を、さまざまな色彩の糸によって織りなされながらも、作品の全体をつうじて使われているような特定の色の糸はないようなタペストリーに喩えている (Nicholson 1994, p. 100; ニコルソン 1995, p. 126)。しかし、これほど次元の異なる事象を区別することなく「意味のタペストリー」に織りこむなら、Nicholson のコートラック・メタファーの分析はその眼目を失うことになる。

コートラック・モデル批判の意義は、生物学的基盤としてのラック（セックス）の存在を否定することにあるのではない。いまコートラックとして使用されているものが、どの社会においても普遍的にジェンダーという洋服を上に乗せるためのコートラックとして使用されるにちがいないという前提を問うことにその利点はある。しかし、Nicholson は性別の生物学的理解を批判の主眼に据えることによって、この論点を見失ってゆくのである。

4. ポスト構造主義フェミニズムにおけるジェンダー概念の再評価

Scott や Nicholson らのポスト構造主義フェミニズムの問題は、大きく2点に分けられる。それは主張そのものに内在する論理的矛盾と、ジェンダー概念の継承にまつわる問題である。まずは、内在的矛盾について確認しておこう。

Nicholson らは「性別」や「男性／女性」といったカテゴリーを通文化的な生物学的事実ではなく、あくまでも西洋近代のローカルな認識枠組みとして理解する。このアプローチを採用するなら、性別についての認識が他の時代や文化では異なるという主張は成り立たなくなる。他の社会では「女性（男性）である」ことがわれわれとは異なる意味をもつと語ることが、西洋近代特有の認識カテゴリー（「女性」や「男性」）を他の時代や文化に持ちこ

むエスノセントリズムにほかならないからである。

このアプローチに依拠するなら、「性別」や「女性／男性」といったカテゴリーが他の文化に存在するかのように語ること自体を禁欲しなければならないはずである。しかし、Nicholson らは逆に、性別についての認識の文化的多様性を強調する。これは矛盾である。性別や男性／女性であることの意味が異文化においては根本的に異なると主張することは、これらのカテゴリーが異文化にも存在すると認めることだからである。性別を通文化的事実として想定していなければ、それは成立しないはずの主張なのである。

もし Nicholson らの主張のとおり、性別が通文化的事実であるという前提を放棄したと仮定する。すると、西洋近代特有の「性別」や「男性／女性」というカテゴリーが他文化の何に相当するのかがもはやわからなくなる。われわれは比較の土台となるような通文化的な事実を一から探り当てなければならないのである。性別を通文化的な事実と見なさないということは、たとえば英語の *woman* を「女性」とする従来の翻訳がすべて使えなくなるということである。さまざまな言語における女性／男性、性別というタームの既存の翻訳はすべて、生殖機能を基準とする人間の分類を参照することで得られたものだからである。

たとえば、Meigs (1976, 1984, 1990) はパプアニューギニアの Hua の研究⁵において、「男性と女性のカテゴリー間で諸々の特徴を共有したり、メン

5 Hua の人々には、男性器を有する人々である *vi* と女性器を有する人々である *a'* という性器基準の区分とは別に、*kakora-figapa* という分類が存在する。女性の身体から発し、他人へと伝達されるような汚穢 (*pollution*) の量にもとづく区分である。出産や性交は女性にとって汚穢を浄化する行為であり、経血や膣の分泌液、分娩時の分泌物などをつうじて穢れは子どもや男性へと移される。*figapa* (「女性のような」の意) はこの汚穢を多く有する人々であり、子ども、閉経前の女性、産んだ子どもの数が2人以下の閉経女性、高齢の男性がここにふくまれる。逆に *kakora* (「男性のような」の意) とは、この女性物質に汚染されていない男性のことである。3人以上の子どもを産んだ閉経女性は、自身が有していた汚穢を大量に他人(子ども)に譲り渡したことによって *kakora* となる。男性の住居に住み、男性にのみ許される秘密の知識を得る資格を与えられるのである。一方、もともと *kakora* であった男性は、*figapa* の女性が用意した食事を摂ることや性交などの接触をつうじて穢れを受けとり続ける。高

バーシップを流動化したりすることで、男性—女性の対立を無効化し、曖昧にしようとする試み」(Meigs 1984, p. 49)を見出した。この社会では、「男性器を有する人々が女性物質に汚染されることによって女性に分類されたり、女性器を有する人々が自身の身体から外へと汚穢を移すことによって男性に分類されたりすることがありうる」(Meigs 1984, pp. 70–71)のである。

この独自の象徴体系は、性別という生物学的事実についての土着の解釈である。われわれが性別役割分業の根拠を生物学に求め、性格や行動特性における性差を生物学によって説明するとき、生物学はこれと同様のローカルな象徴体系として機能している。この認識枠組みを批判的に考察することと、生物学的分類としての性別の定義を否定することはまったく別である。

Meigs によれば、性的分類 (sexual classification) にはさまざまな基準がありうる。(a) 生殖器を基準とする一般的な分類のみならず、(b) 行動を基準とする分類や、Meigs がパプアニューギニアの研究で見出したような (c) 液体をつうじた伝染を基準とする分類などが存在しうるのである。従来の民族学的研究においては (a) のみが注目され、生殖器が男性であれば、セックスも男性であると想定されがちであった。しかし (b) のように、男性器を有する人物が本人の行動を基準として女性に分類されることもありうるという Meigs は言う (Meigs 1976, p. 405)。ここで Meigs は (a)(b)(c) を同列に並べているが、これは不適切である。(b) と (c) は、(a) を媒介としてしか見出されえないという点で、(a) は (b)(c) とは別の次元に位置している。

「男性器を有する人々が女性物質に汚染されることによって女性に分類されたり、女性器を有する人々が自身の身体から外へと汚穢を移すことによって男性に分類されたりする」という Meigs の (c) についての整理そのものが、(a) の基底性を物語っている。ここに見られるのは、Nicholson について指摘されたのと同じ問題である。われわれは (a) を出発点とすることなしに、異

齢の男性は長年の結婚生活をつうじて多量の汚穢を蓄積しているので、もはや *kakora* ではなく、*figapa* とみなされる。*kakora* から *figapa* となった男性は、それ以上の汚染を恐れる理由がないので、何を食べてもよく、忌避すべきものもない女性と同じ立場になるのである。

文化における「第三の性」と呼ばれる人々の存在を見いだすことはできない。その発見は、かならず次のような手順によってなされるからである。まず、われわれは(1)生殖機能を基準とする人間のカテゴリー（女性／男性）が当該社会においてどのように取り扱われているかをさぐる。(2)当該社会において各々の性別に割り当てられた役割や資質が見いだされる。(3)生物学的には男性（女性）でありながら、当該社会において女性（男性）の役割を担う、あるいは男性とも女性とも見なされない人々の存在が確認される。この人々を、われわれは「第三の性」と呼ぶのである。

Meigs の議論をふくめ、性別についての認識の文化的・歴史的多様性という知見そのものには、もちろん十分な意義がある。この価値ある知見を継承したければ、それを導き出すさいに用いられた前提を認めなければならない。ある文化と別の文化の比較を可能にする共通の土台を捨て去るということは、その比較をつうじて得られた知見を放棄することにほかならないのである。ポスト構造主義フェミニズムは、自分たちが拠って立つ基盤を自らの手で掘り崩している。これが内在的矛盾である。

次に、ジェンダー概念の継承におけるポスト構造主義フェミニズムの問題を指摘したい。ジェンダー概念の導入による「性別の社会的構築」論には、少なくとも3つの段階がある。まずひとつは、各々の性別とさまざまな役割や資質が、社会や文化によって人工的に結びつけられているという指摘である(①)。これは男らしさや女らしさの内容が、文化によって異なるという知見を根拠としている。たとえば、Oakley は、セックスとジェンダーの結びつきの人工性をこのように指摘する。

生物学的セックスが社会的役割の決定について有する主たる意義は、ある普遍的かつ明白な区分を提供することにあると言えるだろう。この区分は、他の差異が編成される際の中心となりうるようなものである。どの活動が境界のどちらの側に振り分けられるのかを決める主要なファクターは、文化である。(Oakley 1972, p. 156)

この①の段階で問われているのは、各々の性別に固有とされる資質や役割の人工性である。つまり、男らしさや女らしさの内容の構築性である。この次の段階では、性別という区分を中心としてさまざまな役割や資質が編成されているという形式そのものが問題とされる(②)。これは①からの必然的な展開である。Oakleyの着想の源のひとつは、Mead ([1935] 1977, p. xvi)の次のような指摘であった。すなわち、首にへその緒が巻きついた状態で生まれた子どもを生来の芸術家とみなす文化に対して、われわれは奇異の念を抱く。彼らが何の必然的な関係もないような二つの要素を想像によって結びつけていることは、われわれにとって明らかだからである。しかし、われわれが性別とさまざまな気質や活動を結びつけるとき、これと本質的に同じことを行なっているのではないか、と。

Meadは文化によって特異な解釈を与えられる別の生物学的事実の例として、出生順序を挙げている。たとえばマオリの文化では、首長の長男はとくに聖なる存在であり、接触には死の危険がともなうほどである。それゆえ彼のへその緒を切ることができるのは、一部の人間に限られる(Mead [1935] 1977, p. xv)。あるいは、アラベシュの人びとにとって、子どもの生まれ順は大きな意味をもつ。彼らは「第二子によく食べ、第一子は座って食べ物で遊んでいる」とか、「第二子はいま外に働きに行って、第一子は家で静かに座っている」などといった表現を用いる(Mead [1935] 1977, p. 45)。

もし出生順序という属性があらゆる場面でつねに参照される(「第二子の〇〇さん」とか「第三子ならではの感性」などというように)社会があるとすると、われわれは奇妙な感じを抱くだろう。しかし、われわれは「娘／息子」、「男性／女性」というカテゴリーをつねに使用することには疑問を抱かない。性別の社会構築論の②の段階では、この自明性こそが問い直される。特定の身体形質にもとづく分類が社会集団として存立するということがそのものが問題化されるのである。われわれの社会では「ふたつの性別にそれぞれ異なる役割を割り当て、あらゆる場所で男女に異なるふるまいを期待する」(Mead, [1935] 1977, p. xvii)。このように特定の身体形質が異なる社会的処遇

の根拠として選出されるということが、生物学的分類が社会集団として機能するということの意味である。

Oakley (1972, p. 209) によれば、現代の社会においてセックスで人間を分ける必要のある場面とは「ベッドルームと産科医院」のみである。にもかかわらず、セックスというカテゴリーは社会のあらゆる場面で参照される。Oakley は自然の事実としての性別理解によって隠蔽された、この奇妙さを問うのである。また、Rubin は「ジェンダーレス社会」の理想を次のように語る。すなわち、「そこでは、誰かがどういう人間であるか、何をなすか、性行為のパートナーが誰であるかと、本人の解剖学的性別は関わりをもたない」(Rubin 1975, p. 204; ルービン 2000, p. 149) のだと。Okin (1989, p. 171; オーキン 2013, p. 279) も同様の立場から、生物学的性別が目の色や足の指の長さと同程度の意味しかもたないような公正な社会を展望する。その社会には、目の色に応じた社会的役割が存在しないのと同様に、「男性の」役割や「女性の」役割というものが存在しないのである。もし生殖器の形状が目の色と同じ程度の価値しかもたない社会なら、われわれが産まれたばかりの子どもの性別をすぐさま知りたがることはないだろう。よって、われわれが子どもの性別にもはや関心を持たなくなったとき、真の意味での平等が実現されたと言えるのである (Lorber, 1994, p. 302)。われわれが現在、子どもの性別に無関心ではいられないのは、その子の社会的運命が生物学的性別によって決まることを知っているからである。批判的に検討されるべきは、この社会のしくみである。

Landweer (1993) によれば、生殖機能を弁別基準とする人間の分類がどの文化においても意味づけの対象としての必然性を帯びているのは、いかなる共同体もその構成員の死と誕生という現象に無関心ではいられないからである。この差異がどのように象徴化されるかは個々の文化に応じて多様だが、どの文化もそれを象徴化の対象として取り出すことに変わりないのだと。この考察において、Landweer は次のように述べている。

もちろん、配偶子のタイプがAであろうがBであろうが重要ではない

アカデミアの文化のように、そこにおいて生殖性 (Generativität) がほとんど重視されないか、まったく意義をもたない社会を思い描くことはできる。われわれの普段の生活において、(輸血を必要としない限りは) 血液型がどうでもよいのと同じようにである。(Landweer 1993, p. 39)

Landweer の説の当否はともかく、彼女がマージナルな生物学的特徴として血液型という例を取り上げたことは興味深い。われわれの社会において、血液型はどうでもよい身体形質ではないからである。血液型による性格分類が広く信じられている社会は、自分の血液型を知らないことが珍しくもない文化圏からやって来た人々の目には奇異に映るだろう。知としてのジェンダーという概念は、これと同様の驚きをわれわれにもたらすための視座として提起されたのではなかっただろうか。

ポスト構造主義フェミニズムは、「そもそも人々の身体にあるさまざまな特徴のうち、どれを重要な差異として、しかも性差の根拠として焦点化し、それにどのような意味や解釈を付与するか」を、ジェンダーの作用ととらえる (荻野 2011, pp. 27-28)。この視点そのものは、1970年代に導入されたジェンダー概念を正当に継承しうるものであった。しかし、ポスト構造主義フェミニズムは意味づけの前提としてのセックスそのものを解体するという社会構築論の第三のステップ (③) を採用することによって、その道をみずから絶ってしまった。

上野 (2002, p. 27) は、Scott の「身体的差異に意味を与える知」というジェンダーの定義が「不徹底に見える」として、それをさらにラディカル化しようとする。「ジェンダーという記号的秩序が身体の性別という所与の差異をとりたてて有標化する」と考えるのではまだ不十分であり、「身体の性別という所与の差異」という考え自体を疑う必要があるのだと。Scott 自身も Scott を引き継ぐ Nicholson も、この上野の議論と同様のラディカル化を志向している。それは本稿で論じたとおり、Scott による「性的差異」というタームの曖昧な位置づけと、性別の生物学的定義に対する Nicholson の疑念によって明らかである。しかし、彼らは生物学的決定論への批判をよりラ

ディカルにしようとして、踏み出す必要のない一歩を踏み出してしまった。

それは通文化的な生物学的事実としての性別の解体 (③) である。③はこれまで、②を正当に引き継いだものと見なされてきた。しかし、この解釈は適切ではない。①→②は、①に萌芽的にふくまれていた発想を②がより根本的な問いへと深めたという点で正当である。しかし、②→③はそうではない。それは③が先に確認したような自己矛盾を抱えているというだけでなく、①や②とは同時には成り立たない主張だからである。

ある生物学的事実が実在し、それにさまざまな意味づけや解釈が与えられるというモデルそのものを③の立場は認めない。それは意味づけに先立って存在する身体を想定することだからである。しかしそうすると、生物学的事実Xと、恣意的にこれと結びつけられた資質や活動Yをどうやって区別すればよいのだろうか。実際、Nicholson の「家族的類似性」としての性別概念においては、膈をもつということ (X) と、女性という社会集団への帰属 (Y) が同じ資格で性別の構成要素とされていた。

これはたとえば、赤血球の抗原と抗体のタイプを基準とする分類 (X) と、それと人工的に結びつけられた性格ステレオタイプ (Y) の両方を同じ資格で「血液型」と呼ぶようなものである。もちろんこの場合、血液型という言葉は前者のみに限定されるべきである。そうしなければ、後者Y (性格ステレオタイプ) があくまでも血液型Xと人工的に結びつけられた観念であることを指摘できなくなってしまうからである。性別を生物学のカテゴリーと見なさないということは、X (生殖機能に関わる身体形質) とY (性別役割やジェンダー・ステレオタイプ) を同じ資格で「性別」と呼ぶということである。

しかし、まさにこのXとYの結合を解きほぐすためにこそ、ジェンダーという概念が要求されたのであった。そして、XとYの人工的な結びつき (①) や、Xが異なる社会的処遇の根拠とされることの恣意性 (②) の指摘は、XをXとして名ざすことなしには成り立たない。意味づけに先立つ生物学的事実を認めない③の立場は、①と②を引き継ぐどころか、その発想と根本的に折り合わないのである。

ある特定の身体形質が社会的に有意義な差異として切り出され、その身体形質にもとづく人間の分類が異なる処遇によって特徴づけられるような社会集団として成立する。ポスト構造主義フェミニズムにおける知としてのジェンダー概念は、本来この局面をラディカルに問いなおすはずのものであった。それは生殖機能に関わる身体形質が社会的に意義を帯びるという普遍的と思われる事態そのものを、議論の射程に含みうるだけのポテンシャルを有していた。しかし、Scott らは意味づけの対象となる身体形質について曖昧にしか語らないことによって、この優位点を掘り崩してしまっているのである。

生殖機能と関わる身体形質がきわめて重要な意味づけの対象として切り出されるという事態の自明性を問いなおすうえで、性別が生物学的差異であることを否定する必要はまったくない。それは血液型というマージナルな身体形質が重大な社会的意義を帯びているという状況の奇妙さを認識するために、血液型の生物学的な定義（ABO 型ならば赤血球上の抗原と血清中の抗体を基準とする分類）を疑う必要などまったくないのと同様である⁶。

むしろ、性別がたんに生殖機能に関わる差異でしかないという事実を明確にしておくことは、「生殖という現象の遂行にあたってのみ局限的に問題になりうる差異にすぎない」性別というカテゴリーが「人間活動のすべてをその論理のもとに統制しようとする」（荻野 2011, p. 31）ことの奇妙さを指摘するための前提条件である。したがって、本稿で分析した Nicholson の議論のように、生物学的カテゴリーとしての性別の理解を退けようとする傾向

6 加藤（2001, p. 178）は、われわれの社会においてマージナルな身体的差異として「爪の形」を挙げ、性別が「社会的差別に結びつくような重大な指標として機能させられている」とことと対照している。これに対してわれわれが血液型という例を挙げたのは、ある文化においてマージナルな身体形質が別の社会においては重大な社会的意義を帯びるという点と合わせ、その身体形質が参照されてしかるべき文脈があるという点に注意をうながすためでもある。輸血の際に血液型という身体形質が問題とされることに正当な理由があるのと同じく、生殖機能という身体形質が参照されてしかるべき文脈（たとえば性差医療など）は当然ありうる。それを認めることは、このアプローチの価値をいささかも減じるものではない。

は、事態を曖昧に混乱させるだけである。生殖機能を基準として人々の生き方や社会的序列が決定されるような社会を乗り越えるためにこそ、われわれはこのアプローチを正当に引き継がなければならない。ポスト構造主義フェミニズムが本来なし得たことは、これである。われわれはセックス／ジェンダー概念をめぐる理論的混乱を解きほぐすことによって、「ジェンダーレス社会」への第一歩を踏み出すのである。

付記

本研究は JSPS 科研費 (JP21K13456) の助成を受けたものです。

参考文献

既訳のある文献については、訳出にあたって参考にさせていただいた。記して感謝したい。

- Alcoff, Linda (1988) “Cultural Feminism versus Post-Structuralism: The Identity Crisis in Feminist Theory,” *Signs* 13 (3) pp. 405–436.
- Ásta (2018), *Categories We Live By*, Oxford University Press.
- Bettcher, Talia Mae (2013) “Trans Women and the Meaning of ‘Woman,’” Alan Soble, Nicholas Power and Raja Halwani (eds.) *Philosophy of Sex [Sixth Edition]*, Rowan & Littlefield.
- Bourdieu, Pierre (1980) *Le Sens Pratique*, Les Éditions de Minuit.: ピエール・ブルデュー (1998) 『実践感覚 2』今村仁司・港道隆訳 みすず書房。
- Butler, Judith ([1990] 1999) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge.: ジュディス・バトラー (1999) 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』竹村和子訳 青土社。
- Dembroff, Robin (2018) “Real Talk on the Metaphysics of Gender,” *Philosophical Topics* 46 (2), 21–50.
- Diaz-Leon, Esa (2016) “Woman as a Politically Significant Term: A Solution to the Puzzle,” *Hypatia* 31 (2) pp. 245–258.
- 江原由美子 (2001) 『ジェンダー秩序』勁草書房。
- 古川直子 (2023) 「『セックス』はフィクションか？——J・バトラーとフランス唯物論フェミニズム」『日仏社会学会年報』34。
- 古川直子 (2024) 「バトラーはボーヴォワールをいかに誤読したか——『規範としてのジェンダー』と『自由としてのジェンダー』」『社会文化研究』26。
- Godelier, Maurice (1981) “The Origins of Domination,” *New Left Review* 127.
- Haraway, Donna (1991) *Simians, Cyborgs, and Women: The Reinvention of Nature*, Routledge.: ダナ・ハラウェイ (2017) 『猿と女とサイボーグ』高橋さきの訳 青土社。

- Haslanger, Sally (2012) *Resisting Reality: Social Construction and Social Critique*, Oxford University Press.
- 井上輝子 (2011) 『新・女性学への招待』 有斐閣。
- 伊藤公雄 (2008) 『ジェンダーの社会学』 放送大学教育振興会。
- Jenkins, Katharine (2016) “Amelioration and inclusion: Gender identity and the concept of woman,” *Ethics* 126 (2), pp. 394–421. : キャサリン・ジェンキンス (2022) 「改良して包摂する——ジェンダー・アイデンティティと女性という概念」 渡辺一暁訳 『分析フェミニズム基本論文集』 木下頌子ほか編訳 慶應義塾大学出版会。
- 加藤秀一 (2001) 「構築主義と身体の臨界」 上野千鶴子編 『構築主義とは何か』 勁草書房。
- Landweer, Hilge (1993) “Kritik und Verteidigung der Kategorie Geschlecht,” *Feministische Studien* 11 (2), pp. 34–43.
- Laqueur, Thomas ([1990] 2003) *Making Sex: Body and Gender from the Greeks to Freud*, Harvard University Press.: トマス・ラカー (1998) 『セックスの発明』 高井宏子・細谷等訳 工作舎。
- Lorber, Judith (1994) *Paradoxes of gender*, Yale University Press.
- Mead, Margaret ([1935] 1977) *Sex and Temperament in Three Primitive Societies*, Routledge & Kegan Paul.
- Meigs, Anna (1976) “Male Pregnancy and the Reduction of Sexual Opposition in a New Guinea Highlands Society,” *Ethnology* 15, pp. 393–407.
- Meigs, Anna (1984) *Food, Sex and Pollution: A New Guinea Religion*, Rutgers University Press.
- Meigs, Anna (1990) “Multiple gender ideologies and statuses,” Sanday, Peggy Reeves and Ruth Gallagher Goodenough (eds.) *Beyond the Second Sex: New Directions in the Anthropology of Gender*, University of Pennsylvania Press.
- Mikkola, Mari (2016) *The Wrong of Injustice*, Oxford University Press.
- 牟田和恵 (2006) 『ジェンダー家族を超えて』 新曜社。
- Nicholson, Linda (1994) “Interpreting Gender,” *Signs: Journal of Women in Culture and Society* 20 (1), pp. 79–105. : リンダ・ニコルソン (1995) 「〈ジェンダー〉を解説する」 荻野美穂訳 『思想』 no. 853 pp. 103–134.
- Oakley Ann (1972) *Sex, Gender and Society*, Temple Smith.
- 荻野美穂 (2011) 「総論——ジェンダー／セクシュアリティ／身体」 『権力と身体』 明石書店。
- Okin, Susan Moller (1989) *Justice, gender, and the family*, Basic Books. : スーザン・M・オーキン (2013) 『正義・ジェンダー・家族』 山根純佳・内藤準・久保田裕之訳 岩波書店。
- Oudshoorn, Nelly (1994) *Beyond the Natural Body: An Archeology of Sex Hormones*, Routledge.
- Rubin, Gayle (1975) “The Traffic in Women: Notes on the “Political Economy” of Sex,” R.R. Reiter (ed.) *Toward an Anthropology of Women*, Monthly Review Press pp. 157–210. : ゲイル・ルービン (2000) 「女たちによる交通」 長原豊訳 『現代思想』 28 (2) pp. 118–159.
- Saul, Jennifer (2012) “Politically Significant Terms and Philosophy of Language,” Sharon Crasnow and Anita Superson (eds.) *Out from the Shadows*, Oxford University Press.
- Scott, Joan Wallach ([1988] 1999) *Gender and the Politics of History [revised edition]*, Columbia

- University Press. : ジョーン・W・スコット (2004) 『ジェンダーと歴史学』 荻野美穂訳 平凡社ライブラリー。
- Scott, Joan Wallach (2001) “Millennial Fantasies: The Future of ‘Gender’ in the 21st Century,” Honneger, Claudia und Caroline Arni (Hg.) *Gender —die Tücken einer Kategorie*, Chronos.
- 千田有紀 (2013) 「第1章 性別をとらえなおす」 千田有紀・中西祐子・青山薫 『ジェンダー論をつかむ』 有斐閣。
- Spelman, Elizabeth (1988) *Inessential Woman*, Beacon Press.
- Stoljar, Natalie (2011) “Different Women. Gender and the Realism-Nominalism Debate,” Charlotte Witt (ed.) *Feminist Metaphysics*, Springer Verlag.
- Stoljar, Natalie (1995) “Essence, Identity and the Concept of Woman,” *Philosophical Topics* 23, pp. 261–93.
- Stone, Alison (2007) *An Introduction to Feminist Philosophy*, Polity Press.
- 高橋準 (2014) 『ジェンダー学への道案内 4 訂版』 北樹出版。
- 館かおる (2014) 『女性学・ジェンダー研究の創成と展開』 世織書房。
- 上野千鶴子 (2002) 『差異の政治学』 岩波書店。
- Witt, Charlotte (2011) *The Metaphysics of Gender*, Oxford University Press.
- Wittgenstein, Ludwig ([1945] 2003) *Philosophische Untersuchungen*, Suhrkamp Verlag. : ルートヴィヒ・ウィットゲンシュタイン (2020) 『哲学探究』 鬼界彰夫訳 講談社。
- Young, Iris. Marion (1994) “Gender as seriality: Thinking about women as a social collective,” *Signs* 19(3), pp. 713–738.

児童の「性の尊厳」を問い直す

——組体操における身体接触の実際から

Reconsidering the Sexual Dignity of the Child:
The Reality of Physical Contact that Occurs during Gymnastic Formations

橘 那由美 TACHIBANA Nayumi

Gymnastic formations, which have become popular since around 2010, involve a strong degree of physical contact and may cause sexual discomfort. By examining the notes of the teachers at elementary schools, this paper investigates, through classification and diagrams, the contact with and exposure of private areas and the increased physical contact that accompanies maturation. Gymnastic formations clearly feature inappropriate physical contact and lack consideration for the sexual dignity of the child, something which should be communicated to wider society.

1. はじめに

本稿では、学校で実施される組体操における身体接触の妥当性の検討を目的とする。組体操は、事故の危険性も然ることながら、人権の観点から見て子どもの性的尊厳を確保できる範囲を逸脱しているのではないかと考えられるような身体接触が認められる。それにもかかわらず、組体操実施における身体接触の妥当性については、ほとんど論じられてこなかった。

しかし性全般について論じられてこなかったわけではなく、むしろ性教育の学習内容、あるいは、教員による性的な逸脱行為については、ここ数年で活発に論じられ、進展や改善があった。一例として、性にかかる学習内容については、2020年に「生命（いのち）の安全教育」が発表され、2021年「学校における性に関する指導について」（文部科学省 2021）は従前よりも内容

充実がうかがえ（茂木 2022）、国際的にも性と人間関係についての包括的な学びである包括的性教育（ユネスコ 2020）が共有されつつあり、その目的の詰まるところはウェルビーイング Well-being であると説かれている（渡辺 2022, p. 8）（月刊先端教育編集部 2023）。また保護者や家庭向けに性関連書籍の出版が相次ぎ¹、性教育についての機運の高まりが社会現象として認められる。翻って「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が2021年に制定、2022年に施行され、性暴力で懲戒免職・解雇となり教員免許が失効した場合の再交付に際し再授と審査会での判断が必要となる等、教員による対児童生徒への性暴力について、対応が厳格化された（文部科学省 2023）。この点は評価できる面もあったと言えるが、しかしながら最初に述べたような性の尊厳に配慮したうえでの学習活動つまり教育方法学的視点での議論が乏しかった、と言わざるを得ない。

まず本稿では、組立体操および組体操を含む、児童生徒を縦方向あるいは横方向に組む状態を作る、広義での「組体操」を対象として論じる。荒木によると、組体操とは「二人以上で互いの力を利用しあって動く「動的」な運動形態」であり、「人間が二段、三段に積み上げて造形美を表現する「静的」な運動形態」が組立体操である（荒木 2016）。また、戸田は「道具を使用せず人間の体を用いて行う集団演武や二人以上のものが組んで行う体操、相互に体重や力を利用し合い、一人では得ることのできない効果を目的として実施したり、二人以上のものが身体を組み合わせ、さまざまな形を造り出したりする幅広い体操」を組体操と称し、組体操の中でも特に、表現的身体的活動を目的とするものを組立体操と位置付けている（戸田芳 2016）。

いずれにせよ、「他者と身体を組む」から組体操なのである。語の不確かさはあるにせよ、組体操を実施するにあたっては、二者以上の身体の相互接触により成立することは自明である。組体操における身体接触に関する言説は、管見の限り次の2例のみである。鈴木（2016）は、「生徒たちは、それぞれに異なる身体を有する個性的な1人1人の人間だ。しかしながら組体操

1 一例として、フクチ（2020）を挙げる。発行部数が25万部に達している。

には、生徒たちをコンクリートのように見てきた教員たちの人間観が垣間見えるといっても過言ではない。そのことに気づき、その過ちを認め、今後は1人1人を大切にしていかなければならないことを肝に銘じるべきだ」（鈴木2016, p. 25）と述べている。檜皮（2018）は、児童を対象とした組体操に関するアンケートのうち、楽しくなかった理由の自由記述として「ふまれることへの嫌悪感」（檜皮2018, p. 514）を挙げるも紹介のみにとどめている。しかしこの両者とも、身体接触に伴う性の尊厳の問題については触れていない。

これらの問題意識を持ちつつ、学校教育における身体接触について、組体操実施を糸口に説明していきたい。

なお本稿では、小学校での組体操実践における身体接触に着目する。事故発生件数において小学校が占める割合が高く、組体操事故全体の約7割を占めており（新宮領2016）、そもそも小学校での実践が最も多いからである。加えて、市販の指導者用書籍がすべて小学校実践を対象としている点を鑑みると、組体操における身体接触を論ずるにあたり、小学校に焦点化する整合性はあると考える。

2. 組体操をめぐる諸問題の整理

組体操は、2010年頃から急激に巨大化し、事故件数は年間8,000件を超えてきた。図1²からは、2015年頃を境に見直しが進んだものの、事故件数が半数程度に下げ止まって推移していた矢先にコロナ禍を迎えたことがわかる。2020年および2021年の事故件数の大幅減少はコロナ禍による学校行事の見合わせや縮小が影響していたと考えられ、しかも、最新の事故件数はコロナ初年度に比して微増であり、下げ止まり傾向は顕著である。そこで本章では、組体操において、身体接触の著しい技が実際にどの程度実施されてきたのかを検証する。

2 なお、年度については、出版年度ではなく事故発生年度で表記した。

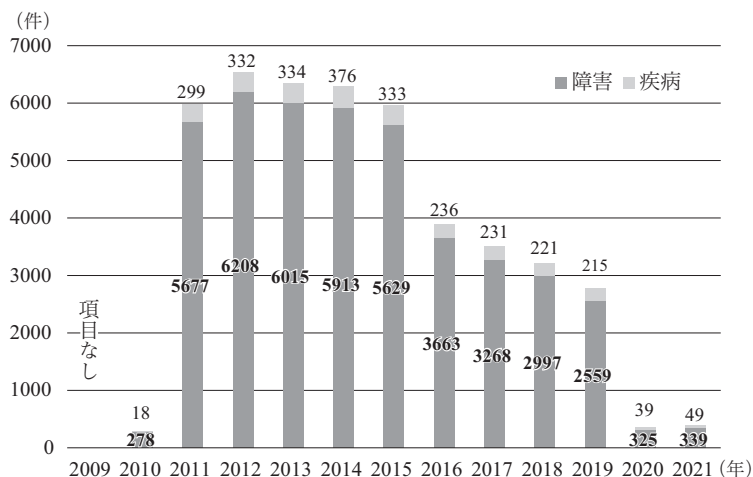


図1 小学校における組体操事故数の変遷

出典：『学校管理下の災害』を基に筆者作成

なお、事故の基準とは、学校管理下で発生した障害および疾病のうち、5,000円以上の医療費がかかったものをさす。

1) 事故件数と身体接触の関係性

次に、身体接触の度合いの高い技がどのくらいの頻度で実施されてきたのかを検証する。組体操には、ピラミッドやタワーのように鉛直方向に支え合う技と、扇やウェーブのように水平方向に支え合う技とがある。水平方向に支え合う技では、組む相手の体重を支える必要性が生じないため、身体接触といってもせいぜい手や腕、肩が触れ合う程度である。一方で、鉛直方向に支え合う技では、競技者のうち「乗り手」と称される役割の競技者は自己の身体が全く地面に着いていない状態であり、全体重を支え役に委ねている状態が必ず発生する。となると、この両者つまり乗り手と支え役との間には大きな身体接触が生じ、その部位、時間、回数、面圧が水平方向技の実施時に比して相当に大きいことは明らかである。

手をつなぎ合う程度の身体接触しかない水平方向技を実施して、全国の小

学校約2万校弱³のうち、5年連続で年間6,000件もの医療機関受診案件が発生するとは考えにくい。実際に、組体操の技ごとの事故件数は、多いものから順に「倒立」「タワー」「ピラミッド」「肩車」「サボテン」「飛行機」であったと報告されており（新宮領 2016）、最多の「倒立」以外は、すべて鉛直方向に支える技である。

2) 枠組みの不在

そもそも組体操については、学習指導要領に記載が無いゆえ、教職課程でもその指導方法が取り扱われる機会はほとんどなく、実施の有無から技の種類や難易度まですべて学校や教師の裁量に委ねられてきた（桧垣 2019）（内田 2015）。換言すれば、チーム人数や試合時間、コートや用具の種類やサイズ、競技のルールや反則規定といった、他の種目に存在するごく普通の枠組みが存在せず、すべてを各学校現場の判断で選択・決定しているとも表現し得る。枠組みの不在は、身体接触の持続時間が長くなることにも影響している⁴。

この「枠組み不在」は、組体操実施時の身体接触を検証するうえで、きわめて重要なポイントであり、ゆえに、極端な身体接触例が他の競技や種目に比して、多発してきた可能性を強く指摘したい。

3) 身体接触にかかる他事象との差違

牧野による「子どもたちは小学校段階で、身体接触を前提とする競争種目を経験する機会がない」（牧野 2021）との総括がある。この言説は、中学校以降に学習指導要領に登場する柔道剣道といった武道と対照した視点であるが、小学校学習指導要領を俯瞰する限り、牧野の見解のとおりである。牧野

3 文部科学省（2022）「学校基本調査——令和4年度 結果の概要」を参照した。

4 技「55人ピラミッド」のように下段から組むしか方法がない場合の下段に位置する児童、あるいは、ペアで実施する場合で他のペアの完成を待たされる児童、逆に技が決まらずに結果として同じ体勢を取り続ける児童は、数分かそれ以上、身体接触を続けざるを得ない状況が発生してしまう。

は「痛みを伴いながらも冷静になってお互いに礼をするという経験は、相手を尊重する態度を学ぶことができると考える」「小学校段階で身体接触から生じた痛みを伴いながらも冷静になってお互いに礼をするという経験をすることは、相手を尊重することや感情をコントロールすることを学ぶ機会となるのではないかと考える」（牧野 2021）と、身体接触について肯定的な見解を示しており、身体接触を伴う活動によって、児童の性の尊厳が損なわれる可能性については触れていない。

一方、前章で法改正にふれた、教育職員等による児童生徒性暴力は報告例も多く、児童の性の尊厳にかかわる重篤な問題であり身体接触も伴うことが多いものの、あくまで逸脱行為であるため、指導法の妥当性を問う本稿テーマとは射程を異にする。組体操は、学習活動の一環として実施されてきたのであり、しかも事故件数の約63%が、前々節にて既述の「タワー」「ピラミッド」「倒立」など6種類の技で発生していることを鑑みると、実際に行なわれてきた技の普遍性を指摘することができ、これらの技を中心にして演目が構成されてきたとみるべきである（新宮領 2016）。この点で、本稿で扱う身体接触は組体操のごく一般的な実践であり、片や教師による対児童生徒性暴力は明白な逸脱行為であり、これら両者は身体接触を問題としつつも一線を画すると捉えることができよう。

つまり、組体操に関しては、相応の身体接触を前提とするにもかかわらず、その妥当性あるいは不適切性については今まで論じられてこなかったといえる。本稿テーマの新規性は、ここにある。

3. 児童生徒同士の身体接触にかかる法律および公的機関文書の引用

本章では、性暴力について、1) 法律、2) 内閣府の扱い、3) 文部科学省「生命の安全教育」の順に引用し、組体操との共通性について示す。野坂は「性暴力とは、性を手段とした暴力のことであり、『本人の意に反した性的な言動』と定義」したうえで、まだ発達途上にある子どもの性被害については、子どもの意志だけを判断基準にして考えることができない点に

言及し、非接触型の性暴力もあるなど性暴力の多様性に言及している（野坂 2013, pp. 4-5）。小川は、意に反する性的な言動すべてを性暴力と称するとの見解を示し、問題軽視につながりかねない“小児性愛”や“性的いたずら”という表現を自身は用いないとも論じている（小川 2015 および 2018a）。管見の限り「強姦など著しく凶悪な行為のみを性暴力として他の行為は性暴力ではない」とする言説はみあたらないため、本稿でも、性暴力の範囲を広義に解釈する。そのうえで、何が性暴力に該当するのかを議論するのではなく、本稿ではあくまで、組体操における身体接触の妥当性について論じることとする。

1) 性犯罪・性暴力に関する法律

まず、もっとも本稿の内容に関連のある法律から条文を引用する。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（抄）

第二条 3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。

四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。

イ 衣服その他の身につける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

上記を踏まえると、身体接触行為は、わいせつ目的でなかったとしても、児童を羞恥させ、性の尊厳を損ねるものであると解釈できる。また、着衣の状態であっても性的な部位その他の身体の一部に触れる行為が法の適用となっている点は、本稿の内容とも大いに合致する。なお、上記第二条第3項

イが示す「人の性的な部位」を明確にするため、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律を参照する。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（抄）

第二条 二 他人が人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

性器等とは「性器、肛門又は乳首のこと」であり、人の性的な部位とは「性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部」と明記されている。よって、「臀部全体および胸部」、そして「口および顔」を、プライベートパーツ・プライベートゾーンもしくは、学校教育活動において児童生徒同士の身体接触を制限すべき部位として挙げる。しかも組体操においては、プライベートパーツの接触が瞬時ではなく数分に及ぶ点や、直接組む相手はじめ大勢の観客にまでプライベートパーツが露呈されかねない点、プライベートパーツに接触される側のみならず接触する側の役割を担わざるを得ない場面も多い点を鑑みると、やはり本節で引用した2法の適用範囲とも考えられる。

2) 内閣府男女共同参画局「性暴力被害の分類と例示」

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課が2022年に実施した「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果について」の記事において、性暴力を「望まない性的な言動」と定義したうえで、性暴力を5つに分類している。

この分類によると、本章冒頭と同様に、やはり「性暴力」とは性交を伴う行為のみを指すのではなく、身体接触を伴う行為もまた、性暴力の一種と位

置付けられていることは明白である。そのうえで、類型「身体接触を伴う性暴力」のうち、例示「体を触られた」「相手の体を触らせられた」の2項目が、組体操との関連性が高くと考えられ、次いで「服を脱がされた・脱がせられた」「抱きつかれた」「性器を押し付けられた」の3項目も組体操との関連性があると考えられる。

3) 文部科学省「生命（いのち）の安全教育」

文部科学省は、2020（令和2）年6月に、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組として、生命（いのち）の安全教育を展開している。教材及び指導の手引きは、PowerPoint 資料、PDF 資料、Word 資料、動画教材と多岐にわたる。しかも各教材の対象は、幼児期、小学校低・中学年、小学校高学年、中学校、高校、高校（卒業直前）・大学・一般と細分化されており、保護者向け周知資料も存在するので参照されたい（文部科学省 2020a）。

なお、生命の安全教育指導の手引には、ねらいや説明が記されている（文部科学省 2020b）。

小学校 高学年におけるねらい

自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。※水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。

「水着で隠れる部分をはじめ、児童生徒同士の身体接触に関して一定の節度なり配慮が必要である」という文部科学省の意向が読み取れる。そもそも生命の安全教育は、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえたものであるが、その方針決定通知において、「性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものである」と位置づけられている（文部科学省 2020c）。

以上を踏まえると、組体操における身体接触は、広義での性暴力と捉える

ことができるとの見解をもとに論を進める。これは、その身体接触がプライベートゾーンを含むという理由のみならず、①教育活動の一環として実施されているため児童にとって選択の余地がない行為である点、②第二次性徴が顕著な年齢に差し掛かっている時期の実施である点、③運動会開催時期は初夏または秋が大半であり薄い着衣での実施が一般的である点、④接触が瞬時ではなく数分に及び、かつ、接触される側のみならず接触する側の役割を担う場面も多い点、⑤実施時の発達段階では児童自身が不快と感じなかったとしても成長に伴い後々その問題点に気づき得る可能性をはらむ点、以上5点を組体操における身体接触特有の問題点として指摘し得るからである。

4. 組体操指導者用書籍における身体接触あるいは性的不快感の指摘

組体操の指導者用書籍に紹介されている技のうち、特に、子ども同士の身体接触に関して、性暴力に該当すると考えられる箇所について取り上げる。なお、技の名称は記載どおりとする。全体図のみでは問題点がわかりにくい技については、拡大図を示した上で一つの図とする。そのうえで、性（セクシュアリティ）の視点での問題点を指摘する。

1) プライベートゾーン・プライベートパーツへの著しい接触がある技

図2の技「55人ピラミッド」（関西体育授業研究会 2014, p. 75）であるが、拡大図のうち、⑤および⑧の児に着目すると、まず自分の股に他者の頭が突っ込まれている状態で、かつ、他者の股に自分の頭を突っ込む態勢をとっている。文中の説明によると、⑤担当は5人、⑧担当は4人と記載がある。同じく、自分の股に他者の頭が突っ込まれている状態である②④⑦⑩を担当する人数については、6人、5人、4人、3人であり、他者の股に自分の頭を突っ込む態勢である③⑥⑨⑪を担当する人数は、6人、5人、4人、3人である。つまり、55人ピラミッドのうち、自分の股に他者の頭が突っ込まれている状態で、かつ、他者の股に自分の頭を突っ込む態勢つまり頭部と臀部で並行した身体接触がある者が9名、自分の股に他者の頭が突っ込まれている

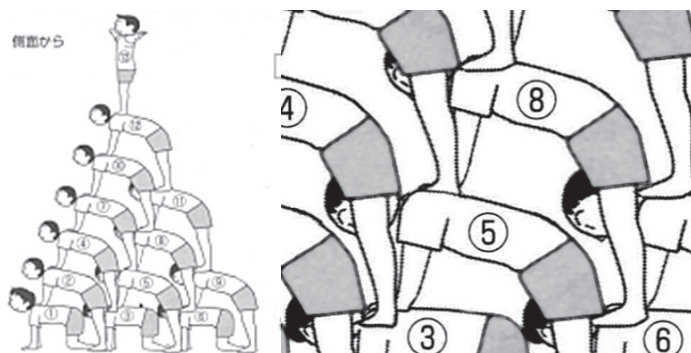


図2 頭部と臀部の身体接触の同時並行例

出典：関西体育授業研究会（2014）『子どもも観客も感動する！「組体操」絶対成功の指導BOOK』p. 75

態勢つまり臀部の身体接触がある者が18名、他者の股に自分の頭を突っ込む態勢つまり頭部の身体接触がある者が18名ということになる。全体練習であれば当然のことながら下から順に組んでいくため、下の方の段の児は、制限時間なく長時間この体勢を強いられる。特に、月経時であれば、相当な性的苦痛・精神的苦痛を伴うと推測される。

身体接触を伴う運動の効能については、「組ずもう」を題材として「身体への気づき」「攻撃的な感情の表出の抑制」「筋出力の制御力」について筒井らの報告がある。

しかし、筒井らの報告では、身体接触を伴う運動といえども、写真1から類推するに、肩や腕、掌が触れる程度である（筒井ら 2015）。また、例えば柔道においては、組ずもうよりかは接触のパターンが多く推察されるものの、試合場面積が決まっていたり、審判がついたりして、やはり身体接触の度合いには制限がある。組体操に近い領域と考えられるダンスにおいても、頭部と臀部とが体重以上にのしかかるほど強く触れ合う状態が数分間継続する事態はほぼ生じない。組体操は、身体接触の度合いが他の種目とは明らかに異なると結論づけてよいであろう。



写真1 「組ずもう」での身体接触

出典：筒井茂喜ほか（2015）「身体接触を伴う運動「組ずもう」の積み重ね効果」p.2

2) プライベートゾーン・プライベートパーツが露呈する技

写真2の技「長座腕立て支持」（谷古宇 2015, p. 22）では、身体接触の部位としては、足首のやや上あたりであり、前節に比して問題が軽微であるかにも見えるが、この技の実施に際しては、肌着や性器、生理用品が見えてしまう可能性が高い。実際に、支え役児童の視線がそちらに向いている。



写真2 臀部周辺の露呈が懸念される例

出典：谷古宇栄（2015）『みんなが輝く！ 組体操の技と指導のコツ』p. 22

特に練習中は、技が早く完成したペアほど、他のペアの完成を待つ時間が長くなり、ずっとこの体勢を続けることになる。また、ズボンの裾まわりの寸法にゆとりがあるタイプの体操服によっては、旧来のブルマー型と比し

て、肌着や性器、生理用品が見えてしまう可能性が、より高いことも指摘しておく。

写真3の技「4人飛行機」(谷古宇 2015, p. 43)では、肌着や性器、生理用品が見えてしまう可能性が高い。後方で支える児の目とリフトされた児のズボン裾までの距離は10cm程度である。また、支える際にわきの下や太ももを触っており、児の体重を支えるため、しっかり触れていると断定できる。



写真3 臀部周辺の露呈が懸念される例

出典：谷古宇栄（2015）『みんなが輝く！ 組体技と指導のコツ』p. 43

写真4の技「大トーテムポール」(谷古宇 2015, p. 75)では、まず他者の股に自分の頭を突っ込む突っ込まれる問題がある。これは起こり得る可能性の話ではなく、この技を行う限り必ず生じる問題である。なお小学生の体格から算出すると、臀部と顔の距離は10cmに満たないと推察される。しかも、この距離感は腕や脚の動きに基づいて自ずと決まってしまうため、本人の意

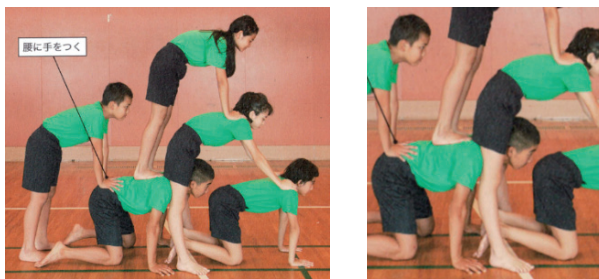


写真4 臀部周辺の露呈が懸念される例

出典：谷古宇栄（2015）『みんなが輝く！ 組体操の技と指導のコツ』p. 75

志で遠ざける余地があるわけではない。場合によっては、臀部と顔とが完全に接触する接触せざるを得ない事態も起こり得る。ゆえに、体のおいを嗅いだり嗅がれたりする可能性が高い。また、経血のにおいを嗅いだり嗅がれたりする可能性も高い。丸見えではなくとも、距離の近さに起因して性的羞恥心を害することが強く懸念される。

写真5は、技「しゃちほこ」（戸田克 2016, p. 13）の練習過程である。支える役の児の顔面と支えられる役の児の臀部との距離は10cmに満たないことが写真から見て取れる。この状態では、肌着や性器、生理用品が見えてしまう可能性が高い。また、体のおいを嗅いだり嗅がれたりする可能性も高い。加えて、わきの下や太ももといった、プライベートゾーンに近い部分を触っている状態である。



写真5 顔面と臀部とが近い例

出典：戸田克（2016）『いまこそ安全！
組体操』p. 13

本節で取り上げた写真2、3、4、5の組体操技は、いずれも直接の身体接触は伴わないものの、性的苦痛や性的不快感は否定できない活動と断定できよう。

3) プライベートゾーン・プライベートパーツへの接触があり衣類越しに露呈される技

図3の技名は「トラストフォール」と記載がある（関西体育授業研究会 2014, p. 72）が、実際には「人間起こし」である。そのうえで、図3左側に示す、乗り手が立位の行程では「上げ役は、乗り手の太ももの裏と足首の裏側を持つ。」との解説が図の下にある。図3右側に示す、乗り手が仰臥位の行程については、まるで産婦人科の内診台にも似た開脚の構図が明示されている。これは、年齢性別を問わず、観客の有無を問わず、性的羞恥心を害する活動であると総括できよう。

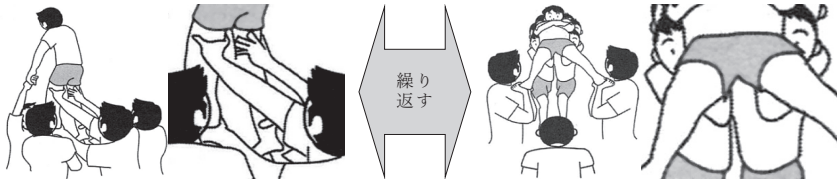


図3 臀部周辺の身体接触例および臀部周辺が衣類越しに露呈される例

出典：関西体育授業研究会（2014）『子どもも観客も感動する！「組体操」絶対成功の指導BOOK』p. 72

なお、この技の特徴は、乗り手が立位と仰臥位を繰り返すことであり、しかもアップテンポでの実施を基本としているため、この動作を繰り返し行うためには特に臀部付近に圧が強い身体接触を伴う。

写真6「バベルピラミッド」（戸田克2016, p. 9）では、衣服越しに性器や胸の形状が観衆に露呈される懸念がある。また体操ズボン裾線からは、肌着や性器、生理用品が見えてしまう可能性もある。

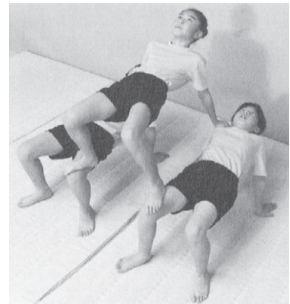


写真6 臀部周辺が観衆に露呈される例

出典：戸田克（2016）『いまこそ安全！ 組体操』p. 9

4）安全性向上の方策として身体接触が増加する技

二人組「倒立」の扱われ方の変化を示す。いずれも関西体育授業研究会著の2014年と2019年の指導者用書籍を比較すると、身体接触が増え露呈が懸念される状況へと変化している。

図4は従前2014年版に紹介されている技「補助倒立

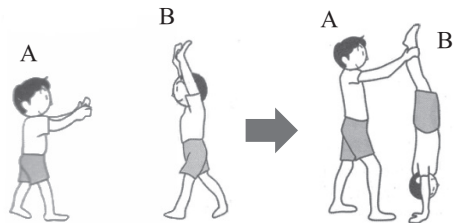


図4 補助倒立（旧）

出典：関西体育授業研究会（2014）『子どもも観客も感動する！「組体操」絶対成功の指導BOOK』p. 24

立」(関西体育授業研究会 2014, p. 24)であるが、この方式では、Aの頭部や顔面にBの足が当たったり、Aが支えきれずBが後頭部や背面を地面に強く打ち付けたりする危険性がある。

事故防止の観点から、2019年版では児童の向かい合い方を変更して技「新補助倒立」として紹介されているのが図5である(関西

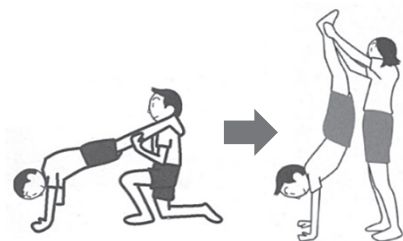


図5 新補助倒立

出典：関西体育授業研究会 (2019)『安全と見栄えを両立する！ 新「組体操」絶対成功の指導 BOOK』明治図書 p. 20

体育授業研究会 2019, p. 20)。新補助倒立では児童らの向き合い方が逆であり、支える児が蹴り上げる児の腹側に立つ。確かに事故の危険性は減少したであろうが、これでは二者の距離が近く、膝やふくらはぎ、足首などの身体接触の時間が長く、しかも完成形では、支える児の目線の斜め下に、蹴り上げる児の下半身が位置する。これでは肌着や性器、生理用品が見えてしまう可能性が高い。

表題『安全と見栄えを両立する』のとおり、前作『子どもも観客も感動する！』から5年を経て安全へと大幅にシフトした感はあるが、かつ見栄えも求めた結果、児童同士の身体接触が激増している。

5) 組体操指導者用書籍にみられる児童観、指導観

本章で引用した4冊の前書きに、執筆者の児童観や指導観があらわれている。垣内の、「55人規模の大きなピラミッドにおいて、最も負担のかかる子どもたちは、外からはその姿を見ることはできません。それでも、その子どもたちは、たとえ膝に小石が食い込んでも、歯を食いしばりピラミッドの完成を願っています」(垣内 2014, p. 3) との一節は、児童の身体的苦痛を美化しており、児童の身体そのものに対する執筆者の捉え方が顕著に表現されている。谷古宇は、「多人数になればなるほど普通の体育の授業では身に付けることが難しいものがあります。また、集団でひとつの目的に向かって何か

を創り上げるという経験は、何にも代え難い価値が含まれています。」(谷古宇 2015, p. 3) と組体操の価値を主張しているが、多人数による身体接触の機会増大については言及がない。戸田は、「組体操で味わえる充実感、自己肯定感、仲間との一体感を先生方は知っています。一部の危険な取り組みによって、組体操自体が危険だという論点の違いに困惑しているのが現状だと思います。」(戸田克 2016, p. 3) と綴るが、本稿 2 章にて既述の事故件数は全国の小学校約 2 万校弱のうち 5 年連続で年間 6,000 件にものぼっており、この数字は決して、戸田の言う「一部」ではない。西岡は、「「指導者が率先して技に挑戦し、指導ポイントを十分把握すること」とは、指導にあたる前に教材研究し、指導者が危険なところはないか体感することが大事だということです。指導者が実際に技を経験してから子どもたちに指導することで、細かいところまで指導が行き渡ります」(西岡 2019, p. 3) と説くが、これは換言すれば、執筆者自身が技を経験したにもかかわらず身体接触の不適切性については気づき得なかったということに他ならない。

なお、本稿で引用した 4 冊とも共通して、各技の手法についての記載は詳細に説明がなされていたが、たとえば「この技は最大□秒までとする」「△cm 以上の間隔をあける」といった数値やルールを示す基準・規定らしき記述は、いずれも見あたらなかった。

ここまでのまとめとして、組体操の実施で常習化してきた身体接触は、一般社会ではあり得ない距離感であり、「不快」「不適切」な身体接触であると総括するほかない。包括的性教育の進め方を示した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」には重要事項として「人権的アプローチに基づいていること」が掲げられており(ユネスコ 2020, p. 30)、具体的な教育方法として随所に「人権」の文言が登場するが、組体操においてはそのような人権的アプローチを汲み取ることが困難である。

5. 「性の尊厳」への配慮に欠く背景要因の考察

本章では、児童の「性の尊厳」が侵害される身体接触が学校教育において

看過され続けてきた背景要因の可能性として、3つの観点を挙げ考察する。

1) 教育制度上の位置づけの曖昧さ

2章にて既述のとおり、組体操は学習指導要領に位置づけがないため、競技としての練りが甘く、確立した方法論が不在である。組体操が、学習指導要領に位置づけがないことは、従来からしばしば指摘されてきた（新原 2018、松本・高倉 2019）。しかし「学習指導要領に位置づけがないままの実施」が、なぜ、どのように問題なのかは、あまり議論の俎上に載らなかった。

学校体育を管轄する学校体育室は、文部科学省の外局スポーツ庁政策課に属する（文部科学省ホームページ）。これは、学校体育そのものの扱いが、現行では、学校教育の一環としての扱いよりもスポーツの一種としての扱いを優先されていることを意味する。無論、学校体育室は、学校法規や学習指導要領と整合性をめざしているのであろうが、一方で、初等中等教育局主導の「生命（いのち）の安全教育」で重視される「体の距離感」が適切でない組体操事故がコロナ禍の2020年度に小学校だけで364件発生している。こうした学校体育の位置付けの曖昧さが、セクシュアリティ、教育課程、学習指導要領といった初等中等教育局本来の管轄から逸脱した実践を生むことになった一因である可能性がある。

国際的には、ユネスコが2009年の初版を経て2018年に改訂版の国際セクシュアリティ教育ガイダンスを示しており、包括的性教育についての議論がますます高まっている。この包括的性教育では、自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度を身につけさせることなどを重視している（ユネスコ 2020）が、これらは実は、日本の学校教育に欠けてきた視点でもある（上地 2023）（月刊先端教育編集部 2023）。一例を示すと、現行学習指導要領に「妊娠の経過（性交）は取り扱わない」とする、いわゆる「はどめ規定」が存在するが、これは規定の是非を論じるといった断片的な

問題ではなく、子どもたちの現実や発達欲求に応えられる内容へと学習指導要領や教育方法をアップデートしていこうとする姿勢が、日本の性教育には欠けているという問題である。包括的性教育は、まさに、性の尊厳に配慮したうえでの学習活動つまり教育方法学的視点での議論の先端をいくものであると捉え得る。渡辺は、包括的性教育のベースには「人権の尊重」があり、学習者の権利は守られるべきであること、守られていないときは声を上げてよいことを伝え（渡辺 2022, p. 8）たうえて、権利を守るために声を上げて社会を変えようとする態度（シティズンシップ）や、そのために必要な情報収集・交渉などのスキルの育成（渡辺 2022, p. 8）も含まれると説く。まず学校教育については、保健体育科、家庭科、理科、社会科はじめ学校教育全般において、「性の尊厳」に配慮した教育活動の展開が大前提であり、さらには学校教育の枠を超えて医療や人権団体等、社会全般において「性の尊厳」を含む人権の尊重が実践されるべきであろう。

2）教員養成課程の不備

教員養成課程には、健康や人体に関する科目が明確には位置づけられておらず、セクシュアリティやジェンダーについても、学修の機会が保障されていない。これに関しては、後藤や橘が指摘しており（後藤 2014）（橘 2019）、実際に、両者が指摘する教員養成課程の不備は事実である。転じて、保育士資格の取得に際しては、人体、健康、安全といったヘルスリテラシーに関する学修が数科目に渡って必修化されているが、文部科学省の教職課程に、同様の科目は必修化されていない。桧垣は、小学校教員をめざす大学生のうち約 8 割が組体操実施の必要性を肯定しつつも約 7 割が指導に自信がないと回答し、残る 3 割の自信も根拠に乏しいと報告している（桧垣 2017）。三宅も、「実際に体系的に学んだ経験のある人はあまりいない」として、指導者自身が組体操未体験のままでの指導について危惧している（三宅 2016a）（三宅 2016b）。

転じて渡辺は、男子大学生にとって月経のしくみを学ぶ機会の無さと学びの有効性を説く（渡辺 2023）が、これを参照すると、教員養成課程で月経

のしくみをはじめとする第二次的性徴についての一定の知識を教職科目として学ぶ機会を保障すれば、前章で示した図や写真の不適切性について気付くきっかけとなる可能性はあると考える。

3) 問題を問題として認識しない風潮

ただし、児童の「性の尊厳」への配慮を欠いてきた要因として、上記事項のみでは問題の本質を捉えきれてはおらず、問題解決にもつながりにくいと考えている。そこで本節では、「問題を問題として認識しない風潮」について検討する。

まず、身体について考える。堀越は、けがを懸念しつつ組体操実施に固執する要因として、学校側と保護者側が相互に責任を押し付け合う様子や、理不尽な苦役によって得られる達成感や「個」を消し大きな集団に身をゆだねて生じるカタルシスを指摘している（堀越 2018）。藤井も、部活動体罰という理不尽を受け入れて強くなるという学校文化を指摘し、よき思い出をつくってもらえた学校や教師が否定されると自分までもが否定されてしまう感覚になってしまう心情を学校共同的意識と表現し、桜宮高校事件後でも保護者の半数近くが体罰を支持する現状に際して法律違反のことが行われていても名目が立つと締めくくる（藤井 2013）。前章末の垣内による、膝に小石が食い込んで、歯を食いしばりピラミッドの完成を願う子どもたちのくだり（垣内 2014, p. 3）は、児童の身体的苦痛を明らかに肯定しており、これは体罰容認論とも解釈し得るし、あるいは、懲戒目的でなく教育活動としての身体的苦痛であれば不問に付しているという解釈もできよう。いずれにしろ、児童は教師からみて他者であり、当然のことながら、一個の人格をもつ。教師という立場であれ、指導上であれ、その身体に対して苦痛を与えることについての認識が甘いと言わざるを得ない。

身体よりもさらに視点を「性」に絞ると、牧野は、着衣の上から行われる痴漢行為が他の性暴力に比べてその被害が軽視されがちであることを指摘している（牧野 2019）。江原は、女性に対する暴力問題では、他の被害者問題では稀な「被害者を責める」視線の強さが看過の温床になると指摘する（江

原 2013)。2003 年の七尾養護学校事件をめぐり 2000 年代初頭には性教育バッシングが起き、教育現場での萎縮を招いたとする見解もある（月刊先端教育編集部 2023）。2018 年に、中 3 の実態に合わせて避妊と人工妊娠中絶を扱った授業が地方議会で問題視された例もある（ユネスコ 2020, p. 4）。これらの土壤が相まって、児童の「性の尊厳」という視点が欠落したまま、かつ包括的性教育という視点が導入されないまま、2010 年代の組体操ブームが起こったとみることができる。そして、本稿で例示した指導者用書籍の著者の複数名が、出版後管理職に昇任しており、児童の性の尊厳を欠くような実践が高く評価されがちであり、本節の言説を示唆する現状がある。小川は、「性暴力の場合、「相手も同意しているように見えた」という誤解とか、「レイプはセックスだから暴力じゃない。大したことじゃない」って歪んだ認識とか、相手が被害を訴えられなかったこととかで、加害者が自分の加害性を認識せずにい続けられてしまうことがある」（小川 2018b, p. 38）と説く。

6. 結び

組体操における身体接触が妥当性に乏しく、児童の「性の尊厳」への配慮を欠いてきたことは明白であり、包括的性教育がめざす Well-being の対極とも言える状態が容認されてきたわけであるが、にもかかわらず、その通用性を認めてしまった反省を広く社会全体で共有する必要があるだろう。

運動会で男女の種目を細かく分けてきた慣習に捉われず、男女で区別せずと同じ種目に取り組む変化については一定の評価をしつつも、本稿で例示したような顕著な身体接触については、まずは導入に際し慎重に検討し、開始後や実践中も検討や改善を重ね、それでも種目の本質的に性的不快感不可避が判然とすれば潔く撤収する必要があるのではないだろうか。しかも組体操の大半は、部活動といった任意参加コンテンツではなく、学校行事として実施されており、児童らに参加の拒否権はほぼ存在しない活動であることを鑑みると、「性の尊厳」の視点から、もっと慎重に、多角的に検討すべきであったと総括する。

しかし、これらの問題は、単に個々人に帰する問題でもないであろう。一般の社会では、明らかにアウトとされる身体接触や性的不快感を、対象が子どもであるから、場所が学校であるから、という理由だけで、曖昧な表現を用いたり、問題をすり替えたりして看過することに慣れてしまっている現状がある。組体操における「性の尊厳」への無配慮を学校教育の一環として片づけて不問に付すとは、子どもの人格や尊厳を認めないことと同義であり、決して看過すべき問題ではない。大人一人ひとりが、子どもという命ある存在をいかに認識してきたか、そして認識していくかが問われている。

既述のとおり、包括的性教育の目的の詰まるところは Well-being である。意味合いとしては、「心身ともに健康で、持続的に幸福な状態」といったところであろうが、無論、子どもたちにも「心身ともに健康で、持続的に幸福な状態」である権利がある。包括的性教育の視点に基づく教育活動について、今後の議論の高まりを期待したい。

参考文献

- 荒木達雄 (2016) 「安全確保が第一！ 事故につながらない組立体操のあり方——特集 2 多発する事故への批判を乗り越えて安全・安心な「組体操」をどう実施するか」『教職研修』、教育開発研究所44(11) pp. 90-92。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター (2012, 2013) 『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』[平成23年版]、[平成24年版]。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター (2013-2022) 『学校の管理下の災害』[平成25年版]～[令和4年版]。
- 江原由美子、山田昌弘 (2008) 『ジェンダーの社会学入門』岩波書店。
- 藤井誠二 (2013) 『体罰はなぜなくなるのか』幻冬舎新書。
- フクチマミ (2020) 『おうち性教育ははじめます 一番やさしい！ 防犯・SEX・命の伝え方』KADOKAWA。
- 月刊先端教育 編集部 (2023) 「特集紹介 包括的性教育を通じてウェルビーイングの実現へ」<https://www.sentankyo.jp/articles/32c30191-a89f-4a7b-8d96-ebaa2fe03eb0> (2023年12月18日閲覧)
- 後藤ひとみ(植田誠治) (2014) 「教師に求められる学校保健・安全の基本的な資質・能力の形成——学校保健・安全の教職必修化に向けて」『学校保健研究』56 pp. 99-03。
- 松垣淳子 (2019) 「小学校教員養成課程に在籍する大学生の組体操に対する意識」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』51 pp. 129-136。
- 檜皮貴子・田中健太・岡田智子他「小学生を対象にした組体操・組立体操指導に関する

- る研究——児童へのアンケート調査をもとに」『新潟大学教育学部研究紀要』10(2) pp. 509-516。
- 堀越英美 (2018) 『不道德お母さん講座 私たちはなぜ母性と自己犠牲に感動するのか』河内書房新社 pp. 194-205。
- 垣内幸太 (2014) 「はじめに」関西体育授業研究会『子どもも観客も感動する！「組体操」絶対成功の指導 BOOK』明治図書 p. 3。
- 関西体育授業研究会 (2014) 『子どもも観客も感動する！「組体操」絶対成功の指導 BOOK』明治図書。
- 関西体育授業研究会 (2019) 『安全と見栄えを両立する！ 新「組体操」絶対成功の指導 BOOK』明治図書。
- 牧野雅子 (2019) 『痴漢とはなにか——被害と冤罪をめぐる社会学』エトセトラブックス。
- 牧野祥子 (2021) 「小学校体育「剣の試合」の試行的実践」『日本体育・スポーツ・健康学会予稿集』 p. 458。
- 松本禎明、高倉咲季 (2019) 「学校の体育的行事における組体操実施の現状と課題」『九州女子大学紀要』55(2) pp. 181-195。
- 三宅良輔 (2016a) 「組体操の指導にひそむ大きな誤解 危険を防ぐための指導法とポイント」『総合教育技術』71(2) pp. 50-53。
- (2016b) 「体育的行事（運動会・体育祭等）のねらい」、新宮領毅、戸田芳雄、西田佳史他『体育的行事における事故防止事例集』独立行政法人日本スポーツ振興センター pp. 8-11。
- 茂木輝順 (2022) 「学校における「性教育」内容の変遷」、林雄亮、石川由香里、加藤秀一 編『若者の性の現在地——青少年の性行動全国調査と複合的アプローチから考える』勁草書房 pp. 119-143。
- 文部科学省 (2020a) 「生命（いのち）の安全教育動画教材（小学校（高学年））」「1. 自分だけの大切なところを知る」<https://www.youtube.com/watch?v=jCMnJpv6sr8> 「2. 自分とほかの人を守るためのルール」<https://www.youtube.com/watch?v=RuuNh7bZpIo> 「3. 自分とほかの人との距離感が守られないときの対応方法」<https://www.youtube.com/watch?v=JZ6bnCUkNbc> (2023年12月19日閲覧)
- (2020b) 「生命の安全教育 指導の手引き」https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/assets/file/inochino-anzenkyouiku-tebiki.pdf (2023年12月19日閲覧)
- (2020c) 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）」https://www.mext.go.jp/content/20210406-mxt_kyousei02-000014005_1.pdf (2023年12月19日閲覧)
- (2021) 「学校における性に関する指導について」<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000838180.pdf> (2023年12月19日閲覧)
- (2023) 「児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html (2023年12月19日閲覧)
- 「文部科学省の紹介」組織案内組織図の紹介 https://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/04.htm (2023年12月18日閲覧)
- 内閣府男女共同参画局 (2022) 「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果について」https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/

- chousa/pdf/r04_houkoku/01.pdf (2023年12月19日閲覧)
- 西岡毅 (2019) 「はじめに」 関西体育授業研究会『安全と見栄えを両立する！ 新「組体操」絶対成功の指導 BOOK』明治図書 p. 3。
- 野坂祐子 (2013) 「はじめに」 藤森和美・野坂祐子編『子どもへの性暴力——その理解と支援』誠信書房 pp. 4-5。
- 小川たまか (2015) 「痴漢は性暴力に入りますか？」 <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/dd05148f873599c3aea6fb48fb424dd61413026b> (2023年12月18日閲覧)
- (2018a) 「捕まらない加害者、責められる被害者 子どもの性被害を可視化していくために」 <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/b4bc437f3d71293fe2c0e4bad92d3dbb15047941> (2023年12月18日閲覧)
- (2018b) 『「ほとんどない」 ことにされている側から見た社会の話を』タパブックス。
- 新原俊樹 (2018) 「組体操の呼称と学習指導要領への位置付けに関する研究」『体操研究』14 pp. 1-9。
- 新宮領毅 (2016) 「体育的行事（運動会・体育祭等）のねらい」、新宮領毅、戸田芳雄、西田佳史他『体育的行事における事故防止事例集』独立行政法人日本スポーツ振興センター p. 3。
- 鈴木明哲 (2016) 「組体操の歴史と現代におけるその思想——「ブロック」化される生徒たち」『コーチング・クリニック』30(2) pp. 21-25。
- 橘那由美 (2019) 「なぜ、学校事故は繰り返されるのか 義務教育における教員のヘルスリテラシーの実状とその改善策の検証」『日本健康教育学会誌』第28巻特別号 p. 168。
- 戸田克 (2016) 『いまこそ安全！ 組体操——「高さ」から「広がり」へ！ 新技50』小学館。
- 戸田芳雄 (2016) 「本事例集の目的」、新宮領毅、戸田芳雄、西田佳史他『体育的行事における事故防止事例集』独立行政法人日本スポーツ振興センター p. 1。
- 筒井茂喜、日高正博、後藤幸弘 (2015) 「身体接触を伴う運動「組ずもう」の積み重ね効果 小学校4年生を対象として」『日本教科教育学会誌』38(2) pp. 1-12。
- 上地勝 (2023) 「学校における性教育の現状とこれから」『日本健康教育学会誌』第31巻特別号 pp. 69-70および講演資料。
- 内田良 (2015) 「巨大化する組体操」『教育という病 子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』光文社 pp. 36-76。
- ユネスコ編 (2020) 『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】——科学的根拠に基づいたアプローチ』、浅井春夫／良香織／田代美江子他翻訳 明石書店。
- 谷古宇栄 (2015) 『みんなが輝く！ 組体操の技と指導のコツ』ナツメ社。
- 渡辺大輔 (2022) 「渡辺大輔先生インタビュー 「包括的性教育」とは何か」 T-Navi Edu Vol. 12 pp. 8-11。
- 渡辺久美 (2023) 「芸術文化学群「女性の性に生まれてプロジェクト」——設立経緯と現状の取り組み」『桜美林大学研究紀要総合人間科学研究』3 pp. 296-308。

2000年代日本における Xジェンダー・グループ史

——「label X」立ち上げメンバーの語りから

The History of the *X-jendā* Group in Early 21st Century Japan:
Exploring the Narratives of Founding Members of “label X”

武内 今日子 TAKEUCHI Kyoko

This paper examines the formation and activities of *X-jendā* individuals' groups in Japan during the early 21st century. Through interviews with two members who played pivotal roles in establishing the “label X” group, I investigate the profound connection between the personal histories of staff members, their gender and the group's activities, including “MaX.” and “label X.”

はじめに

本論文は、2000年代日本において、男女いずれかに当てはまらない性自認を表すXジェンダーの当事者グループがいかに関形成され、いかなる活動を展開してきたのかを、メンバーの個人史が活動と関わり合う仕方に着目して明らかにするものである。

近年、出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きるトランスの人々は、男女いずれかだけではなく、流動的で個人に独自のものとしての自己像を表現するようになってきた（石井 2018, pp. 57-81）。こうした非二元的な性自認をもつ人々が可視化されてきた背景には、その自己表出を支えるような、かれらが属するグループの存在があったと考えられる。K. Plummer (1995=1998) によれば、性的マイノリティの語りは、かれらの語りに耳を傾けるコミュニティの存在によって促進されるという。実際、女装コミュ

ニティや性同一性障害（Gender Identity Disorder: 以下、GID）当事者グループにおける交流や情報交換などの活動が記述されてきた（三橋 2008; 野宮 2004）。

しかし、非二元的なジェンダー・アイデンティティをもつメンバーが集うグループの系譜や具体的な活動の内容は、2000年頃の関西での一部のグループ（武内 2020）を除いて明らかではない。その書かれにくさには、トランスの人々の中でもXジェンダーの人々が不可視化されやすいことや、Xジェンダー概念の形成や普及に貢献したとされるオンラインの活動が記録に残りにくいことが関わっていると考えられる。

そこで本論文では、2000年代にXジェンダーのグループでいかなる活動がなされ、いかなるXジェンダー観が醸成されていたのかを明らかにする。そのために、現在当事者間で知られているXジェンダーのグループ「label X」の設立に関わった2人へのインタビュー・データを分析する。中心となるメンバーの語りを詳細に見ていくことで、グループでの活動にかねらの個人史的な要素が織り込まれ、活動の方向性に影響してきた仕方も明らかにできるだろう。

1. 日本におけるトランスの人々の活動史

本章では先行研究に基づき、これまでのトランスの人々の活動をまとめ、本研究が取り組むべき作業を明確化したい。

先行研究では、主に女装者たちが集う場や GID 当事者グループでの活動について論じられてきた。戦後日本から現代にいたる女装者の実践を探ってきた三橋（2008, pp. 221–42）によれば、私密的な女装愛好グループや「エリザベス会館」という商業的な女装クラブは、女装者が交流しあう場として重要であった。1996年頃から GID 概念が知られるようになると、都市部を中心に全国各地でグループの形成が進む。たとえば東京の「TS と TG を支える人々の会」は、講演会など多くのイベントを開催し、医学や心理学の専門家や GID 当事者が情報を得る場となっていた（野宮 2004）。他方で、GID

医療がもたらした、GID 当事者の心身のあり方が二元的であるべきといった規範を問題化するような言説も、「ROS」といった一部のグループで編まれてきた（吉野 2020, pp. 45–60）。

しかし、男女いずれかには当てはまらない性自認をもつ人々のグループ単位での活動史にはいまだ不明な点が多い。例外として、1990年代後半、「G-FRONT 関西」というグループの機関誌に「X」に関する記述があり、代表者が「Xジェンダー」を名乗っていたことが示されている（Dale 2012; 武内 2020）。この「X」の名乗りには個人の影響力だけでなく、グループメンバー同士でのルールづけなどが関わっていた（武内 2020）。2005年頃からは個人ホームページ等インターネット上でも「Xジェンダー」が用いられ、ここで「Xジェンダー」は、「トランスジェンダー」の下位カテゴリーとしての「FtX」（Female to X）や「MtX」（Male to X）だけでなく、単に非二元的な性自認や、男女を自明視しない生き方などを表す概念としても知られたという（武内 2020）。

とはいえ、現在Xジェンダー概念や「label X」などのXジェンダーのグループが知られつつあるにもかかわらず、2005年頃以降、それらがいかに当事者間にひろく定着していったのかは謎のままである。特にオンライン上の交流は、非規範的な性のあり方を表明するような語りを可視化させると指摘されてきた（Ekins & King 2010）。他方でオンライン上でも、医学的言説を内面化し二元的な自己呈示が行われ、規範的なやり取りが生じていることがTumblrの投稿の分析から示されている（Jacobsen et al. 2022）。こうした規範的な言説や他のメンバーの自己呈示の仕方を考慮しつつ、Xジェンダーのグループでの交流のあり方や、中心的なメンバーの役割について詳細にみていく必要がある。

これらをふまえて本論文では、現在当事者間でよく知られ、オンラインおよびオフラインで活動している数少ないXジェンダーのグループ「label X」の成立過程に焦点を当てる。「label X」立ち上げメンバーの語りからグループでの活動を描き出し、いかにしてXジェンダーのグループが成立し、いかなるXジェンダー観が醸成されたのかを探っていきたい。

2. 調査の概要と分析

本章では、本論文で行った調査の概要および分析視座を説明する。「label X」などのXジェンダーのグループでのやり取りやそこで醸成されるXジェンダー観を読み取るためには、オーラル・ヒストリーが必要とされる。なぜなら、具体的なメンバー同士のやり取りを読み取れるような文献資料がほとんどないためである。そこで「label X」の立ち上げに関わり、その方向性に影響をもたらした中心的なメンバーとして、2022年5月にYuiToさんおよび壺さんに調査を依頼した。2015年に「label X」に入会していた筆者は、当時の主宰者であった壺さんと面識があり、2016年に予備的なインタビューも実施していた。その後、現在の「label X」代表から「昔のlabel X」を知る存在としてYuiToさんを紹介してもらい、2022年5月に二人へのインタビューを実施した。プロフィールを了承が得られた範囲で表1に示す。

表1 調査対象者のプロフィール

調査対象者	年齢	出生時性別 割り当て	性自認	性的指向	ホルモン療法 や手術の経験	居住地域	調査時期
YuiTo	30代	女性	FtX	パンセク シュアル	なし	甲信越	2022年5月 (約4時間)
壺(水野瑛太)	50代	女性	男性	女性	ホルモン療法、 SRS	関西 →関東	2022年5月 (約4時間半)

筆者は二人の希望にあわせて、YuiToさんには対面で、壺さんにはオンラインで半構造化インタビューを実施した。その際、事前に東京大学大学院人文社会系研究科での倫理審査を経て、身分やXジェンダーに関する活動を探るという調査目的、データの管理、匿名化方針や公開の仕方などの倫理的配慮について説明し、二人から同意を得ている。質問内容は、生い立ち、性自認や性的指向、これまでと現在のグループでの活動を中心とした。インタビューは同意を得られた範囲でICレコーダーに録音されている。データは全て文書化して二人に送付され、必要な場合は修正が加えられた。本論文で分析対象としたのは、録音データを文書化したものとその後メールでやり取りされた文書、語りに関連するウェブサイトや書籍である。筆者は二人に本

論文の引用・要約箇所を分析の方向性の説明と共に送付し、公開許可を得ている。

分析では二人の語りを照らし合わせ、グループやそこでの活動のあり方、Xジェンダーに関する理解の仕方を整理し、とくに「FtX」である YuiTo さんの語りからは、グループ内での二元的な規範や「X」の意味づけについて詳細に読みとっていった。加えて、トランス史において政治的な行動や合理的な思考を示す語りが重視されやすいと批判的に指摘する A. J. Lewis (2014) から着想を得て、語りから読み取れる何気ない交流や個人史的な出来事にも注目し、それがグループでの活動にいかに関わるのかを検討した。

以下の章では分析の結果を示す。その際、YuiTo さんと壺さんが「label X」の成り立ちについて語るときに想起していたグループである「FTM や FTX などのための SNS コミュニティーFTM FTX etc」（以下、「SNS コミュニティ」）（3章）、「MaX.」での活動（4章）を取り上げたのち、「label X」の成り立ち（5章）を記述していく。

3. 原点としての「SNS コミュニティ」

——医学的規範のもとでの未治療「FtX」

まず、「Label X」の成立にも後につながると語られる「SNS コミュニティ」の活動を探り、「FtX」がホルモン投与や手術まで行わない人を指す概念として理解されていたことを論じる。

「SNS コミュニティ」は、2006年7月に管理人のリュウがfc2のレンタルSNSを用いて開設し、2011年頃まで利用されていた。2009年時点で283名のメンバーを有し、会員制をとっていたため、外部の人に見られることなくメンバー間でオフ会の開催や日記の投稿を行えた（FTM や FTX などのための SNS コミュニティーFTM FTX etc 2009）。メンバーには FtM と FtX の当事者だけでなく MtX 当事者もわずかにいたほか、FtM の恋人やシス男性、アライも参加していた。リュウは基本的にはやり取りを傍観し、問題が起きたときに対応していたという。

壺：閉鎖的だし、そんなによそからこう不特定多数が見て「おまえは違う」とか何とかだとかって言われないし、なおかつ、そこに FtX がいたので、おそらくそこであればきっと「おまえは男らしくねえ」とか何とかだとかって言う人もいないんじゃないかなと思ったので、その FtM、FtX のコミュニティに入って、じゃあ、ここでまたちょっとブログ書いてみようかなみたいな感じで、そこからまた書き始めた感じですね。(壺さんへのインタビュー)

50代のトランス男性である壺さんは、性別違和感を抱きつつも情報がないなかで、男性と結婚し「周りからのプレッシャー」によって子どもを産んだが、当時悪化していた離人症が治ると男性としての性自認が明確になっていき、2004年から性別移行を始めていた。壺さんは2004年に始めたブログにおいて、生育環境で培われた女性的表現や子どもを産んだことなどを「男らしくねえ」、「主婦 FtM」などと FtM 当事者から批判される。こうした FtM のステレオタイプに嫌気がさして2年ほどでブログをやめていたが、自分とは異なる「FtX」という性自認の存在に興味を抱き、「SNS コミュニティ」を見つけ、その閉鎖性ゆえにブログを再開したという。ここで「FtX」概念は壺さんにとって、「男らしさ」を判断し「当事者間カーストの上位に君臨したがる」ような FtM 当事者を避けることを期待させている。

とはいえ、閉鎖的な場が必ずしも多くのメンバーの安心感につながるとは限らない。壺さん自身と YuiTo さんが共通して語るのは、すでに男性として埋没して生活していた壺さんの発言力の大きさである。

壺：最初、そこは皆さん、どちらかっていうと FtX なんですよ。でも、FtX の人が徐々に自分は FtM かもしれないっていうふうにちょっと心理状況が移っていくんですね。それは僕の影響なのかもしれないし、本人たちのもちろん心境の変化なのかもしれないんですけど、そのコミュニティの中で男性ホルモンをやっていて、日常生活で一切カミングアウトしないで男性として働いてるっていうのが僕だけだったんで

すよ。(中略)僕とそのシスジェンダーの男性っていうのが割と男性寄りっていうか、もう男性側の視点とか意見とかそういうものは僕かその人っていう感じになっていて、残りの子たちはみんな年も20代だったり、いってても30前後だったりするので。みんなそれで FtX の子たちがまだ治療もしていなくて、もともと FtX なんて治療しないんですけど、まあ、そういうふうに、後に FtM だって言い出す子も、最初はみんな FtX として入ってたんですよ。そこでやりとりして話をしてるうちに、いや、自分ももしかしたら FtM かもしれないっていう子が3人も4人も出てきて、で、みんな男性ホルモン始めちゃうんですよ。(壱さんへのインタビュー)

このように、はじめは FtX 当事者が多く集っていたが、徐々に FtM としてホルモン投与を始めるという傾向を壱さんは読み取っている。このコミュニティではほぼ毎日記事を投稿していた壱さんは、他の人のブログ記事や SNS 上の日記に対して、「こういうふうに自分は思うよみたいな感じの」「思想」を書くことが多かったという。YuiToさんは、FtM 当事者の間でも「壱さんが出てくると何も言えなくなるみたいな感じ」があったと振り返る。これには壱さんが男性として埋没して生活していることだけでなく、当時40代であり、他の参加者と比べて年齢が高かったことも影響していた。この発言力の大きさは、シス男性の参加者が壱さんを男性として持ちあげつつ、他の FtM 当事者の投稿に対して「女性的な発想」ではないかと指摘し、あるべき男性像を場で共有しようとしたことによっても支えられていた。

こうした文脈のもと、「SNS コミュニティ」において、二元的なジェンダー観に依拠する FtM 当事者が多くおり、FtX 当事者に対する理解できなさが表明されることもあった。

YuiTo:「え、何がしたいの？」みたいな、うん。何か「こういうのは男でこういうのは女だけど、じゃあXって何？」みたいなことを普通に書いてた人もいて。男女二分論の人が結構多かったかなっていう感じで

すね。(YuiTo さんへのインタビュー)

このように FtM 当事者は「性は男と女しかない」という考えをもっており、対して FtX の人は「性はいっぱいある」という「性多分論」に依拠していたため、両者は相いれない傾向があったという。加えて、FtM 当事者の投稿が多く、FtX 当事者はジェンダーに関する議論ではなく、「日常的なこと」を投稿する傾向があったと YuiTo さんは述べる。

加えて、「日常的なこと」の投稿において YuiTo さんが恋愛の話題を避けるよう気を付けていたことから、FtM における異性愛規範の強さと、その治療を進める方針との結びつきが読み取れる。YuiTo さんは男性と付き合いしてきた経験が多かったため、オフ会などで FtM の人が「彼女の話」ばかりすることについていけなさを覚えていた。「SNS コミュニティ」や、Ameba ブログなどのネット上のコミュニティにおいても、FtM であることと女性への恋愛的・性的惹かれを抱くことは密接に結びついており、「最初 FtX って言ってたんですけど、彼女できたら FtM に乗り換える、名乗り換える人も結構い」たという。

YuiTo：悩んでたけど彼女ができたことで、あの、意思が固まりましたみたいな。

筆者：意思が固まる？

YuiTo：え、と思っ。

筆者：そういうこともあるんだ。

YuiTo：だから何ていうんですかね、手術する、性別適合手術する前が FtX みたいな感覚の人がいたんですよ。男か女か分からんけど、でも何か男に、何かなったから FtM だみたいな、そういう人もいたから。だからその決定権がなくて、決定権ができるのが彼女みたいな、っていう傾向も結構あって。

筆者：それはやっぱ、手術して戸籍の性別も変更してみたいなのがあるんですかね。その人と結婚するじゃないですけど。

YuiTo：そうですね。何ていうんですかね、当時の傾向としては、まあホルモン注射なり胸オペだったりした人は勝者みたいな感じの、何か傾向があって。みんな、特に何かこう、オペ始め、ホルモン始めましたとか、胸オペ行ってきますとかっていうところがあると、すごい何かみんなしておめでとう、みたいな感じのが多かったんですよ。だからそうなる、何か、自分みたいに、何ていうんですかね、別に胸オペとかホルモンとかしたいってわけじゃないっていう人が発言しにくい場だったというか、うん。何かそっちのほうが何か、え、で、結局いつやんの？みたいな、ホルモンしないの？みたいな、何かそんな感じの傾向だったんで。あれ、何か自分も何か違う、あれ、何か自分もXジェンダー、もしかしらないのかなみたいな。そうなるんじゃあ女性なのかな、みたいな感じの傾向があったんで、うん。何かそこにもすごい違和感があったんですよ。（YuiToさんへのインタビュー）

このように FtM の人において、女性との関係性が「男性」としての認識を強化しており、性別適合手術を終えて戸籍上の性別を男性に変更すれば女性パートナーと結婚できることも、「男性」としての「意思が固ま」ることに影響していると言える。

さらに、ホルモン投与や性別適合手術を進めることが望ましいとされ、それ以前の未治療の状態が「FtX」であるという認識は、この「SNS コミュニティ」において共有されていたと思われる。当時は「手術して男性として生きる人もいれば、どうしようかって悩んでる人も結構い」というのが（YuiToさんへのインタビュー）、先の壺さんの語りにも「もともと FtX なんて治療しない」とあったように、「男性ホルモンやるなら男で生きる覚悟をして、FtX を言い訳にせず、男として FtM を名乗るべき」（壺さんへのインタビュー）という規範が存在していた。

このような場で、YuiTo さんも「FtX」ならば未治療であるという認識を共有していたが、これから治療して「FtM」になるような「男性」への延長としての「FtX」ではなく、未治療である状態を「X」として肯定的に認め

ていくようになっていく。その過程で YuiTo さんは、精神科のカウンセリングを受診し「X」なのかどうか確認しようとしたり、ホルモン投与や手術へと進むか迷ったりしたという。このような逡巡から抜け出す契機となったのは、当事者グループから離れた場での交流や、壺さんとのやり取りだった。

まず、当事者グループ外の舞台やイベントで「男性」として出演する経験を経て、YuiTo さんは当事者間で「男だ女だとかって言ってる」のに対して、周囲の人々が YuiTo さんの性別にそれほどこだわっていないことを知る。そこで「リスク冒してまで手術して、別に男として生きなくても今のままでいいかなって思い始め」ていく。

加えて、「なぜ自分が男だと思うのか」と問うたときの壺さんの回答が、思いがけず YuiTo さんの「X」としての自己定位を可能にしていた。

YuiTo：男か女か分かんない、どうやって生きたらいいか分かんない、そういう感じでいろいろやりとりしたんですね。ここに何かちょっと一言、壺さんから言われた一言が。あの、がつんときたんですけど、「性別は頭で考えるものじゃない」って、「本能だ」って。みんな何かこう、「性別を性格や性質とごっちゃにしてる」って、「だから余計に考えてる」って、「性別というものは本能なんだ」って言われて、はってなって、「本能、じゃあ私はXです」みたいな、っていう一言がそのやりとりの中で、その、朝の4時までやりとりし合ってたので、そこから何か、壺さんと急激に仲良くなってたみたいな。(YuiTo さんへのインタビュー)

壺さんにとって性別が「本能」であるという主張は、これまでの FtM 当事者とのやり取りを背景とするものとも言える。子を産んだ経験をもつことで「なんちゃって FtM」ではないかと FtM 当事者から批判されてきた壺さんは、それでは誰が「本物の FtM」なのか知るために多くの FtM 当事者と会ってきた。しかし多くの当事者が、「男の子とばかり遊んでたとか、ちっちゃいころはペニスが生えてくると思ってた」(壺さんへのインタビュー)と

いった、典型的な“FtM エピソード”を語り、それは「自然体」の男性とは思えず、自らの経験との差異を感じさせるものでもあった。こうした性質に基づいて性別が決まるわけではないという主張は、YuiTo さんにおいても、性別役割や身体の治療、診断といった手がかりの判断に基づいて「X」を名乗る必要はなく、説明しようもない「本能」から「X」であってよいという気付きをもたらしたと考えられる。

このように「SNS コミュニティ」では、「X」は未治療であり「女性」から「男性」への性別移行の途上にある人として位置づけられやすく、「X」を肯定的に名乗ることには困難が生じていたと言える。

4. 「MaX.」での多彩な活動——「FtX」像の変質

本章では、「SNS コミュニティ」を経て壺さんが立ち上げ、YuiTo さんがスタッフとして参加した「FtM と FtX のための当事者組織 MaX.」¹の活動を描き出し、2010年代はじめに「X」が名乗られる仕方の変化がどのように理解されていたかを論じる。

「MaX.」はこの時期から水野瑛太を名乗っていた壺さんが2011年4月に立ち上げ、2012年5月まで続いた FtM と FtX のグループである。壺さんはすでに下火になっていた「SNS コミュニティ」での交流の記憶から、出生時に割り当てられた性別が同じ「女性」である当事者同士のほうが「一致団結するじゃないですけど、仲間意識も生まれる」と考えていた（YuiTo さんへのインタビュー）。加えて、壺さんは「SNS コミュニティ」において「がちがちの男の性自認の人」が歓迎されていない雰囲気を感じ取っていたほか、同時期他にも参加していた「gid.jp」などの GID のグループで経験した内部

1 「MaX.」という名称は、「(Ft)M and (Ft)X」という文字と、最大限・最高を表す「maximum」の略記を組み合わせたものであり、「FtM と FtX が共に集まり、皆で最高に楽しい時間を一緒に過ごそうぜ!」をコンセプトとしている（FtM と FtX のためのセルフヘルプとエンターテインメントを兼ね備えたジャパン FtM & FtX ジェンダーアソシエーション「MaX.」2012a）。

分裂に疲弊し、自らグループを形成することにしたのである（壺さんへのインタビュー）。

壺さんが参考にしたのが、2009年頃に参加し、100人、200人ほど集う大規模な女装・ニューハーフ系クラブイベント「プロパガンダ」である。「プロパガンダ」は2007年8月から新宿で開催され、音楽が流れてお酒が売られており、交流したり歌やダンスを観たり、深夜にはDJタイムを楽しんだりするような場であった。こうしたDJイベントのFtM、FtX版の企画として「MaX.」は構想された。しかし実際にはDJをできる人がおらず、「FtXの人たちの中に、うるさいのが苦手っていう人が多かった」（壺さんへのインタビュー）ため、音楽が常にかかっているオフ会のようなカフェイベントを開いたという。

「MaX.」はこうした壺さんの志向性ゆえに、娯楽の要素をも組み込んだグループとなったと言えよう。たとえば、2011年4月のDJイベントでは東京で場所を借りて、音楽を流しダンスしてお酒を飲みかわすような場がつけられ、7月には浴衣祭りイベント、8月には富士登山イベント、10月にはハロウィンパーティが開催された。また、2012年1月には東京で「MaX. カフェ」をオープンし、2012年3月から始めたウェブラジオにおいては、写真集『TOKYO BOIS』を制作した戸崎美和など、当時よく知られていた当事者や支援者にインタビューが実施され、まだ知名度が高くなかったYouTubeに投稿されていた。イベントには20人から30人ほどの参加者があったという。会員制をとらなかった「MaX.」は、こうしたイベントについて、不特定多数に対してブログやmixi、メールマガジン、Twitter（現X）などで告知していた。

娯楽の側面を打ち出していた「MaX.」でも、当事者間での相互サポートはなされていた。一つは、Ameba ブログのサービスであった「ピグ交流会」であり、これは東京に行きにくい当事者の交流を可能にしていた。とはいえ、表情が見えず深い話ができないところがあるため、対面で少人数が集って悩みを話すような「FtX フリートーク」も開かれていた。壺さんは、「ごりごりのもう男性性前面に押し出してっていう子よりは、ちょっと物腰柔ら

かな優しい丸い感じの男の子っていう感じの子たちが増えてきた」というジェンダー規範の変化を感じ取っていた。他方、YuiTo さんによれば壺さんは「FtX」だけが集まり「FtM」がいるとしにくい話をする企画をやるべきだとも考えており（YuiTo さんへのインタビュー）、これは定期的に開催されていた。

こうした「MaX.」での交流の中で、身体の医学的加工までは行わないという意味づけとは異なる「X」のあり方が見出されていく。まず「X」概念のもとで、戸籍上の性別移行を行ったのちに男性社会へのついていけなさが表明されたことが挙げられる。壺さんや YuiTo さんが「SNS コミュニティ」の時期には可視化されていなかった存在とするのは、戸籍上の性別変更まで終えてから「X」を名乗る人である。特に FtX 当事者間における相談の場での傾向を、YuiTo さんは以下のように語る。

YuiTo：胸オペまでして、中には戸籍変更までやったって人もいたんですけど、当時の傾向としてあったのが、それがゴールになっちゃってんですよね。悩みをどうにか解消したいってなって、目に見える変化、ホルモン打ったら男っぽくなってくるし、胸オペもして、何かその時はすごく生き生きしてたけど、戸籍変更までしましたってなったら、燃え尽き症候群じゃないですけど、結局何がしたかったんだろうっていう。そういう人が多くて、FtM だと思って治療したのに、結局男の社会になじめないって人とかが結構いたんですよ。（YuiTo さんへのインタビュー）

「MaX.」の時期に可視化されていたのは、「FtM」を自認し、ホルモン投与、胸オペ、時には戸籍変更まで終えたのちに目標を見失ってしまい、男性の中でもうまくなじむことができず、「X」あるいは「心は MtX」²と名乗る人の

2 ここで「心は MtX」という表現は、「FtM」ではあるが、治療後に「M」であることに違和感を覚え、しかし明示的に「X」とも名乗れないと感じることを指す概念とし

存在だという。これは「男の社会」におけるジェンダー規範の強さと表裏一体でもあると言える。また、治療が可能になった背景として、続けて親による金銭的支援を YuiTo さんは挙げている。GID 概念の認知が広がり、親が治療を応援するような関係において、慎重に検討せずに治療して後悔する当事者もいたという。

加えて、「X」が身体のあり方とは関連づけられずに名乗られていくという変化も見出されている。まず、当時壺さんが驚いていた存在として YuiTo さんが記憶していたのが、「Ft」を付けずに「Xジェンダー」を名乗り、中には性別が「妖精」と述べていた人である。

壺：見た目とかは男性だったり女性とかだったりするんだけど、実際は何もないっていう。性器もないし、そういう性的なものを思わせる体の特徴が何もないっていう。だから、たぶん「妖精」っていう発想が出てくるんだろうなって思うんですよ。その本人が言ってることは、そのイメージなので、あくまで本人の中の理想の性別として「妖精」というものがあるのであって、まあ、それを相手に発言するかどうかはまた別の話じゃないですか。「妖精です」って言われたらやっぱり周り戸惑いますよね。そこの認識の違いとは思いますが、やっぱりそれをこう何も考えずに性別を聞かれて「妖精です」って言える人は、うーん、やっぱりちょっと社会性という意味ではちょっと欠落してんのかなっていう感じですね。(壺さんへのインタビュー)

壺さんが述べるように、性別が「妖精」とであるという発想の前提には、男女いずれかとして把握されやすい外見や性器などの身体的特徴には依拠しない性別理解があると言える。このような「妖精」という性別を壺さんは、社会的に流通している性別概念とは異なる、「本人の中の理想の性別」とみなしている。ここで壺さんにおいて、「妖精」は本来、性別を尋ねられたときの

て用いられている。

回答としては適切ではなく、それを回答に選択している思考が社会生活において他者とのコミュニケーション上の障害になると感じられており、「妖精」と名乗ることは「社会性」の「欠落」として理解されている。他方で「妖精」と名乗ることは、それによって他者を戸惑わせうとしても、他者による外見を手がかりとした二元的なジェンダー化を退けようとする実践でもあると考えられる。とりわけ外見の「男性性」を気にしない当事者が可視化されつつあったことは、以下の語りからも読み取れる。

YuiTo：その時はほんとに、「FtX」っていったら、どっちかっていったら男装的な、メンズの服着てて、恋愛対象女性ですみたいな人が結構多かったんですけど。だからそうやって、「Xジェンダー」の人、「FtX」の人が、ザ、何て言ったらいいのかな、「性別αくんです」みたいな人ってあんまりいなかったんで。(中略) 顔合わせの時に来たら、もう何かビジュアル系な人がぼんって来たから、みんなして「おう」みたいな、「あ、『Xジェンダー』だね」みたいな人が来たので。その辺りからですよ。何かちょっとずつ、何ていうんですかね、女性性を隠すのが「FtX」っていうんじゃないかなみたいな感じにはなってきたんですけど。(YuiTo さんへのインタビュー)

ここで YuiTo さんは、「FtX」を名乗る人において「女性性」を隠して男性的な外見を志向し、性的指向も女性に向く場合が多かったが、それが変容していく傾向を感じ取っている。とくに「MaX.」のスタッフを務め、その後「label X」で代表を務めるαさんは、その象徴的な存在として語られている。このような「ビジュアル系」で「性別αくん」としか言えないような当事者を、YuiTo さんは「FtX」というよりも「Xジェンダー」という語で言い表すことで、「Ft」、すなわち「女性」から「X」へという性別移行の論理の成り立たなさを表そうとしていると考えられる。

とはいえ、「FtX」の場合には身体的な治療を行わないという認識は、少なくとも運営側にとって「SNS コミュニティ」の頃からの共通認識であり、

「MaX.」が1年ほどで活動方針を変更する際、対象者を未治療の「Ft」の当事者に限定することが発表される。契機となったのは、FtMのスタッフが就職活動などで辞めていったことである。「MaX.」は会員制のグループではないため、運営スタッフがなくなると継続させることが難しかった。そこでYuiToさんらFtXのスタッフが残ったこともあり、FtX主体の会員団体にするという活動方針の変更がHPやAmebaブログ、Twitterなどで告知された。

今後はFtX当事者を主体としたXジェンダーおよびGD、クエスティング、そして一部の未治療FtMを対象とした当事者団体としての活動に重きを置こうという結論に至りました。

※ MaX.の新しい団体のサポート対象および会のテーマが「治療を施さない当事者（胸オペのみ外見上判らない為除く）が、如何に性別の違和感と折り合いをつけて生きるか」を掲げる予定のため、FtMは未治療の方のみ対象となります。また、FtXを主張されていてもホルモン療法（胸オペは除く）をされている方は、大変申し訳ございませんが、会の性質上参加をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。（FtMとFtXのためのセルフヘルプとエンターテインメントを兼ね備えたジャパンFtM & FtX ジェンダーアソシエーション「MaX.」2012b）

これは「SNS コミュニティ」の頃のような会員同士の批判的な議論が減り、「Xの人がだんだん増えていった」（YuiToさんへのインタビュー）なかで、治療するFtMと比べてサポートが足りないFtXや治療を望まないFtMにサポートの対象を限定しようとする提案だった。壺さん自身はサポートの対象となる当事者ではなくなるため、アドバイザーとしてグループに関わりと位置づけられている。

しかしこの方針には、出生時に割り当てられた性別を二元的に把握し、それが「女性」であることで生じる困難によって会員同士が結びつくという前提も読み取れる。YuiToさんは、「根本がFtXとMtXの悩みって違うから、元の体が男か元の体が女かって違いは、やっぱその当事者にしか分かん

という認識のもと、FtX と MtX 間での理解できなさが生じることなく、親密な関係を築くことができるのではないかという期待があったというが、結果的に Twitter 上で「炎上」してしまう。

では「炎上」の内容はどのようなものだったのか。「MaX.」が未治療の「FtX」にサポートの対象を絞ったことについて、「MtX」や治療した「FtX」を排除しているといった批判が Twitter 上で多く寄せられた。Twitter 利用者がツイートをもとめた議論として自由に整理できるサービスである Togetter (2012) の記事「FtX の定義？」には、以下のようなツイートがまとめられている。

X には少なからず「FtM を名乗る方でもホルモン療法を行っていない当事者の方は女としての性別に帰属しているものとしてナンチャッだと判断しますよ」と言われてきた人がいるだろうに、なんで…。[@naha2 2012年4月27日01:29:30]³

人の性自認や名乗りに対し何らかの「判断」を下そうとしているように読めてしまうからそういった意図がないのなら書き直したほうがいいと思う [@yuuuuki 2012年4月27日01:36:54]

上段のツイートは、これまで「FtM」であればホルモン療法をすべきであり、そうでない人を「なんちゃって」の GID 当事者であるとみなすという当事者間の排除がなされていたことを挙げ、「FtX」において同様の事態が生じているのではないかと疑念を表明している。すなわち、下段のツイートにおいて記述されているように、「FtX」を未治療であると特徴づける点が、「FtX」がどのような人であるかの判断や定義づけとしてみなされている。対して「MaX.」公式アカウントは、「FtX の定義自体が何なのかハッキリしない」[@MaX_ftmftx 2012年4月27日15:30:02] ため定義することはできな

3 Togetter (2012) に収集されたツイートのユーザー情報、日時を表す。

いとし、会としては「ホルモン投与＝男性と見られてもいいと思って治療してる方」とみなし、「FtX は本来、Xである以上、男性に見られること自体も不本意なのではないか？」という認識があったと表明している [@MaX_ftmftx 2012年4月27日15:48:21]。

このように Twitter 上には、「MaX.」を含めて様々な文脈に根差した「X」への認識をもつ人が集い、「X」に限定された初の当事者団体だと主張した「MaX.」に対して、このグループが「X」を身体的治療という点から定義づけることへの警戒が生じていたと言える。結局、「MaX.」は未治療の「FtX」のみを対象とすることをやめ、2013年1月には「MtX」も含む「Xジェンダー」当事者団体の「label X」が設立される。

5. 「Label X」の立ち上げ——性的マジョリティに向けた情報発信

本章では、壱さんや YuiTo さんが「MaX.」を母体として立ち上げた「label X」の初期の体制や、性的マジョリティへのXジェンダー像の呈示を視野に入れた活動について描く。

「label X」は「SNS コミュニティ」と同様に、会員制であり、ブログを投稿し相互にコメントできる SNS を備えていた。体制としては、ある FtX 当事者が代表を、YuiTo さんが副代表を務めていたが、壱さんも運営アドバイザーとしてホームページやメールマガジンの管理や会員への告知文の検討などに関わっていた。同時に壱さんは、「当事者としてこれを自分は達成したっていう何か」を得るため、2013年2月に「gid.jp」に復帰し副代表にもなっているが、1年ほどで「gid.jp」を抜けることになる。壱さんは非当事者として、「自分とは価値観も考え方も全部違う人たちだから、そこは踏み込むべきじゃないみたいなので、そこに何か物申すみたいなことをせず済んでる」と言う（壱さんへのインタビュー）。

他方で、Xジェンダー当事者の YuiTo さんと代表者は1年間で「label X」をやめている。「label X」では、ブログを通じて会員同士で交流が持たれ、時折オフ会や心理学者などの専門家を招いた講演会が開催されたが、YuiTo

さんは自身が初めて企画した講演会で一部の当事者から論争的なコメントが寄せられ「重い雰囲気が終わっちゃった」ことに疲弊し、父親の逝去を機に地元・新潟に戻ることになったという。このとき YuiTo さんは、「ジェンダー関係の人たちのほうが、男・女で考え過ぎてる」と気づき、「関わってないほうが、何か楽に生きられんじゃねえ？」と感じてもいた（YuiTo さんへのインタビュー）。

こうした背景のもと、壺さんが「label X」という場を維持しようとし、Xジェンダーのスタッフを募集しつつ2017年1月まで主宰を務めていた。壺さんがXジェンダーのアライとして取り組んだ活動として特徴的なのは、Xジェンダーに関する初の包括的な書籍、『Xジェンダーって何？——日本における多様な性のあり方』（緑風出版、2016年）である。この書籍は壺さんの主導で執筆・出版されており、Xジェンダー当事者の会員の声を豊富に取り入れつつ、壺さんの思想が反映されたものとして位置づけられる。

この書籍において第一に特徴的なのは、「Xジェンダー」が日本独自の呼称であることを強調する文化的説明である。たとえば Dale (2016) による寄稿において、「G-FRONT 関西」の代表者によって「X」が名乗られていたことが指摘されている。

第二に、医学的・心理学的な説明に依拠することで、「Xジェンダー」を確固とした性自認として客観化しようとする試みが見られる。たとえば針間克己などの医学・性科学の著作が引かれ、「性自認の本質」が「思考」ではなく「感覚として捉える」ことだと解釈されたうえで、「自分の意思で変えることもできない」（label X 編 2016: 22）としてその不変性が強調されている。

第三に、「Xジェンダー」についてインターネット上で浸透していた下位カテゴリーによって一定の特徴づけを行っている。「Xジェンダー」の下位カテゴリーとして、「中性」「両性」「無性」「不定性」に加えて「その他」が設けられたが、この書籍に特徴的なのは、「中性」や「両性」が男女の二元的概念に依拠しない形で定義されていることである。「中性」は「男女」の間ではなく、「一つの人格の中に何かの性とそれ以外のもうひとつの別

の何かの性の両方がゆるやかに混ざり合った状態で存在している」(label X 編 2016: 37)、「両性」は「一人の人格の中に何かの性とそれ以外のもうひとつの別の何かの性の両方が混ざり合わない状態で常に同時に存在している」(label X 編 2016: 39) とされている。これらの定義は、二元的な性の観念をもたない当事者が柔軟に自己を位置づけることを可能にするものだと考えられる。

第四に、「Xジェンダー」を二元的なジェンダー観をもつ人にとっても受容しやすい存在として提示しようとする実践も見てとれる。たとえば「Xジェンダーと社会共生」という章で、「ジェンダーフリー」との関係について以下のように位置づけられている。

現実的に男女という生物学的な区別が存在する以上、なんでも性差を無視することがXジェンダーのために必要という考え方は、いくらXジェンダー当事者であっても少々乱暴であるということは理解ができると思います。

当然ながら、ジェンダーの垣根をなくすということには限界がありますし、ジェンダーフリー教育が広まることによって、Xジェンダーには男女の性差を意識せずに済む場面が増えることは明らかですが、平等を無理やり強制する行為もまた逆差別であるとの考えが存在することも、無視できません。(label X 編 2016: 144)

この記述でジェンダーフリーはXジェンダー当事者に資するものとされる一方、「男女という生物学的な性別」が存在し、その「性差を無視すること」はXジェンダー当事者であっても他者に押しつけるべきではないとし、当事者の主張を身体二元論を侵犯しない穏当なものとして提示している。ここに潜在しているのは再び、「SNS コミュニティ」や「MaX.」で前提とされていた、二元的な「生物学的な性別」「身体的性別」であると言える。

このように、label X 編 (2016) には壺さんの意向が反映され、Xジェンダーに関する情報が世間に普及していない時期に、Xジェンダー当事者の多

様性を示しつつ、かれらを科学的に根拠があり、性的マジョリティにとって安全な存在として提示するテキスト上の実践が編まれていた。

「label X」は2017年4月以降、壺さんが主宰者を退いて新体制となり、オンライン／オフラインでの交流会や悩み相談室などを主体とした活動となっている。壺さんは現在活動に関わっていないが、YuiToさんは2021年4月に「label X」に再入会し、初期の「label X」と比べて「ゆるい」雰囲気を感じ取っている。一度は活動から離れたYuiToさんだが、新潟では「異性愛者が当たり前」であり、「関わらなければ普通に生きられるけど、何か物足りないというかほんとの意味で自分を出せてない」と感じ、地元の状況を変えていくことをめざして個人でも講演会などの活動を展開している。グループでの活動は、個々人の生活で生じた問題意識との関わりから再び光を当てられ、新たな活動も生まれていくのである。

おわりに

本論文では、「SNS コミュニティ」から「MaX.」、そして「label X」に至るXジェンダーのグループの一つの系譜を、運営メンバーの語りから描き出してきた。それにより、「Xジェンダー」がいかなるカテゴリーとして捉えられてきたのかも示してきた。

「SNS コミュニティ」では、「FtX」は身体的に未治療で二元的な性別移行の途上にある人として位置づけられる傾向があった（3章）。他方、壺さんが立ち上げた「MaX.」では娯楽の活動や「FtX」のためのサポートが行われたが、「身体的な性別」から「X」を把握しようとした点がTwitter上で批判され、「Xジェンダー」の当事者団体として「label X」が成立した（4章）。「label X」では、壺さんの思想のもと「Xジェンダー」を受容しやすい形で説明する書籍が出され、運営体制が変わると交流主体の活動にシフトしていく（5章）。

これらの分析結果は、第一に、先行研究では看過されてきたXジェンダーのグループの歴史を明らかにした点で意義をもつ。オンラインのコミュニ

ティは、新たな可能性を生む空間にもなりうるが (Ekins and King 2010)、他の当事者における医学的な性別移行の規範が「X」を肯定的に名乗ることを困難にする場合もあった。加えて「MaX.」から「label X」への転換は、多くの当事者が可視化される中でオンライン上での「炎上」を無視できなくなったこと、Xジェンダー観が「FtX」「MtX」だけではなく、出生時に割り当てられた性別を明示しない形で用いられる「Xジェンダー」に重層化されていったことを示唆している。

第二に、これらのグループでの活動が、政治的な理念や活動の目標というよりも、運営メンバーの個人的な生活や性のあり方に根差していたことも明らかになった。壱さんが「非当事者」としてXジェンダーのグループを立ち上げたことには、「当事者」としての活動の挫折や FtM 当事者間でのジェンダー規範の強さ、アライとして活動を行ってきた経験が関わっていた。また YuiTo さんの語りからは、トランスの人々の活動への燃えつきや地元での生活で見出された問題意識といった様々な要素が、グループでの活動を辞めたり再開したりすることに関わっていることが示唆された。

こうした知見は、多様な側面をもつ個人史との関係からトランスの人々の活動史を捉え直すというさらなる研究課題を示すものでもある。グループは個人にとって必須のものではないが、人生において重要な契機となりうるし、トランスの人々に関する知識を更新していくことにつながる。今後はオンライン上に他にも存在したと思われるXジェンダーのグループや、その参加者の経験をさらに探る必要があるだろう。

付記

本論文に協力してくださった YuiTo さん、壱さんに感謝いたします。本論文は東京大学社会学博士学位論文 (2022年9月提出) をもとに執筆したものです。なお、本論文は JSPS 科研費 (23K18827) および東海ジェンダー研究所2022年度 (第26回) 個人研究助成の成果の一部です。

参考文献

Dale, S. P. F. (2012) “An Introduction to X-Jendā: Examining a New Identity in Japan,” *Gender*

- and Sexuality in Asia and the Pacific*, 31. (Retrieved March 19, 2020, <http://intersections.anu.edu.au/issue31/dafe.htm>)
- (2016) 「Xジェンダーの登場：一人のケースからXジェンダーについて考える」 Label X 編『Xジェンダーって何？：日本における多様な性のあり方』緑風出版, pp. 58–67。
- Ekins, R. & King D. (2010) “The Emergence of New Transgendering Identities in the Age of the Internet,” S. Hines & T. Sanger eds., *Transgender Identities: towards a Social Analysis of Gender Diversity*, New York: Routledge, pp. 25–42.
- FtM と FtX のためのセルフヘルプとエンターテインメントを兼ね備えたジャパン FtM & FtX ジェンダーアソシエーション「MaX.」(2012a)「MaX.」ホームページ, (2023年9月16日最終閲覧, <https://web.archive.org/web/20120419063055/http://www.ftmftx.jp/menu.php>)。
- (2012b)「MaX. より今後の活動方針に伴う変更のお知らせ」「MaX.」ホームページ, (2023年9月16日最終閲覧, <https://web.archive.org/web/20120505064652/http://www.ftmftx.jp/>)。
- FTM や FTX などのための SNS コミュニティー-FTM FTX etc (2009) FTM や FTX などのための SNS コミュニティー-FTM FTX etc, (2023年9月14日最終閲覧, <https://web.archive.org/web/20111223045633/http://ftmftxetc.com/>)。
- 石井由香理 (2018)『トランスジェンダーと現代社会：多様化する性とあいまいな自己像をもつ人たちの生活世界』明石書店。
- Jacobsen, K., A. Devor, & E. Hodge (2022) “Who Counts as Trans?: A Critical Discourse Analysis of Trans Tumblr Posts,” *Journal of Communication Inquiry*, 46(1) pp. 60–81.
- Label X 編 (2016)『Xジェンダーって何？：日本における多様な性のあり方』緑風出版。
- Lewis, A. J. (2014) ““I Am 64 and Paul McCartney Doesn’t Care”: The Haunting of the Transgender Archive and the Challenges of Queer History,” *Radical History Review*, (120) pp. 13–34.
- 三橋順子 (2008)『女装と日本人』講談社。
- 野宮亜紀 (2004)「『性同一性障害』を巡る動きとトランスジェンダーの当事者運動：Trans-Net Japan (TS と TG を支える人々の会) の活動史から」『日本ジェンダー研究』第7号 pp. 75–91。
- Plummer, K. (1995) *Telling Sexual Stories: Power, Change and Social Worlds*, London and New York: Routledge: ケン・プラマー (1998)『セクシュアル・ストーリーの時代：語りのポリティクス』桜井厚・好井裕明・小林多寿子訳 新曜社。
- 武内今日子 (2020)「Xジェンダーはなぜ名乗られたのか：カテゴリーの力を規定する社会的文脈に着目して」『年報社会学論集』第33号 pp. 133–44。
- Together (2012) FtX の定義?, Together, (2023年9月20日最終閲覧, <https://together.com/li/294279>)。
- 吉野鞆 (2020)『誰かの理想を生きられはしない：とり残された者のためのトランスジェンダー史』青土社。

第一次世界大戦期ドイツの「農村女性」

Country Women during the First World War in Germany

藤原 辰史 FUJIHARA Tatsushi

はじめに

女性に注目が集まっている。男性が占有してきた場所を女性たちが担い始めている。破壊された自然を回復しメンテナンスする役割や、低迷する経済を復興させる役割など、男性中心主義的に進められてきた経済開発とそれともなう自然破壊を批判する文脈で、多くの役割が女性に与えられている。なるほど、より高く、速く、遠く、または、財力、体力、権力というような、男性にとって好ましいとされ、一部の女性にも共有されてきた価値観が明らかに時代遅れであることは、現在の地球の崩壊の激しさからも理解できよう。

しかしそれは、これまで男性中心主義が進めてきた結果起こった問題のツケを払わされているだけではないか、という疑問を感じることも少なくない。世界史の中で女性がたどってきたこれまでの屈辱、侮辱、一時的な称揚とそのあとの使い捨てといった経験をどこまで踏まえているのか。ただ利用されているだけならば、男性的価値観は転覆されるどころか、強化されるばかりである。

本稿では、女性の役割がにわかに高く評価されやすい「戦争」という出来事の中で、その評価と必ずしも一致しない出来事を取り上げつつ、上記の問題に一石を投じることを目的としている。具体的には、私が研究対象としてきた第一次世界大戦期の農村女性について考えてみたい。

1. ドイツの農村女性

農業という業種は、家族で経営される場合が多い。一人の男性だけではなく、その配偶者や親、子どもも働き手であることが少なくない。一般に、そのような経営は「家族経営農場 family farm」と呼ばれる。そこでは家族に賃金は支払われない。自分たちで自分たちの労働力を自由に使う。生活が苦しい時は体力の限界を超えて働くだろうし、そうでもない時は働けば儲かるとわかっていてもそれほど働かない、だから資本主義経済の中でも強靱なのだ、と述べたのは、20世紀初頭に活躍したロシアの農業経済学者、アレクサンドル・チャヤーノフであった¹。

家族で営まれる農業経営は、いろいろな仕事がある。農地の耕耘、施肥、防虫、除草、収穫、脱穀、乾燥、袋詰め、出荷だけではない。家畜を飼っていれば、朝晩の畜舎の掃除、餌やり、乳搾りなども欠かすことはできない。庭先に自給用の畑があれば、その世話もある。その延長に、家庭内の仕事も待っている。育児や介護、料理や掃除や洗濯、家のメンテナンス、さらには奉公人や従業員の労働調整も含め、いつまでたっても仕事は湧き出てくる。

その中で、男性と女性は役割が分かれていることが多い。女性は、このほとんど全てに関わりつつも、針仕事など、夜遅くまで家庭内の細やかな仕事に従事することが多い。ドイツでは、1920年代に家政学が流行するが、その重要な課題のひとつが、農村女性が疲労困憊になる問題をどうするか、というものであった。テイラー主義に基づく家事労働の管理によって、できるだけ疲れが出ないように働くことが研究されたが、それは逆にいうと、女性への「しわよせ」が常態化していたことの証左である。もちろん、男性も決して疲れのないわけではない。だが、女性の仕事の範囲はあまりにも広く、男性ほどはつきりとはしていなかった。このことはドイツに限ったことではな

1 Thajanow, Alexander W., *Die Lehre von der bäuerlichen Wirtschaft: Versuch einer Theorie der Familienwirtschaft im Landbau*, Verlagsbuchhandlung Paul Parey, Berlin 1923 (邦訳=アレクサンドル・チャヤーノフ『小農経済の原理』磯邊秀俊+杉野忠夫訳、大明堂、1927年)。

く日本の農村でも広く見られた傾向だろう。

以下、農村で働く女性への「しわよせ」について、第一次世界大戦を事例に考えたうえで²、第一次世界大戦後から第二次世界大戦期までのあいだにその克服の方法を研究し提示してきた家政学についても検討したい³。

2. 世界の劫火と農村女性

一般的にいて、農村の女性への「しわよせ」は、危機によってさらに厳しくなる。

1914年7月28日に、オーストリア＝ハンガリー二重君主国がセルビアに宣戦布告し、多くの同盟国がどちらかの側につくことで第一次世界大戦が始まると、大量の労働力を必要とする収穫を前にしたドイツの農村では、多くの男性が戦場へ旅立った。一家の主要な働き手ばかりではない。季節労働者たちも農場に来なくなった。とりわけ、ドイツ東部の、多くの農業労働者が働くグーツでは、ポーランド人農業労働者は敵国の人間となり、もちろん、ドイツ領内に入ることができなくなった。ドイツでは戦争への熱狂が見られたが、農村部は収穫直前だったこともあって、運命として受け止めるしかない、というやや後ろ向きな反応が多かったと言われている。

労働力不足に悩む農村では、女性は、これまで男性が担っていた力仕事もせざるを得なくなった。重い鉄製の犁を馬や牛に牽かせるには、かなりの力が必要だった。もちろん、農業機械が普及するのは1920年代だから、まだそれに頼ることができない。

連合国のイギリスによって経済封鎖され、南北アメリカ大陸の中立国からの食料が輸入されなくなり、持久戦を強いられていたドイツは、農業政策の

2 なお、このテーマについては、藤原辰史「食糧生産を支える女性たち——「農村婦人」の動員」（山室信一、小関隆、岡田暁生、藤原辰史編『現代の起点 第一次世界大戦』岩波書店、2014年）で詳しく論じたことがある。

3 なお、家政学のドイツにおける普及については、藤原辰史『決定版 ナチスのキッチン——「食べること」の環境史』（共和国、2016年）で論じたことがある。

失敗もあいまって、都市で配給制が導入され、人びとの食糧摂取量が大幅に減っていた。そんな中、1917年4月7日に『農村と婦人』という雑誌が誕生した。もともとは『ドイツ農業新聞』という大農場経営の意見を反映した雑誌のコーナーが新聞として独立したものだだった。基本的にはドイツ東部の大農場の女性がターゲットとはいえ、世界大戦でドイツ農村が労働力不足に悩む中、さまざまな階級の農村の女性たちの問題が取り扱われた。ここでは、さまざまな農村の女性たちを統合する言葉である「農村婦人 Landfrau」がしばしば用いられた。それだけ危機が深刻化していたことがわかる。下記のような記事による、女性の煽り方からもわかる。

ほとんど四年にも及ぶ世界の劫火！ 危険はいたるところに、困窮もあらゆる場所に存在する。外にも内にも！ 外では我が国の灰緑色の軍服を着た兵士たちが、危険を顧みず生きる壁を作り上げ、内では労働の大部分が私たち農婦の双肩にかかっている。けれども、我々ドイツ人女性には強い。私たちは動じない心を持ち、自分たちの持つ力以上のことを遂行でき、そして、私たちの誰もが、愛する故郷を助けることを、もっと良く、もっと巧みに取りかかることができるように、そのやり方を聞いたり、学んだりして努力することは疑いようもない。いまや、私たちには以下のような困難さを伴った犠牲が求められているのだ。それは、自分たちの小さな体を我が民族の未曾有の困窮に順応させるような内的な補強、すなわち、外的なことにも耐え抜ける力を私たちに与えてくれる内的な補強を追求しなければならない、という困難さである。自己の内面が強い者だけが、その同胞、その環境に、みずからの内に住まう確信と強さを分け与えることができるのである。⁴

すでに、物質的な問題を克服するために必要なものとして、農村に住む女性たちの「内面」の強さが強調されていることがわかる。逆にいえば、国家

4 *Land und Frau*, 15. Juni 1918 (2. Jahrgang, Nr. 24).

としてはかなり手詰まりであり、もはや女性の「頑張り」に頼るしかないことを証明しているように感じる。

しかも、事態はさらに悪化する。1917年から18年にかけての冬は、ジャガイモの作付けがそもそも減っていた上に不作で、そのかわりに家畜飼料用のルタバガと呼ばれるカブが収穫量が増えたため、それがいろいろな料理に化けて使用された。俗に「カブラの冬」と呼ばれる厳しい時期であり、多くの女性や子どもたちが飢え、病気に苦しんだ。結局、ドイツは、第一次世界大戦期にスペインシュ・インフルエンザ以外で栄養失調や飢えて亡くなった人は76万人を超え、そのうち半分は子どもだったという悲劇を迎えることになる。

農村も、都市ほどではないにせよ、食糧不足に悩まされ始める。その対応に迫われたのが女性であることは言うまでもない。配給所を兼ねた肉屋に並び、色々なハーブを積み、油脂をあまり使わなくて良い料理を作った。1918年3月2日付の『農村と婦人』には、「食料における油脂」という記事が掲載された⁵。ここでは、「油脂の無駄遣いの後遺症に苦しんでいる」と苦境が述べられていて、戦時の消費量が一人当たり106グラムだったのが、戦争が始まってから50～60グラムに減少したと報告されている。「動物性油脂」を「植物性油脂」に置き換えよ、というアドバイスもあるが、かなり厳しい状況だったといえよう。というのも、ドイツは、1914年から、「豚殺しSchweinemord」と呼ばれる、全国で豚の屠畜が一気に増え、多くの豚肉を腐らせてしまったからである。豚は、単に肉やソーセージの原料としてドイツ人に好まれただけではない。そのラードは、貴重な油脂としてさまざまな調理に利用されていた。それが使えないというのは、ドイツの伝統的なレシピの体系を崩すことになるからである。

5 Backhaus, Das Fett in der Ernährung, in: *Land und Frau*, 2. Jg. Nr. 9, 2 März 1918.

3. バイエرن農村の事例

歴史家のベンヤミン・ツィーマンは、『前線と故郷——南バイエルンの戦争経験1914–1923』（1997年）という第一次世界大戦のドイツ南部、バイエルン地方の農村を扱った研究書で⁶、当時の女性たちの置かれた苦境について論じている。ここは、先ほどの大規模経営地帯とは異なり、家族経営の多い地帯である。大戦前の時期に、農村の女性たちの労働負担はすでに過重であった。戦前には農村に住む女性の夏の労働時間は一日約15時間に及んでいた、という。

しかし、戦時になると、麦を収穫したり、冬の家畜の糞を集めたり、種を播いたりする「野外での労働」が増え、農村の女性たちにさらなる重い任務が課されていく。収穫時には、なんと朝3時から夜9時まで働くことも少なくなかった、という⁷。

また、ツィーマンは、第一次世界大戦期バイエルンの状況について、統計を参考にしながらこう述べている。開戦から2年後の1916年には、すべての農業経営体のうち44%が女性だけで経営されていた。残された男性労働力は若者か老人ばかりであり、1916年の統計では、男性労働力のうち、16歳以下が27%を占め、60歳以上が16%を占めた、という。1916年末にはバイエルンの農村に4万6305人の戦争捕虜が投じられた。1917年の春にはその数は6万2000人を超える。ちなみに、戦争捕虜の数は、1916年にはドイツ全土で70万人、1917年には80万人、1918年には90万人だった。

さらに、ツィーマンは、当時の兵士とその妻の軍事郵便を手掛かりに、人々の具体的な苦境について語っている。たとえば、妻の書いた手紙が夜の11時に書かれていて兵士が驚いた、とか、過重な肉体労働で、生理痛がひどくなったり、流産したりすることが増えたことなどが書いてあった、とい

6 Benjamin Ziemann, *Front und Heimat: Kriegserfahrungen im südlichen Bayern 1914–1923*, Klartext, Essen 1997.

7 *Ebd.*, S. 293.

う⁸。戦場に向かった夫や息子の心配もまた、彼女たちに大きなダメージを与えた。1917年の終わりに、バイエルンでは、5人以上の息子が戦争にとられた農家が、9000戸弱もあった⁹。

さらに、ツィーマンや他の研究者たちは、農村に取り残された女性たちと、労働力不足を補うために連れてこられた捕虜が昵懇になる事例が多発したことを報告している。また、子どもができた事例もあり、「石鹸水、火薬、熱い赤ワイン」などで堕胎しようとした事件や、畜舎で子どもを産んだあと、すぐに子どもを殺した事例も見られた¹⁰。

ちなみに、第二次世界大戦時にも、スラブ人の捕虜とドイツ人の女性が懇意になる事例が多数報告されたが、ナチスは、人種の混交をもたらすものとして厳しく断罪し、多くの場合は、どちらも「民族の敵」として公開処刑をした。

4. 家政学の展開

以上のように、戦争が農村に住む女性たちにもたらした衝撃は大きかった。仕事量はこれまでも相当に多かったのだが、さらに輪をかけて増えていく。それは、従来の屋敷内の仕事に加え、野外の仕事であり、重労働であった。孤独な中で農作業に打ち込む女性たちの心に、連れてきたロシアやフランスの捕虜たちが入り込んでくることは容易に想像できるだろう。

こんな第一次世界大戦での苦境を反省して、戦後には、家政学の研究が進む。農村の女性たちへの「しわよせ」を、動きの合理化や機械化によって乗り越えようとする研究である。

1928年1月に、『家政年報——家政学雑誌』という雑誌が刊行された。この巻頭言で、当時35歳だった家政学研究所所長のケーテ・デーリウスは、

8 *Ebd.*, S. 295.

9 *Ebd.*, S. 297.

10 *Ebd.*, S. 305–307.

「科学によって家政を改善すること」や「家政学に自然科学と国民経済学を関係づけること」などを目標に掲げた。私は『家政学雑誌』を悉皆調査したが、そこに書かれてある記事から、いかにして女性たちの家事の負担を軽減するかに関する研究が熱を持ってなされたことがわかった。

とりわけ『家政年報』創刊号の「ベックマン博士」という名のボンの農業専門大学の教授は「農村女性の国民経済学的課題の発展傾向」という記事で¹¹、おおよそ次のように述べている。

中世から19世紀末までドイツ女性の任務課題の範囲は限られており、伝統によって縛られていた。国からは自足的な家政の準備調整、経営体からは奉公人の仕事の準備調整、こうしたことが農村女性に委ねられており、かつ農家にとってのすべての行為の枠組みを決めていた。1850年ごろまで数世紀にわたって、農村婦人が個人的な生活を送ることはできなかった。この間、国民経済における彼女たちの立ち位置もほとんど変化のないままだった。農村女性が面倒をみたり、世話を焼いたりしなければならなかった人間の範囲は考えられる限り大きく、単調なものであった。それは西部ドイツの小農経営地帯であれ、東部ドイツの大経営であれ変わらなかった。ずっと農家の家政の目標は自家生産であった。菜園（野菜、果樹）、乳製品、家禽、亜麻という四つの仕事が重要であった。ところが、近代化が進み、労働者と雇用者で近代的契約関係が結ばれることになって奉公人制度が崩壊して、女性たちの負担が一気に増えた。しかも、農村では、近代化が進んだにもかかわらず、経営と家計はまだ分離されていないため、あらゆる細々とした仕事がひっきりなしにやってきた。もちろん、交通革命が起ころ、農村でも消費活動が出てくる。全て、自分の農場でまかなうのではなく、購入するのである。しかしながら、昨今の経済不況の状況からして、農婦の仕事は決して楽にならない。ずいぶん弱まったとはいえ、これほど経営と家計が密接に結び

11 Dr. Beckmann, Entwicklungstendenz der volkswirtschaftlichen Aufgaben der Landfrau, in: *Hauswirtschaftliche Jahrbücher: Zeitschrift für Hauswirtwissenschaft*, Heft 1, Januar 1928, S. 3–10.

ついている職種はほかにはない。農婦の仕事を軽減することが、今後の重要な課題である。

以上のベックマンのまとめからは、近代化が進んでも、農村で消費文化が浸透しても、あいかわらず女性の仕事は多く、決して軽減しなかったことをここでは論じている。そこで、この雑誌では、農家の女性たちの仕事を朝から晩まで観察し、どこに無駄があるのかをチェックして、改善していくというテイラー主義的な手法が磨かれていくことになる。

それが結果としてどうだったのかについては、拙著『ナチスのキッチン』で詳しく論じたのでここでは触れない。ただ、一つだけ言えるのは、女性たちを過酷な労働と過労から解放するには、家政学の普及やナチスの母性賛美のイデオロギーだけでは足りなかったことである。1960年代に家事と農業の同時的な機械化が進んでようやく女性たちの仕事は変化し始める。とはいえ、ジェンダー秩序は変わることなく、機械化が新しい仕事を生み出していく、ということには注意をしなければならない。

おわりに

以上、ドイツを事例に、とりわけ第一次世界大戦を中心に農村の女性が置かれている立場について概要をまとめた。戦争によって男たちが農村から戦場に向かい、追い詰められた女性たちの姿は、けっしてドイツだけの事例ではないだろう。それでも足掛け5年にわたりドイツ農村経済を支えたのは、わずかな老人や子どもの助けはあったとはいえ、やはり女性であった。その中で、女性たちが捕虜たちと協力したり、仲良くなったりすることも少ななかったが、そのような人間関係の多様化は、農村女性こそが危機を救うという当時の言説には含まれない生のリアリティを感じることができよう。

一つの仕事に専念するのではなく、多様な仕事をこなすのは女性である、という農村のジェンダー秩序は、実は農業経済学者のチャヤーノフにとってみれば、家族経営が資本主義の荒波を克服する一つの「強さ」であった。さらにいえば、家族経営は現在、環境汚染と土壌流出が進む中で、土壌管理を

担い、環境を保全する重要な農業形態として国連に評価されている¹²。大規模農業が大量に石油、機械、化学肥料、農薬を使用するため、環境破壊型農業として批判されたからだ。

このような大規模農業批判とエコロジカルな農業の重視は、少なくとも国際団体ではもはや既定路線となりつつある。ただ、そのときにジェンダー秩序に根本的な変更を加えることなく、生態学的な農業への女性の貢献を打ち出しても、ほとんど意味がない。環境の代わりに女性を搾取することでしか危機の打開が成り立たないのであれば、やはりエコロジカルとは言い難い。なぜなら、人間の身体も自然によって成り立っているのだから。そうではなく、旧態依然としたジェンダー秩序を崩すことをやめないまま、それでも環境負荷の少ないケア型の農業を進めることが求められるだろう。歴史は、そういった未来を構想する上で、少なくとも、進んではいけない道筋を教えてくれる。

12 たとえば、友松夕香「農業の女性化 フェミニズムとポストコロニアリズムの国際開発をめぐるパラドックス」(『西洋史学』270号、2020年)を参照のこと。

農村ジェンダーの階級的位置づけ

——中間階級としての農家女性

An Analysis of Gender in Rural Area: Farmer's Wives as Middle Class

姉齒 曉 ANEHA Aki

1. はじめに

「現代の歴史記述における真の進歩は、すべての政治的表面から社会生活の深みに下がって行くことによって達成された」¹とのマルクスの言葉通り、農家女性たちの「戦後史」を分析する作業は、戦後の農民層分解という「政治的表面」から農民の「社会生活の深み」に降りていく作業である²。

女性たちからその歴史的存在を取り去り、農家女性を単に「家族とともに農業に従事する農民」もしくは「家父長制的家族関係を受けとる嫁」と捉えただけで終われば、その行き着くところは、彼女らを苦しめる家父長制的支配の実態を嘆き、そして女性たちを支配する直接的な加害者としての夫や義父母という存在のみが強調されて終わるであろう。そうなれば彼女らの辛苦は「家庭内で繰り上げられる男性による女性支配」の賜物という皮相な結論が導き出されることになる。そしてこの皮相な結論がそのまま現実世界の本質であるならば、それ以上の作業は必要ない。「もし事物の現象形態と本質とが直接に一致するものならばおよそ科学は余計なものであろう」³

だからこそ、社会科学という分析ツールを使って農家女性の本質を覆い隠

1 マルクス「マッツイーニとナポレオン」、p. 399。

2 渡辺雅男（1996）「マルクスにおける階級概念」pp. 11-12。

3 マルクス「資本論」第3巻、p. 1047。

す「人間」もしくは「女性」といった自然的規定を剥ぎ取る試みを行いたいと思う。こうして自然的規定を取り去った後に見えてくるものは彼女らの過酷な体験を再生産し続ける歴史的・経済的生産関係であり、農家女性たちにこの時代が与えた名前＝階級である。

2. 「階級概念」および「家父長制」の有効性をめぐる議論

階級とは社会関係の中で存在し、その規定を受け取る個人の立ち位置に与えられた「名前」である⁴。それなくしては自らがこの社会でどこにいるのかわからない。

階級間の対立を前提とする階級規定自体、あたかも古い社会的枠組みを想定した時代遅れの概念のように思われるかもしれない。しかし、「階級的利害の社会的対立は「現象」的な政治的対立の背後に潜む「本質」的契機を代表し、「抽象」によって現実の社会生活の根底から発見されるものである。概念としての階級はあくまでひとつの「カテゴリー」であり、他の諸カテゴリーと再編されて、より豊かでリアルな現実の像を生み出す基本的構成要素となる。階級概念は政治的扇動のための党派的専門用語ではなく、事物の「なぜ」「なんのために」を解く科学的概念装置なのである。」⁵

これまで女性の階級論分析の対象は労働者階級の女性におかれ、事実上、農家女性は分析対象からはずされてきた。それは階級分析の対象が、主として資本家階級と労働者階級という二大階級に置かれている上に、欧米から日本にフェミニズムの第二波がもたらされた1960年代後半の変革の主役が急増する女性労働者であったことによるものである。

高度経済成長下における女性労働者をめぐる労働問題や労働者世帯における共働きの増加や性別役割分業問題に注目が集まる一方で、農家女性は、むしろ前近代的な家族関係＝家父長制を引きずる存在であり、貧困と過重労働

4 渡辺雅男 (2018)『『資本論』と階級論：その現代化のために』p. 18。

5 渡辺雅男 (1996)「マルクスにおける階級概念」p. 13。

による「農夫病」に代表される農村女性独特の課題を抱える存在と位置付けられてきたのである。

また、農業経済領域においては農家あるいは農民は男性を主眼に置いて分析が進められ、その一方で、農家女性そのものを対象とした分析に関しては、とにかく起業や地域再生のボランティアとしての成功事例が列挙される皮相なケーススタディが中心になりやすく、農家女性が抱える「不条理」はこうした成功事例の前に「前近代的なもので、まもなく乗り越えられるもの」として一部の研究を除いて切り捨てられていったのであった。

3. 資本主義体制における家父長制概念の再生産

前近代的な家父長制という仕組みが近代的生産様式において都合よく再生産されることはいわば必然でもある。前近代的な家族制度であろうがなかろうが、資本にとって利用価値を持つものであればこれを取り込み、再生産する。それが資本の本性である。

とはいえ、言うまでもなく、他の制度と同様、家父長制的家族関係もまた経済的要因を土台にしながらも経済的要因を唯一のものとして維持されるわけではない。それはエンゲルスが「経済的要因が唯一の規定的なものであるとするならば、先の命題を中身の無い、抽象的な、ばかげた空文句にかえることになります。一中略一われわれは自身でわれわれの歴史をつくります。しかし、第一にそれはきわめて限定された前提と条件のもとです。それらの前提と条件のうちで結局のところ決定的なものは、経済的なそれです。しかし政治的等の前提や条件も、いや人々の頭にとりついている伝統でさえも、決定的ではないにせよ、ある役割をはたすのです」⁶と語っている通りである。

また、マルクスが原始的蓄積過程の真の暴力性について語った次の言葉の主人公を農家女性に置き換えてみればよい。「このような人間が自発的に自

6 エンゲルス「エンゲルスからブロッホ（在ケーニヒスベルグ）へ」p. 402。

分を売らざるをえないようにすることだけでも、まだ十分ではない。資本主義生産が進むにつれ、教育や伝統や慣習によってこの生産様式の諸要求を自明な自然法則として認める労働者階級が発展してくる。」⁷農家女性がどれほど「嫁」としての自分の環境に理不尽さを感じていても、それを飲み込み、「農家の嫁とはこういうもの」という法則を自らの中に打ち立て、息子の嫁がやってくると、自分が経験してきた「嫁」の理不尽な生活環境を強いる背景には、彼女らを長年縛り付ける「教育や伝統や慣習」の強力な支配力が存在する。

4. 日本における「中間階級」の家族構成員としての「嫁」

戦後、日本の農村はGHQの占領下で構造的な大転換を迎えることになる。農地改革による小作人層の土地所有者への転換である。ここに、小作人と地主という関係から解き放たれ、独立自営農民となった巨大な零細農家の集団が生まれることになる。と同時に、その零細性からその後の日本の農村の脆弱性と農家女性の過酷な運命を生み出されることになる⁸。

かつて、小作料を支払うために娘の身売りまでしなければならないほどの極貧状態のもとで地主と資本家、国家に対する怒りを労働者階級と共有してきた農民たちは、農地解放を経て、農地の大きさは平均0.5hrを上回ることはない極めて零細なもの⁹とはいえ、独立自営農民として一大集団を形成することとなった。一方で、山林地主が温存され、さらに地主の手元には1hrまでの農地が残されることで、元の地主の兄弟が「家」の名の下に結束すれば、実際には数ヘクタールの農地を維持することも可能であった。こうして、農地解放後も地主の一部はそのまま地主階級として、また一部は資本家階級へと移行し、貧しい小作農の多くは解放後も貧しいまま最終的には高度

7 マルクス「資本論」第1巻第2分冊、p. 963。

8 姉齒暁（2018）『農家女性の戦後史』

9 暉峻衆三（1997）『日本農業100年のあゆみ』p. 209。

経済成長からも取り残され、零細な土地に老親を残し、自身とその妻は独立
 自営農民とは名ばかりの、実質的な労働者階級に転落していくという階級関
 係が再生産されることとなった。

さらに、戦後復興から高度経済成長へと連なる農民層分解の過程で、こ
 うした富裕農の手元に農地が集積され、一方における零細な下層農、もう一
 方における富裕農への内部分解が進んでいった。階級規定としては両者ともが
 中間階級に位置するものではあるが、マルクスが描写するように、自然条件
 の影響を直接受ける農業の特性ともあいまって、その階級内部は極めて多様
 なものとなり、したがってそこでの「嫁」を取り巻く環境にも差異は当然な
 がら存在していた。

たとえば、新潟や山形県の平野部や愛媛の在郷地主の息子に嫁した女性
 は、少なくとも子どもを産むことについては認められたが、北海道のよう
 な自然条件の厳しい地域の下層農の「嫁」は子どもを産むことさえ許され
 なかった。読み書きさえ「ふさわしくない」行為として禁止される中層農や
 下層農の嫁がいる一方で、むしろ義母から「読み書きをするように」と言わ
 れた上層農の嫁もいる¹⁰。しかし、程度の差こそあれ、どの階層の「嫁」も、
 同様に「中間階級」の特性から逃れることはできなかった。女性たちは、農
 作業という労働現場でも、家事・育児労働の場でも義父母の監視の目にさら
 された。外出には許可が前提とされ、嫁同士で会うことはまるで舅・姑集団
 に対する闘争を組織する労働組合でも設立するかのように忌み嫌われた。

先の「読み書きを推奨された」といった事例が誇らしさと希少性をもって
 語られることに示されるように、こうした例外的事例は彼女たちの基本的な
 社会的立場を変えるようなものではなかった。それは、ヒモに繋がれたヤギ
 の紐の長さをより長くすれば、それだけ食むことのできる草の面積は増える
 が、ヒモに繋がれる環境も、それゆえ移動が抑制されるという状況にもな
 る変化がないということと同じである。

10 姉齒曉（2018）前掲書参照。

5. 「中間階級」の内部葛藤と解決策としての「嫁」の存在

エンゲルスが「中間階級」について「有産階級、とくにいわゆる貴族とは区別された有産階級を意味している」¹¹としているように、中間階級は無産階級ではないが、かといって上流階級である貴族階級とは異なる性格を持つ。その意味で、中間階級は資本家階級と労働者階級の間に位置し、資本家としての側面と労働者としての側面を併せ持つ階級である。すなわち、生産手段を自ら所有するという点で彼らは資本家階級の一員であり、同時に自らが労働者として働かなければこの階級にとどまることが許されないほど脆弱な存在である。少しでも気を抜けば、自らの生産手段を失い労働者階級に没落し、逆に彼らが運良く生産手段を積み増しすることができれば、「他人の労働を搾取する小資本家に転化する」¹²ことも可能である。いずれにせよ、その存在は極めて不安定なものである。

中間階級については、日本では従前からその存在が「前近代的」なものであり、資本制生産が拡大していけば消滅していく存在であるとの主張がなされてきた。確かに彼らは資本主義的生産方式に包摂されない「前近代的」性格を併せ持つ、いわば資本主義的生産様式のもとにあって極めて独自の性格を持つ存在である。

中間階級、すなわち個人や家族だけで生産をおこない、「労働者を使用せず、したがって資本家としては何も生産しない独立な手工業者または農民の場合は」、その生産は「より以前には、すなわち資本および賃労働の関係が事実上まだ存在せず、したがって資本主義的立場に相応する生産的および非生産的労働の範疇が全然適用されない時代の様式で遂行され」る。「彼らは商品の生産者であるとはいえ、生産的労働者の範疇にも、不生産的労働者の範疇にも属しない。しかし、彼らの生産は資本主義的生産様式のもとに包摂

11 エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態 序文』、p. 229。

12 マルクス『剰余価値学説史』p. 520。

されていない」¹³。しかし、だからといって彼らが資本主義的生産様式を受け取らない存在かといえば、そんなことはない。同時に、資本主義的生産様式のもとで元々の性格を全て失ってしまうかといえば、それも正しくない。

マルクスは言う。その独自性は資本主義的生産様式が中心的な生産関係を支配しているもとでは「優勢であるような一社会の特徴をなすところの」ものでありつつ、その内部には前近代的な生産関係を少なくとも当面の間は保持し続けるのである。資本主義的生産様式のもとに前近代的な性格をもつ生産者がその性格を保持しつつ包摂される、その独自性ゆえに、「独立な農民または手工業者は切断されて二人の人間にされる」のである。すなわち「彼は生産手段の所有者としては資本家であり、労働者としては自分自身の賃労働者である。だから、彼は資本家としての自分の賃金を支払い、自分の利潤を自分の資本から引き出す。すなわち、かれは賃労働者としての自分自身を搾取し、剰余価値の形で貢物を——労働が資本に支払う義務のある貢物を——自分に支払う。おそらく彼は、土地所有者としてさらに第三の部分（地代）を自分に支払うであろうが、それはわれわれがあとでみるように、産業資本家が自己資本で仕事をする場合に自分自身に利子を支払い、そしてこれを、産業資本家としての自分にではなく資本家一般としての自分にたいする義務とみなすのと、まったく同じである」¹⁴。

この中間階級の生産関係は資本主義生産様式の階級関係からすれば極めて矛盾に満ちたものとなる。本来、「生産手段が資本となるのは、ただそれが独立な力として労働に対し独立されている限りのことである」¹⁵が、中間階級は、自身が労働者であると同時に生産手段の持ち主でもある。彼らは自分自身を労働者として雇用し搾取するが、同時に自分自身が生産手段を所有しているがために不払い労働を他人に搾取されることはなく、自らそれを獲得する。

13 同上、p. 518。

14 同上、p. 519。

15 同上、p. 519。

このようなことができるのは、彼らが生産手段を持っているからに他ならない。生産手段の所有者としては（すなわち資本家としては）、労働者を限界を超えてでも働かせ搾取したいという本能が働くが、同時にその零細性ゆえに自らも労働者として働かない限り暮らしを維持できない脆弱な存在である。したがって、彼らの多くは、資本との競争に挑戦するよりも、こうした零細な中間階級はその地位から転げ落ちないように、資本に利用される方を選択するであろう。景気動向に左右されやすく、資本にとってのあらゆる意味でのコストの調整材料として利用され、政策に翻弄されやすい脆い存在なのだ。中間階級のこうした不安定性に対する調整機能が無償のあるいは低報酬で働く家族の存在である。農家の「嫁」に与えられた「手間」「角のない牛」といった呼称の含意は、無償でいくらかでも働かせることができる成熟した労働力を嫁ぎ先の家族が手に入れたという意味に他ならない。

6. 中間階級と家父長制

中間階級の現実的形態の「第一の特徴は、基本的に自己労働を行うことである（自己雇用）。第二の特徴は自ら経営主体として自立していることである（独立自営）。第三の特徴は、その経営基盤が家族におかれていることである（家業）。第四の特徴は、利潤追求ではなく暮らしを立てるために事業を行なっていることである（生業）。」しかも、これらの「非近代的な生産様式に足場を置く中間階級は、けっして前近代的な「遅れた」存在ではなく、支配的な近代的生産様式に観念的に包摂された独自の存在、資本と労働の二重人格を生き抜くユニークな存在である。その現代的な姿は「零細企業」者として現実のものとなっている。」¹⁶

中間階級のこうした特徴は、家父長制という非近代的イデオロギーを引き継ぎ再生産する根拠を内包している。まず根底には、「私有財産」と女性支配の構造が存在する。「共産主義の社会秩序は、家族にどんな影響をおよ

16 渡辺雅男（2009）、p. 187。

ばすか」という問いかけに対する『共産党宣言』の回答を思い返せば良い。「それは、男女の関係を、社会が干渉する必要のない、当事者だけが関係する純粋に私的な関係にするだろう。この社会でこれができるのは、私的所有をなくし、子どもを共同で教育し、またそれによって、これまでの結婚の二つの基礎、すなわち私的所有によって妻が夫に従属し、また子供が両親に従属することをなくしてしまうからである。」¹⁷

労働者階級における家父長制的関係の物質的基盤が、性別役割分業を前提とした「男性が稼いだ家族賃金によって妻子を養うという」関係に置かれている¹⁸のに対して、零細な中間階級としての農家における家父長制的関係の物質的基礎は、「経営資産（文化的資産を含む）」の保持と拡大、そしてこうした私有財産を引き継ぐ次世代の労働能力の確保に左右される。その基礎には常に「家族」が位置づけられており、この家族経営の場において「経営者は、経営者であること以前に家長であり、雇用者も雇用者である以前に家族である。」¹⁹

こうした中間階級が持つ「家族」のありかたは、前近代的雇用関係を受け継ぎやすい。もともと私的所有は「私的」であるが故に、所有者である個人は所有する生産手段をどのように使おうが何時間稼働させようが自由である。同様に、彼が雇用した労働者を何時間どのように働かせようが自由であり、古典的な私的所有の姿はまさしくこのようなものであった。しかし、資本制生産様式が拡大していくにつれ、私的所有にも一定の制度的枠組みが適用され、資本の所有者の権利に様々な制約が適用されるようになる。資本主義のもとでの労働力の再生産の不可避性や労働運動、社会主義運動の成果としての資本の動きに対する制約によって私的所有が制度的枠組みの中で行使されるようになっていくのである²⁰。しかし、私的所有に対するこうした制

17 マルクス＝エンゲルス「共産党宣言」p. 394。

18 中川スミ著、青柳和身・森岡孝二編（2014）『資本主義と女性労働』p. 153。

19 渡辺雅男氏による引用紹介、梅木晃（1986）「企業的感觉を生かして存立——家族経営の再評価」『国民金融公庫調査月報』第307号、p. 26。

20 渡辺雅男（2009）前掲書、pp. 45-46。

度的枠組みは「家族内部の雇用関係」という私的領域には踏み込むことはできず、資本としてもそこで営まれる家父長制的家族関係を利用することで利益が得られる以上、この私的領域にある所有権の行使の仕方にまで口を出す必要もない。むしろそれが資本にとって利用価値のある制度であれば、「支配的な近代的生産様式に観念的に包摂された」²¹中間階級自体をその内部に家父長制を温存させつつ利用していくことこそが現代資本主義にとって必須命題ともなるわけである。

7. 中間階級家族の中の「嫁」の機能

農家のような中間階級の家族内では、次のような独特な労働雇用形態が確認される。

まず、経営権を掌握するのは家長、すなわち「嫁」にとっては義父や夫である。彼らは自らの労働を自らコントロールする権利を有することで、自らも労働は行うが資本家のもとで働く労働者とは異なり労働過程で生じる「疎外」には直面しない。生産計画を立て、どれだけの時間をどのように働くのかを自らが選択できる。一方で、他の「経営者」家族は義父や夫、すなわち家長が決定した経営方針にしたがって労働することになるため、労働過程で生じる疎外を免れることはできない。その意味で、彼らは資本家のもとで働く労働者と同じ立場にある。しかも、その労働条件には私的所有に対する近代的な枠組みは適用されにくいいため、企業に雇用されるよりも長時間労働になりうるし、最低賃金の適用もない。労働強度や労働時間を決めることは家長の裁量に委ねられることになる。この時、家長が経営権を掌握する必然性は、経営の目的が「家業」の基盤である家産を守ることに置かれていることと一体のものである。

家産の処分権は家産と家業の文化的遺産の継承者であり所有者である家長の手中にある。したがって、義父母が存命中に家産の所有権から隔絶されて

21 渡辺 (2009)、p. 187。

いる若夫婦、中でも次の相続権の所有者からも外されるはずの嫁には経営に口出しをすることは許されない（図1参照）。こうした中間階級の家族内部に存在する不均等な扱いを「嫁」に納得させ受け入れさせるためにも、家長制イデオロギーの保持が必要不可欠となる。

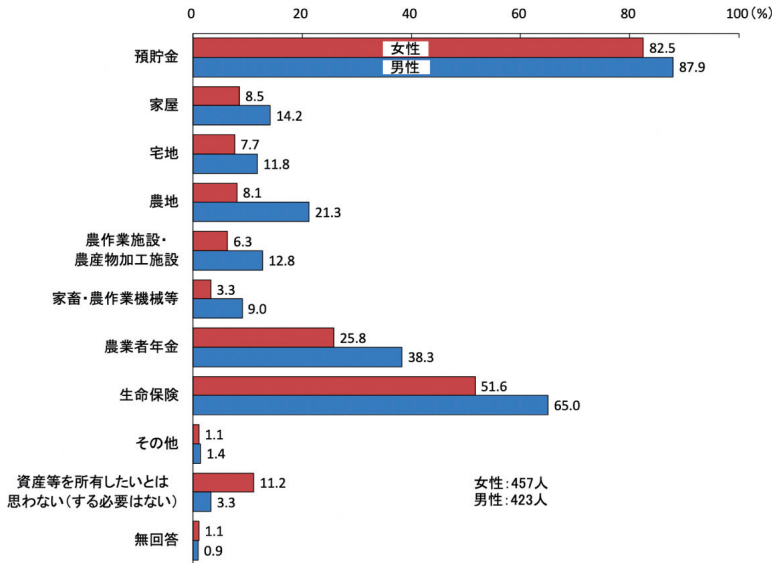


図1 女性農業者の経済的自立につながるために、女性の個人名義で所有したい（すべき）資産等に関する女性の意向及び男性の意識（複数回答）

出典：農水省大臣官房統計部、「平成29年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査農家における男女共同参画に関する意向調査結果」『農林水産統計』（2018年6月19日公表）

ここでの「嫁」の立場は明確である。嫁は家族の中では労働者としての一面が最も強調される存在である。さらに彼女らの特殊性は、かつて公然と「角のない牛」「手間」と呼ばれたように、家長が「資本家」としての労働者支配の力を遠慮なく発揮できる対象であり、労働者というよりも奴隷に近い存在でもある。

例えば、戦後直後に婚姻によって農家の一員となった「嫁」の典型的な労働条件は、農作業という労働と家事・育児・介護労働に従事し、寝ている時

でさえ家長やその妻、夫にたたき起こされるという点で、拘束労働時間の上限が24時間に設定される過酷なものである。さらに、労働法や雇用契約で守られる労働者とは異なり、「嫁」には生理休暇も出産前後の休暇も育児休暇も存在しない。いわゆる、出産直前まで稲刈りに駆り出され、異常出産を経験した嫁の話や妊娠中にトラクターを運転しなければならずその衝撃で流産が増えたといった多くの報道が示すように、それがどれほど健康を蝕むものであっても、彼女らが婚姻関係によって経営者家族の一員となり、その経営に独立自営という社会的立場を与えられている限り、社会的には「働くか休むかは個人の裁量権」とみなされ、労働法や雇用契約といった制度的枠組みが適用されることはない。

一方、家長の妻、すなわちかつての「嫁」は、息子の嫁が新たに家族に加わることで「嫁」の位置を譲り渡すことができ、中間階級の「正当な一員」として「嫁」の労働を支配し、血筋外からやってきたよそ者が家産を侵害したり消耗しないよう監視し、「嫁」とはそのような立場にあることを教え込み、「文化、伝統、世間体」という言説を多用しながら「嫁の本分」を再生産する役割を担うことになる。

こうして、中間階級が持つ二重人格という内部矛盾はその主体が個人から家族に置き換えられた時に緩和ないしは解消されることになる。すなわち、中間階級の家族は、家族内部でその果たすべき役割を配分することで「資本と労働の二重人格」の矛盾を解消する術を見出すのである。絶対に資本家としての性格を持つことを許されない「嫁」と、主として資本家としての性格を体現する家長や嫁以外の血縁家族とに、である。そうなれば、家長は経営者として資本家階級という人格を体現すれば良い。

中間階級の家族内におけるこうした「階級的人格」の分裂を可能にさせているものが、中間階級がもつ独自の性格とこの階級的性格を受容させる「血筋主義」に基づく家族関係であり、その根拠となるものは私有財産制の成立と維持である。

この「嫁」の存在規定を今しばらく観察してみよう。「嫁」は資本家機能を果たす家長のコントロール下で労働することで、労働者階級と何ら変わら

ない立場を受け取る。しかし、「嫁」は家業の存立を最大の目標として行動する中間階級の家族の一員とみなされるので、彼女の労働に対しては、資本に雇用される労働者階級の労働者とは異なり「家族並み」に無報酬という規定が与えられる。特に、日本の零細規模の農家のように生産コストを上回る利潤を手に入れることが難しい事例では、難局をのりこえ、家業を存続させるために、家長も含めて全員の労働が必要となる。この時ばかりは家長でさえも中間階級の家族経営だからこそ可能な「無報酬で自己労働強化をおこなう」ことで問題に対処することになるのであって、ましてや「嫁」は無報酬での労働強化に耐えなければならない。

また、中間階級の家業の基礎が家産の維持に置かれている以上、家産をできるだけ減らすことなく次世代に引き継ぐことは家族全体に課せられる重要な責務である。遺産の継承が血筋主義に則って行われることから明らかなように、その血筋以外の家族構成員の家産継承者としての順位は観念的に序列の最後に位置付けられる。具体的には、まずは家長からその長子へ、長子不在の場合にはその兄弟、そして長子の息子などが続き、相続予定者の死去により「嫁」だけが相続者として残された時点ではじめて相続者として名乗りを上げることができるといった具合にである。たとえ法的には家族構成員が同等の相続権を有していたとしても、である。その点で、「嫁」が経営者家族外、すなわち血筋外からやってきたものである以上、彼女への評価は「いかに嫁ぎ先の家産に手をつけず、増やすことができたのか」にかかっている。彼女がいかにその家族に貢献したのか、家産を増やすことに貢献したのか、自分の実家の家産を費消することで、婚家の家産に手をつけないよう、減少させないよう努力しているかが評価の重要な指標となる。家族への貢献度という極めて私的で自由度の高い慣習に左右されがちな「評価基準の曖昧さ」ゆえに、嫁はこの評価を得ようとし、それが長期間にわたる精神的束縛をも自らに受容させることになる。

ここまでの分析からも明かなように、家父長制概念はあくまでも私有財産制の成立を前提とするのであって、それは超歴史的な概念規定ではあり得ない。中間階級の家族が「家産」の保持を基軸として結びつく中で、「嫁」

は家族関係の外部の家族からやってきた警戒すべき対象である。なぜならば、「嫁」はこれまで彼女以外の家族が蓄積してきた私有財産（家産）を費消する存在であり、財産の相続者の妻として法律上は相続権を手に入れる可能性を持つ存在だからである²²。さらに、彼女が育った家庭の文化的遺産が彼女を通じて持ち込まれることで自分たちの「文化」が侵害される恐れもある。その恐れのない実の娘は実家を出て嫁ぎ先の家族の一員になろうとも、嫁よりもはるかに警戒しなくとも良い存在である。実の娘の子どものほうが、実の息子の嫁が産んだ子どもより大切にされていると感じる嫁の感触は思い違いではない。もちろん、このような家父長制的規定性の継続に資本が干渉しないのは、それが資本にとっても極めて都合の良いシステムだからである。

8. まとめ

これまで、農家女性の階級的位置付けに関心が向けられることはほとんどなされてこなかった。階級論分析は男性を中心に行われ、女性に言及する際も、まずは労働者階級の女性たちが中心に置かれ、農家女性の階級規定が行われることはなかった。マルクスが展開した階級概念は極めて多様性に富み、現代資本主義分析にも有効な開かれた概念規定であるにもかかわらず、常に資本家と労働者の二大階級に注目が集まり、農民という中間階級の分析にはさほど注目が集まることはなかったのである²³。

22 スウェーデン南部の Lund 市近郊農家で女性リーダーである女性農業者は（でさえも）次のように答えている。「もし私に息子がいて（彼女には娘しかいない）息子の結婚相手から農地を分割所有させてくれと言われても、私は、15年間は認めない。すぐに離婚でもされて農地だけ持っていかれたら大変だから。」彼女によれば、いまだに長子相続の事例も存在しており、長子に相続させた挙句、自分は農地も収穫物を所有権利も剥奪され、生活保護を受けている農家女性がいるという。ジェンダー平等度世界第5位のスウェーデンであっても、地域差はあるにせよ農地の移譲に女性に関わりにくいという点では同じである。姉齒（2022）を参照。

23 渡辺雅男（2018）前掲書、p. 20。

マルクス経済学を「階級支配一元論」と批判するフェミニストの側では、マルクスが家父長制を近代的生産様式のもとで消滅するとは考えていなかったものと決めつけ、一方のマルクス経済学の側でも階級論を極めて狭く理解している。

こうした両者の空中戦の中で取り残されたままに置かれているのが独立自営農民の女性たちである。これまで農家女性が抱える「不条理さ」に対する疑問に答えることが困難だった理由の一つに、この中間階級の中の「女性」を発見する作業の欠如があった。そのことが、中間層の女性たちのなかにこそ家父長制的支配関係が明確に残っている理由を検証する作業の障壁となっている。日本の農家女性たちが起業の成功で注目を集める一方で、地域や農協などの組織でも相変わらず権力を持ち得ないのはなぜか、なぜいまだに農家女性の農地所有率や経営参画率が低いのか、なぜ性別役割分業から抜け出られないのか、都会で生活する女性労働者と農家女性の現状との相互関係があるのか、何が女性たちの自立を阻んでいるのか、これらの疑問に答えるためには「階級視点」からの分析が必要なのである。

参考文献

- 姉齒曉 (2018) 『農家女性の戦後史』こぶし書房。
- 姉齒曉 (2022) 「スウェーデンにおける農村ジェンダーと新自由主義」 農業・農協問題研究所所報『農業・農協問題研究』(78)、pp. 2-16。
- 暉峻衆三 (1997) 『日本農業100年のあゆみ』有斐閣ブックス。
- 中川スミ著、青柳和身・森岡孝二編 (2014) 『資本主義と女性労働』桜井書店。
- 渡辺雅男 (1996) 「マルクスにおける階級の概念」一橋大学研究年報『社会学研究』35、pp. 3-138。
- 渡辺雅男 (2009) 『階級政治！ 日本の政治的危機はいかにして生まれたか』昭和堂。
- 渡辺雅男 (2018) 「『資本論』と階級論：その現代化のために」基礎経済研究所『経済科学通信』No. 145 March、pp. 18-23。
- エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態 序文」『マルクス＝エンゲルス全集（以下『全集』）』第2巻、大月書店。
- エンゲルス「エンゲルスからブロッホ（在ケーニヒスベルグ）へ」『全集』第37巻書簡集1888年-1890年、大月書店。
- エンゲルス「家族・私有財産および国家の起源」『全集』第21巻、大月書店。
- マルクス＝エンゲルス「共産党宣言」『全集』第4巻、大月書店。

マルクス「資本論」第1巻第2分冊、『全集』第23巻b、大月書店。

マルクス「剰余価値学説史」『全集』第26巻1、大月書店。

マルクス「資本論」第3巻『全集』第25巻b、大月書店。

マルクス「マッツイーニとナポレオン」ニューヨーク・デイリー・トリビューン『全集』第12巻、大月書店。

女性農業者による産直市と地域活性化

——愛知県安城市の事例から

The Farmers' Market by Female Farmers and Regional Revitalization:
A Case of Anjo City in Aichi Prefecture

中村 麻理 NAKAMURA Mari

1. はじめに

1992年に発表された「2001年に向けて 新しい農山漁村の女性」（農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書）では、「めざそうとする女性の姿」として「自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計し、その結果、自信と充実感を持って暮らしている」女性が掲げられた。28年後の2020年12月に出された「女性農業者が輝く農業創造のための提言——見つけて、位置づけて、つなげる」（「女性の農業における活躍推進に向けた検討会」報告書）においては、いまだなお課題が山積しており、リーダー層を除く女性農業者については、能力発揮を妨げる状況が続いていると指摘されている。たとえば、「農業・農村には、女性は農業経営に口出しせず、家庭外に出る必要もないという古い意識が依然として残る」地域も多く、「地域農業の様々な方針決定に女性の意見を反映できるようにしていく必要がある」と報告書では述べられている。さらに、女性農業委員やJA役員なども徐々に増えているとしたうえで、「こうした女性たちからバトンを受け継ぐ次世代のリーダーをどのように発掘し、次世代リーダーとして位置づけ育成し、ネットワークを広げるかが課題」であるとしている¹。そこで、

1 「女性農業者が輝く農業創造のための提言——見つけて、位置づけて、つなげる」
<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/kourei/attach/pdf/201224-1.pdf> (2023年10月30日取得)

本稿では女性農業者のグループによる活動とエンパワメントの実際、そして、今後の課題を、具体的な事例を通して見ていくこととしたい。愛知県では1995年に「農業経営者のパートナーとして、農業経営に参画するとともに、積極的に地域の活性化に貢献している女性農業者」を「農村生活アドバイザー」として認定する制度を創設、2023年現在までに累計938名が認定されている。認定の要件は「農業経営の中で重要な役割を担い、人格、識見ともに優れていること」「魅力ある農家生活の模範的実践者であること」「女性のもつ能力や役割を発揮しながら、積極的に社会参画し、地域の活性化に貢献していること」「農業又は生活等の実践集団に所属し、地域や組織の指導的役割を果たしていること」「40歳以上59歳以下であること」である。1998年には「愛知県農村生活アドバイザー協会」が結成され、現在は339名の会員が活動している²。ここでは、愛知県農村生活アドバイザー協会安城地区の女性農業者による産直市活動が女性リーダーのエンパワメントや地域活性化につながってきた過程を報告する。

2. 女性農業者に関する研究動向——農村社会学分野を中心に

2007年に出版された『農村ジェンダー——女性と地域への新しいまなざし』のまえがきに、「農山漁村の女性自らが女性の地位向上を求めて対抗的に立ち上がったたり、あるいは鋭いフェミニズム運動を展開したりすることは、あったとしてもきわめてまれである。それはいったいなぜだろうか。」(秋津 2007a, p. i) という問いかけがある。都市では家族と会社の間に距離をおくことができるが、農山漁村においては、地域資源の活用や職業特性によって、家族と地域社会は密接なかかわりをもたざるをえないとして、「やはり、農山漁村には独自のジェンダー問題が存在するのである。」(秋

2 「令和4年度愛知県農業経営士・農村生活アドバイザー・青年農業士認定式を開催します」 <https://www.pref.aichi.jp/press-release/sanshininteishiki2022.html> (2023年10月16日取得)

津 2007a, pp. i-ii) と記されている。

以下では、農村女性の社会参画や起業、エンパワーメントを扱った先行研究を概観する。川手論文 (2000) は、女性農業者リーダーのライフコース、なかでも主体形成過程に注目し、家族や地域社会の変容と関連付けて分析している。「彼女たちの取り組みは、農村におけるフェミニズムの誕生とって過言ではない」(川手 2000, p. 119) と述べ、狭い意味での女性農業者の地位向上のみならず、女性の視点を生かした幅広いものになっているとした。『農村ジェンダー——女性と地域への新しいまなざし』収録の「経営の参画から社会の参画へ——家族農業経営における女性の自己決定」という論文は、「かつて農村の女性は『角のない牛』と形容されていた。農作業に役牛が重宝されていた高度経済成長期前の話である。」(澁谷 2007, p. 42) という文章で始まる。女性農業者の社会参画を扱ったこの論文によれば、行政のリーダー育成事業に加え、家族の役割関係のあり方が重要であるという。さらに、女性農業者は経営参画の経験から自己決定能力を高めるための知識を身に付けて社会参画を果たしていくとしている(澁谷 2007, p. 62)。同様に農業女性の社会参画を扱った論文、「克服か回避か——地域女性リーダーの歩む『場』の構築」は、「女性地域リーダー」となることを回避し、「地域女性リーダー」にあえて留まることを選択する農・漁村の女性リーダーたちの姿を描き出している(藤井 2007, p. 93)。また、女性たちは地域社会の政治的意思決定の場を選ぶのではなく、新しい場を創出していること、場にもたせている機能には、「営み」と「愉しみ」があることを述べたうえで、「そこには経済活動としての農業という範囲を超えた、愉しみとしての農業への契機もみてとれる。このように場の機能を想定してみたが、これらの機能を総合するキーワードとして前述した『生活』がある。」(藤井 2007, pp. 96-97) としている。同じ著者の『農村女性の社会学——地域づくりの男女共同参画』は、「女性地域リーダー」が男性とは異なるリクルートメント・ルートによって地域の意思決定の場に参画していることを明らかにしている。女性ならではの「営み」と「愉しみ」を基盤とする「生活」重視の価値観が、既存のリーダーシップ構造に影響を与える可能性があるとしつつも、女性役

割を固定化する危険性ももっていると述べている（藤井 2011, p. 193）。女性リーダーのエンパワーメントを扱った大石論文は、農村女性ネットワークの全国集会に注目し、プログラム自体がエンパワーメントに資するようになっていると指摘する。「……積極的に発言する農村女性という存在が、一般農村のなかではまだまだ例外的であることを十分に知っていたのである。エンパワーメントの第1歩として『1分間スピーチ』という場を設け、農村女性の発言機会の創出を試みたのも、そのような理由からだった」（大石 2007, p. 196）のだという。

女性起業をテーマにした1995年の岩崎論文は、女性起業が効果的な地域活性化に結びついているとする（岩崎 1995, p. 182）。「伝統的な慣行や性別役割分業意識の根強い社会において、また『イエ』意識に基づく世帯単位主義のなかにおいては、女性自身の自発性は抑えられ、女性の担う役割を重要なものとして位置づけることは困難をとまう」と述べたうえで、「女性起業において経済的自立の一步をふみだし、周囲の人々の共感と理解を得、さらに、より多くの女性たちに刺激を与えながら、地域におけるネットワークを広げていく女性たちの活動は、農村における女性の地位向上に大きな貢献」（岩崎 1995, p. 184）をしていると結論付けている。鶴による『農家女性の社会学——農の元気は女から』においても、「自己の農産物・加工品などを出し、販売することによって、初めて『自分の財布』を手にした女性も多かったのである。自活するほどの金額ではなくても、自由に使えるお金を自らの責任において稼ぎ出したという経験は、農家女性の多くに自信を与えた」ことが記されている。「社会規範をうまく操作し、新たな社会規範をつくり出したりしながら、方向としては後戻りしないエンパワーメントの道が見えている。こうした元気な女性たちは身近な人々を変え、ムラを変えていっている」とする（鶴 2007, pp. 236–237）。『社会的企業をめざす農村女性たち——地域の担い手としての農村女性起業』は、「売り上げが必ずしもそれほど多くない中で、企業が今もなおその数が増え続けている」のは、農村女性が「志し」を実現するために企業に取り組んでいるからだとしている。「地域の課題に取り組むことで女性たちへの評価は確実に変わってきて

いる」が、「女性起業によって、全ての農村女性問題が解決されたわけではない」との危惧も示される（澤野 2012, p. 199）。2012年の西山論文は、「おかみさん市」という女性起業を扱っている。西山によれば、「おかみさん市」は「いえの農業とは別の土地で、異なる編成原理の、自給的農業とくらしの実践を特徴にした女性起業」（西山 2012, p. 175）であるという。いえやむらから疎外され女性たちが、集落ベースの活動で主体性を高めていった結果、いえやむらの再生をめざすという視野の狭いものではなく、より広域に社会貢献を実現しようという価値観を獲得し、新しい結びつきを広げていったのだという（西山 2012, p. 176）。

最後に、農村女性は「救世主」か「犠牲者」か、という議論を取り上げておきたい。「救世主」とみる見方とは、「女性の活躍が窮地に立たされた農村を救うというシナリオ」であり、「犠牲者」とみる見方とは、「農村における男性中心の家族制度や農家女性に課せられた過酷な労働実態などから、農村女性は都市の女性と比較して相対的かつ絶対的に抑圧されてきたという見方」であるという（秋津 2007b, p. 119）。しかも、両者は連関しているのだという。「地理的な境界がなく、人のつながりとして外部に自由に広がりうること。この特徴が従来型の範域重視の振興政策に風穴を開け、ネットワーク的関係の形成として女性を『救世主』としてラベルする要因となるのだ。そしてその基底には、地域資源管理からの女性の疎外という『犠牲者』的な条件がある。」（秋津 2007b, p. 139）というのだ。

本稿では、愛知県農村生活アドバイザー協会安城地区の女性農業者による産直市活動に焦点をあて、農村女性の活動と地域活性化のかかわりを見ていく。特に注目するのは、女性農業者の活動と中心市街地活性化の関係、食育推進と一体化した独自のエンパワーメント手法である。さらには、秋津（2007a）が述べるような農村女性特有の問題にも留意しつつ、活動主体による自らの意味づけを見ていくこととしたい。

3. 女性農業者による活動事例——まちなか産直市

本節では具体的な事例として、愛知県農村生活アドバイザー協会安城地区の活動を取り上げる。2009年に策定された安城市食育推進計画でも、既存の地産地消の取り組みとして、まちなか産直市の開催が「平成19年度から、農村生活アドバイザーが中心となって、毎月第4土曜日に、地元産の農産物をまちなかで販売する『まちなか産直市』が開催されています。市は補助金交付によりこの取り組みを支援しています。農村生活アドバイザーなど生産者である農家が、地元商店街を始め各団体と連携を図りながら、農産物を販売することで、生産者、消費者、商業者などの相互交流の場にもなっています」と紹介されている（安城市 2009, p. 8）。

(1) 安城市の農業の概況

安城市は、名古屋市から30km圏内に位置し、人口188,645人、78,352世帯を擁する自治体である（2023年3月31日現在）。大正10年頃から昭和15年頃まで、安城を中心とした地域は「日本デンマーク」と呼ばれていた。米麦を中心としつつ典型的な多角経営農業が行われたこと、農民の協同意識に基づいて産業組合活動が盛んであったこと、全村学校運動により農村教育が行われたこと等、独自の農業発展の歴史をもつ土地柄である。2020年の農家数は、総数1,660、販売農家数799、自給的農家数861となっており、2015年の総数2,028、販売農家1,123、自給的農家905と比較して、漸減していることがわかる。2015年の農業就業人口は、男性が1005、女性1081、総数2086人で、やや女性が多い。経営耕地面積は、2010年で3,372ha、2015年は3,093ha、2020年で3,101haという状況である。主な農産物は米、小麦、大豆、いちじく、梨、チンゲン菜、きゅうり等となっている³。

3 「安城の農業」 <https://www.city.anjo.aichi.jp/zipgyo/nogyo/documents/r5anjononougyou.pdf> (2023年10月28日取得)

(2) まちなか産直市を支える農村生活アドバイザー

著者が調査を行った2016年当時、安城市では12名が現役の農村生活アドバイザーとして活動しており、その主たる活動はJR安城駅前の中心市街地において、月1回のペースで実施している「まちなか産直市」であった。2016年3月、当時の現役アドバイザーの方々にご協力いただき、アンケート調査を実施した。その主な結果が表1である。表にある通り、バラエティに富んだ収穫したての野菜・果物が安価に提供されており、朝一番に行かないと、欲しいものが買えないほどの人気である。現役アドバイザーだけでなくOGアドバイザーも出荷しているので、実際の品目はもっと幅広い。

表1 まちなか産直市を実施している現役農村生活アドバイザーの概況（著者作成）

	年代	農外の 仕事経験	農業従事 の契機	まちなか産直に出している品目
A	60代	有	結婚	米、梨
B	60代	有	結婚	大根、ほうれん草、小松菜、カブ
C	60代	有	結婚	きゅうり
D	60代	有	結婚	きゅうり、トマト、ミニトマト、ピーマン、レタス
E	60代	有	結婚	チンゲン菜、水菜、スイスチャード
F	60代	無	結婚	キャベツ、白菜、ブロッコリー、大豆、小豆、黒豆、ジャガイモ
G	60代	有	実家	野菜類
H	60代	有	結婚	甘夏、イチジク
I	60代	有	実家	—
J	50代	有	新規就農	きゅうり、トマト
K	50代	有	結婚	イチゴ、たまねぎ
L	50代	有	結婚	梨、ブロッコリー

表2は、まちなか産直の活動に関する農村生活アドバイザーの皆さんの声である。最も多いのは、消費者との交流を楽しみにしているというものであった。毎月の産直市では作物や調理法の説明など、常連客とのにぎやかなやりとりが繰り広げられている。「仲間に会える」であるとか、「他作物との方との出会いが楽しい」など、アドバイザー間での交流も、忙しい農業生活の中、活動を継続するうえでのモチベーションとなっているようである。ま

た、農村生活アドバイザーとして活動するうえでのモットーとしては、「農家生活・作業に誇りを持つ」、「楽しく、いろいろ工夫して、少しでも心豊かになるように」、「農業の話ができる」、「恵まれた大地に感謝し安心安全な作物を作りたい」、「地産地消、ゆとりある農家生活を目標に」、「農業はきびしい先行きですが、子どもたちに緑豊かな農地を1枚でも多く残すことができるよう活動したい」といった事柄が挙げられた。

表2 まちなか産直の活動について思うこと（著者作成）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・消費者のニーズがわかる・安城でとれる野菜等の農産物を紹介することができる・地域の方と話ができ、おいしい野菜だと言ってもらえる・消費者の方と直接お話ができて楽しい・消費者の直接の声が聞ける・消費者との交流ができる・自分の育てた野菜を消費者の皆様が喜んで買って行ってくれるのを見ると嬉しい・消費者と直接話ができて、声を聞くことができ、楽しみに待っていてくれるのは嬉しいこと・毎月、常連さんが来てくださるのが楽しみ・安心、安全、低価格が売りになっているけれど、低価格が優先になってしまっているようで寂しい・仲間に会えることで、自分の仕事をがんばれる・他作物の方との出会いが楽しい・食育で子どもたちに紙芝居をアドバイザーの皆で楽しくする |
|---|

(3) まちなか産直市での紙芝居活動

表2にもある通り、まちなか産直市の会場で子ども向けに上演している紙芝居活動もメンバーにとっての楽しみのひとつである。まちなか産直市は朝9時に始まり、売り切れと同時に閉店となる。ちょうどその頃のタイミングで、紙芝居の始まりを告げる呼び込みのベルが鳴る。後述するが、まちなか産直市は月に1回開催されている「ホコ天きーぼー市」という安城市中心市街地イベント会場の一画に位置している。ベルの音で子どもたちがどこからともなく集まってきて、紙芝居のまわりを体操座りで取り囲む。ゲーム好きな現代の子どもたちが、意外にも紙芝居「米太郎とおにぎりの木」に夢中である。安城市の商工課に聞き取りに行った際にも、農村生活アドバイザーの

皆さんの紙芝居が非常に上手だという評判を聞くことができた。

紙芝居は安城市農務課が制作したもので7種類ある。紙芝居制作当時の農務課担当者Mさんによれば、紙芝居のメインキャラクターである米太郎は、米消費拡大を目的に2001年から2002年に誕生したという。その頃に紙芝居も作られ、読み手として農村生活アドバイザーを中心に上演してもらうようになったということだった⁴。

今もまちなか産直市に出荷しているOG農村生活アドバイザーのNさんによれば、農村生活アドバイザーにとって紙芝居は単に子どもたちへの食育⁵という以外の意味があるという。農家女性は普段人前で話す機会が少ないため、会議に出て意見を言うような場面に行っても、突然だとなかなか難しいという。そこで、たくさんの人の前で大声を出す紙芝居は訓練になるというのだ。Nさんは、愛知県に農村生活アドバイザー制度が創設された際に認定されたうちの一人である。安城市の農業委員をはじめとし、様々な役職経験がある。花育の講師活動も行っており、農村輝きネットあいちの技人にも就任している。こうした経験から、紙芝居は農村女性が意思決定の場などに参画した際に、発言することができるようになるための訓練だとNさんは考えている⁶。



図1 まちなか産直市にならぶ野菜
(2013年10月25日筆者撮影)



図2 食育紙芝居の様子
(2013年10月25日筆者撮影)

4 2016年7月11日Mさんへの聞き取りより。

5 2005年の食育基本法成立当初から、食育のジェンダーイデオロギー(池上2008, p. 214)が指摘されてきたことは付け加えておきたい。詳細は中村(2018)を参照のこと。

6 2016年3月26日Nさんへの聞き取りより。

(4) まちなか産直市のあゆみ

「まちなか産直市」の端緒はサンクスフェスタへの農村生活アドバイザーの出展にある。前出のMさんが農務課時代に農村生活アドバイザーに声掛けしたことから始まった取り組みである。Mさんはもともと安城市駅前を中心市街地の出身である。1990年代後半は安城市役所市街地整備課で区画整理業務に携わり、2000年からの5年間は農務課に勤務し、その後も様々な部署を経験するが、「中心市街地」というキーワードで何かできないかということを考え続けてきたという。さらに、「持続的にまちづくりを進めるにはできるだけ市民の手で、というのを意識しながら、させながらチャレンジしたのが今の結果につながっている」と語ってくださった。Mさんによれば、1968年にはユニー安城駅前店、1973年にダイエー（その後トポスに）、1980年にサンテラス安城（その後にバローに）が出店し、活気が見られたが、1998年にトポスが、2003年にユニー安城駅前店が撤退し、消費行動が狭められてしまったのだという。「世代が変わり、車社会に変わってきて、例えば駅で降りても、車に乗ってずっと帰るので、駅前で買い物をしてから帰るという人が減ってきた。地域のコミュニティが希薄化してしまったのかなあと感じている。八百屋さん、魚屋さんが廃業し、ユニーの1階には生鮮品・食料品があったが、それもなくなって、日常の食べ物が買えない。ベッドタウン化、モータリゼーションが進んで、まちなかには駐車場がない。安城は南北に長いので、実は中心市街地が必要だと意識している人は少ない。合併してできているので、中心市街地と言っても、ピンと来ない。鉄道も東西には走っているが南北にはない。西尾線があるが、こうした状況がますますモータリゼーションを進展させた。買い物をする場所がなくなって、高齢者はコンビニで買い物している。ユニーがなくなってからは、買い物に『放浪』するように」なったのだという。農務課に異動になったMさんは、農村生活アドバイザーの活躍の場の必要性も感じていた。資格はもらっても「じゃあ、あなたたちは何をやっていいよ」というアドバイスがなかったので、「何か活動できる場を作ってみよう」と思ったのだという。「どうして安城はこんなに農産物があるのに、地元の人が食べられないの」という素朴

な疑問を、かつてまちづくりの勉強会で外部の有識者から投げかけられた経験も大きかったという。そこでサクスフェスティバルというかねてから開催されていた年1回の地域イベントで、農村生活アドバイザーに野菜を売ってもらい、それが後のまちなか産直市へと発展していった⁷。

表3 まちなか産直市のあゆみ（著者作成）

2000年すぎ頃	農村生活アドバイザーが産直をサクスフェスタに出展
2006年	クリエーションプラザで月2回「まちなか産直市」スタート
2007年	「まちなか産直市」が現在地に移転し、月1回開催に（～現在に至る）
2010年	「まちなか産直市」が3会場に拡大
2012年	交流広場で「まちなかきーぼー市場」スタート
2013年	「ホコ天きーぼー市」スタート
2015年	「まちなか産直市」の場所まで「ホコ天きーぼー市」が拡大

2006年には定期開催の「まちなか産直市」が本格的にスタートし、その翌年には現在の場所で屋外実施、月1回というスタイルになり、これが現在まで継続している。まちなか産直市がスタートした当時に農村生活アドバイザーの代表を務めていたOさんは、「ちょうど農村生活アドバイザーで会合を持っていた日、その帰りに安城市の農務課から電話があってこういうことをやらないかともちかけられた。すぐに『やります』と返答した。ずっとやりたいと思っていた」と当時を振り返る。まちなか産直市は「自分のところでつくっているものを出している。非常に人気があり、『冷蔵庫を空にして』待っていてくれる人もいる。産直市は、わたしたちはこういうふうに食べているよ等、話ができるのがいい」のだという。Oさんも前出のNさんと同じく、農業委員、女性初のいちじく部会長、明治用水土地改良区女性部会長など、数多くの地域の役職を歴任してきた方である。農村生活アドバイザーの多くがそうであるように、Oさんも非農家出身で結婚を契機に農業に従事するようになった。「若かったし、農家でなかったから、農業のことも全く知らず、嫁いだらやってくれと言われていたので、教えてもらったらできらうと、深く考えなかった。だからよかったのかもしれない」という。Oさ

7 2016年7月11日Mさんへの聞き取りより。

んに転機が訪れたのは、農村生活アドバイザーに就任した1996年。「当時は10名の先輩がいて、すごい人たちばかりで、この人たちの中に入ってやっていけるかと不安に思うほどだった。講演活動をしている人や、バリバリの専業の農家の人たちで、それまでつきあいのあった人たちとは全く違って、農家の奥さんにもこういう人がいるのかと本当に驚いた」のだという。そして、様々な役職を歴任してきたことについて、「人と話すのが好き。家に閉じこもっていると世界が狭くなる。外へ出ていくと、新しい情報に接することができる。自分にはないものに会おうのが楽しい」と思いを語ってくださった⁸。

Nさんも実家は農家だったが、結婚前は農業以外の仕事に就いていた。安城市の専業農家に嫁ぎ現在に至るが、結婚した当時、農家女性は紺のモンペだったので、男性たちは3時の休憩で喫茶店に行くがモンペでは行けず、農家女性の着る物の改良に着手するなど、おしゃれな農業を目指したという⁹。たくさんの人でにぎわう「ホコ天きーぼー市」の光景を見ながら、「私たちの活動がここまでつながった」とNさんは感慨深く語ってくださった。

2012年には、農村生活アドバイザーによる「まちなか産直市」はそのままの形で継続しつつ、安城七夕まつり公式キャラクターである「きーぼー」の名称を冠した「きーぼー市場」が始まり、商店街アイドルなども登場してイベント性が高まっていった（安城中央商店街連盟2012, pp. 6-9）。2013年11月には安城駅前を歩行者天国にした「ホコ天きーぼー市」となり、2015年にはエリア拡大して農村生活アドバイザーの「まちなか産直市」の場所までホコ天がつながった。農村生活アドバイザーが始め、粘り強く続けてきた活動が、地域の中で広がりを見せていったのである。

8 2014年9月22日Oさんへの聞き取りより。

9 農村女性の当時のファッションについて、『愛知県農協婦人部30年のあゆみ』に次のような記述がある。愛知県では昭和39年に農協婦人部の「集會着」を制定。明るいシルバーグレーの化纖地のユニフォームは好評を博し、婦人部バッジを着用しての集會の出席率が好転したという談話が残っているという（愛知県農協婦人組織協議会1982, p. 151）。

(5) 女性農業リーダーの諸活動

2016年に実施した農村生活アドバイザー調査の結果から、活躍の背景にある要因と思われる事柄をまとめておきたい。メンバーの多くに共通して見られる特徴は、結婚を機に自身が農業に従事するようになったこと、農外の仕事経験があることである。結婚前にトヨタ系の企業に勤務していたCさんによれば、仕事で経験したカイゼンや様々な工夫が農業や地域活動に活かされているとのことだった。また、メンバーの半数は農村生活アドバイザー以外の組織や役職（明治用水土地改良区女性部、生活改善グループ、JA 女性部、農協総代、農業委員）にも関わっていることがわかった。

農村生活アドバイザーOGのNさんとOさんも、既に述べたように農業委員経験者である。Nさんは12年間農業委員として活動。市長に直談判して女性3名が就任した（現在も安城市の農業委員14名中4名が女性¹⁰）。農業委員として、食育活動や環境美化活動、生態系を守るための活動など、「女性ならではの」の活動に注力したという¹¹。Oさんによれば、農業委員としての活動中、碧海の女性農業委員で会を結成し、女性農業委員として何をすべきか模索したという。県内外の女性農業委員とも交流を持った。遊休農地の活用に取り組んでいる地域のことを知って触発され、遊休農地でさつまいもをつくり、やきいもパーティーを行ったこともあった。この活動がのちの食育活動につながったという¹²。

さらに、Oさん、Nさんを含めた安城市の農業委員会女性メンバー4名は意気投合し、いちじくグラッセ、いちじくソースなどの農産物加工事業もスタートさせている（2013年に販売開始）。それ以前にも加工のグループは存在していたが、高齢化のために撤退したこと、JAも事務所移転でやめてしまうと決めたことから、「いちじく産地なのにもったいない、では自分たち

10 「農業委員への女性の参画」 <https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/joseiini.html>（2023年10月31日取得）

11 2016年3月26日Nさんへの聞き取りより。

12 2014年9月22日Oさんへの聞き取りより。

でやろうということになった」のだという¹³。

4. おわりに——今後の課題を含めて

本稿では具体的事例として愛知県農村生活アドバイザー協会安城地区によるまちなか産直市の活動に注目した。活動が始まる背景には、地域が当時抱えていた食料品アクセス問題や中心市街地活性化という課題に加え、女性農業者の活躍の場を創出する必要性等があった。まちなか産直市を通し、活動主体は消費者や仲間との交流による喜び・やりがい・楽しさを感じていることが明らかになった。アドバイザーの多くは結婚を契機に農業に参入しており、産直市の活動にも農外での経験が活かされていた。さらに、農村生活アドバイザーの活動にとどまらず、農業委員や起業等、多方面で活躍している状況が明らかになった。Nさんは、「まちの人が5人集まるのと、農家の人が5人集まるのでは、できることが違う。5人いれば、100人や200人の食事の用意など、なんのことはない」と農村女性のパワーを語る¹⁴。たくましくしなやかに日常を楽しむ姿勢で、彼女たちは地域女性リーダーにとどまらず、女性地域リーダーとして意思決定の場にも参画してきたのである。ここでは、食育推進と一体化した、紙芝居という独自のエンパワーメント手法も効果を発揮している。

2023年現在、愛知県農村生活アドバイザー協会安城地区では9名の現役農村生活アドバイザーが活動している。毎月第4土曜日の朝9時にスタートするまちなか産直市には、開始時刻には常連のお客さんが列を作って待っていてくれる。OGアドバイザー13名も出荷を継続し、まちなか産直市を支えている。紙芝居活動も継続していて、JAまつり等からも舞台出演のオファーがあり、上演時の客席は親子連れでいっぱいになるという。現状の課題は、次世代への継承をどうしていくのかということ。現在の現役農村生活アドバ

13 2014年9月22日Oさんへの聞き取りより。

14 2016年3月26日Nさんへの聞き取りより。

イザーの年代内訳は、50代が4名、60代が5名である。現役アドバイザーのPさんによれば、かつては役職の会合への出席が家族に対する外出の方便になっていた。しかし、「大手を振って出られる、は昔の話」という時代になったので、若い人は役をもらうと損になると思うのかもしれないと想像している。農家にお嫁に来てもらっただけでもありがたいのに、そのうえお願いできない、とも語ってくれた。いまはOGアドバイザーの娘さんやお嫁さんが50代にさしかかるのを待っている。親世代の活動を見てきた彼女たちが、子どもの手が離れたら活動に参画してくれる予定であるという¹⁵。

最後に言及しておきたいのは、本事例の特殊性である。愛知県安城市は豊田市に隣接し、自動車関連産業が進出して、急速に都市化してきた地域である。そのため、農村女性の活動が中心市街地活性化につながったという特徴がある。また、かつては役職が方便になって農村女性が外出でき、仲間と集う楽しみになっていたが、今では、そういった「方便」も不要になった。かつては抑圧と背中合わせの楽しみがモチベーションとなっていたのであるが、次世代女性リーダーの発掘には、親世代とは異なる動機づけが必要になっている。

参考文献

- 愛知県農協婦人組織協議会（1982）『愛知県農協婦人部30年のあゆみ』愛知県農協婦人組織協議会。
- 秋津元輝（2007a）「まえがき」、秋津元輝・藤井和佐・澁谷美紀・大石和男・柏尾珠紀『農村ジェンダー——女性と地域への新しいまなざし』昭和堂、pp. i-iii。
- 秋津元輝（2007b）「地域への愛着・地域からの疎外——農村女性起業に働く女性たち」、秋津元輝・藤井和佐・澁谷美紀・大石和男・柏尾珠紀『農村ジェンダー——女性と地域への新しいまなざし』昭和堂、pp. 114-143。
- 安城市（2009）『安城市食育推進基本計画』安城市経済環境部農務課。
- 安城中央商店街連盟（2012）『Akind』安城中央商店街連盟。
- 藤井和佐（2007）「克服か回避か——地域女性リーダーの歩む『場』の構築」、秋津元輝・藤井和佐・澁谷美紀・大石和男・柏尾珠紀『農村ジェンダー——女性と地域への新しいまなざし』昭和堂、pp. 75-105。

15 2023年11月27日Pさんへの聞き取りより。

- 藤井和佐 (2011) 『農村女性の社会学——地域づくりの男女共同参画』 昭和堂。
- 池上甲一 (2008) 「安全安心社会における食育の布置」、池上甲一・岩崎正弥・原山浩介・藤原辰史『食の共同体——動員から連帯へ』 ナカニシヤ出版、pp. 177-237。
- 岩崎由美子 (1995) 「農村における女性起業の意味と方向性——農村の女性起業実態調査を通じて」、日本村落研究学会編『年報村落社会研究第31集 家族農業経営における女性の自立』 農山漁村文化協会、pp. 169-190。
- 川手督也 (2000) 「農村生活の変貌と20世紀システム——新しい変革主体としての女性の登場と家族・地域社会の変容」、日本村落研究学会編『年報村落社会研究第36集 日本農村の「20世紀システム」——生産力主義を超えて』 農山漁村文化協会、pp. 117-149。
- 中村麻理 (2018) 「失われた『食育』——消費者から国民へ」、秋津元輝・佐藤洋一郎・竹之内裕文編『農と食の新しい倫理』 昭和堂、pp. 171-198。
- 西山未真 (2012) 「地域再生のための農村女性起業の役割と課題——高知県四万十町旧十和村『おかみさん市』を事例として」、日本村落研究学会編『年報村落社会研究第48集 農村社会を組みかえる女性たち——ジェンダー関係の変革に向けて』 農山漁村文化協会、pp. 145-180。
- 大石和男 (2007) 「〈女性〉を乗り越える農村女性——ネットワーク活動を通じたオルタナティブへの道のり」、秋津元輝・藤井和佐・澁谷美紀・大石和男・柏尾珠紀『農村ジェンダー——女性と地域への新しいまなざし』 昭和堂、pp. 180-213。
- 澤野久美 (2012) 『社会的企業をめざす農村女性たち——地域の担い手としての農村女性起業』 筑波書房。
- 澁谷美紀 (2007) 「経営の参画から社会の参画へ——家族農業経営における女性の自己決定」、秋津元輝・藤井和佐・澁谷美紀・大石和男・柏尾珠紀『農村ジェンダー——女性と地域への新しいまなざし』 昭和堂、pp. 42-67。
- 鶴理恵子 (2007) 『農家女性の社会学——農の元気は女から』 コモンズ。

《特別寄稿》

水田珠枝さんとフェミニズム

——インタビューを通して

MIZUTA Tamae and Feminism:
Through the Interview

フェミニズム理論研究会*



(2022年5月撮影)

はじめに

水田珠枝さんのご伴侶、水田洋さんが2023年2月5日、103歳でお亡くなりになった。二人の結婚生活は珠枝さん21歳、洋さん31歳の時に始まっているから、70年余りに及ぶ。学問研究そして社会運動などでも、二人は互いの良き理解者であり同伴者でもあった。残された珠枝さんの喪失感は計り知れないものがあるだろう。

珠枝さんの無聊を慰めるという意味あいも込めて、フェミニズム理論研究会仲間は彼女にお話をしていただく機会を設けた。初回は2023年3月8日。以後、月に一度か二度のペースで続けている。

以下の1～5は珠枝さんが語った幼少時から近況までの物語を基にして、思想家並びに女性解放運動家としての珠枝さんの紹介を試みるものである。

1. 女性解放思想家としての水田珠枝
2. 自立意識を育んだ宮川(旧姓)珠枝時代
3. 研究者&家庭人としての水田珠枝
4. 自立した女性運動を支えた水田珠枝
5. 終わりに：フェミニズム理論研究会
と水田珠枝

*第5節173-177頁参照。

1. 女性解放思想家としての水田珠枝

——『女性解放思想の歩み』『女性解放思想史』とインタビューを通して

水田珠枝さん（以下、「水田」と略称する）のフェミニズムについて、インタビューを通して、実践の側面（本稿4を参照）とは別に、理論面でまとめることになったが、ことはそう簡単ではない。水田は、1950年代初頭にメアリ・ウルストンクラフトの思想に出会って以降21世紀初頭までの長きにわたって、専門分野である「政治思想史」での女性解放論はもとより、社会学、歴史学、教育学等々の分野で数多くの論考を発表し、重要な論争（主婦論争や女性史論争など）においても不可欠の論客になった。当然、そのときどきで論じるテーマは異なり、発表形式もさまざまである。しかし、常に水田のフェミニズム思想の基底にあって、そのぶれない主張を支えたのは、「女性解放とは何かを問い続ける歴史観に固執した」¹こと、その一貫した姿勢であった。

ここでは水田のフェミニズム思想の根幹をなす著作、『女性解放思想の歩み』（以下『歩み』と略称）と『女性解放思想史』（以下『思想史』と略称、引用はちくま学芸文庫による）を中心に、インタビューでの対話に寄せながら、水田の「女性解放思想史」研究の意義を再確認したい。

(1) ルソーを撃つ

——フランス革命の「人権宣言」の「人」とは男性で、女性は蚊帳の外だったということは、1980年～90年代には広く認識されるようになりましたが、先生の『歩み』は1973年、『思想史』が1979年の出版、この70年代という早い時期に先生がこの女性排除を論じられたのはすごい、先駆的ですよね。それはウルストンクラフト研究からだったのですか。フランス革命の思想を支えたルソーにたいする批判も、そこから発展した

1 東海ジェンダー研究所『ジェンダー研究』第15号（2013）、16頁。

のですか。

水田：入学した名古屋大学法学部の政治学では女性問題、女性解放を扱うことができたし、授業でウルストンクラフトを取り上げるものもあった。ウルストンクラフトを読めば、そこにルソー批判がある。

——でも日本では、フランス革命研究者、自由・平等や民主主義思想の形成を論じる男性研究者たちは、長らくルソーを神格化していたように思います。教育学においても『エミール』は高く評価されていました。先生は、ルソーを徹底批判するなんて、空恐ろしいと思わなかったのですか。

水田：男の研究者から叩かれるということは意識していた。けれど、自分はここをやると決めていた。ルソーは高くもちあげられているけれど、そうじゃないよということをはっきり言いたかった。

——『思想史』の出版記念会をやったとき、安川悦子さんがこの業績は当時の学会に対する挑戦だ、ダイナマイトを投げ込んだようなものだとしきりに言っていました。先生の仕事は、それぐらいインパクトがあることだったのですね。

すでに水田は1961年7月号『歴史学研究』（第255号）に「近代思想における女性の従属——ルソーとパークを中心に」を書いて、ルソーらの女性劣視が、封建的思想ないしその残滓などではなく、近代合理主義、啓蒙思想を通過したまさに「近代思想」そのもののなかに存在するものだと喝破した。『歩み』のなかでも、女性の「解放の自覚は、近代にはいり、……人間（男性）解放に触発されて生まれた」²が、その「人間一般を解放する」という主張、「自由・平等と独立を原則とする市民社会がいかに性差別によって維持されるかという秘密」が、近代民主主義思想のなかに「隠されている」とし、「この思想を克服することなしに、近代から現代にまで続く性支配から、女性はぬけだすことはできないであろう」³と述べて、ルソー批判に多くの紙

2 『歩み』18頁。

3 同上、44頁。

数をさいた。

水田のルソー批判は、「ルソー的男性（男性の理想像）」「ルソー的女性（女性の理想像）」から「ルソー的家族（牧歌的家族）」、そして「ルソー的国家（民主国家）」（括弧内は『思想史』での項目名）へと緻密に論理的に展開されるが、ときには「まったく男性に都合のいい理屈だけがならべられているのだ。」や、「ルソーの徹底した民主主義の裏面には、このような暗黒の領域が広がっていた。」⁴（強調は筆者による）というような、激しい非難の言葉がほとぼしる。それはルソーの論理が、まさに戦後日本で受容された「近代民主主義思想」のただ中であって性差別を支える論理だったからである。

第一に特性論がある。ルソーの「女性論をつらぬく基軸は、男性と区別された女性の性的特質を、……『自然的なもの』であり、その『自然』にふさわしく女性は教育されるべきだということなのである」⁵。この「自然」の性差は、一方で女性劣位の「宿命論」を導き、他方で「女性的価値礼賛」に根拠を提供する。女性だからと単純に排除することがもはや許されない現代に至っても、その排除してきたのと同じ理由、すなわち女性の特異性を理由に包摂しようとする政策や主張が幅をきかせている。このような「男性＝一般、女性＝特殊」を前提にした自由と平等の原則では、女性が手にする自由は不平等・非対称的な補完性における自由、従属的に義務を果たす自由すぎない。

第二に、この特性論に基づく自然的補完性（相補性）の考えが、近代家族の神話と制度化を支えている。ルソーが封建的秩序から解放したのは、「人間一般」でも、「近代的自我をもつ個人」でもなくて、「権威的家族制度の上になたつ家長＝男性であり、その解放は、家族とくに女性の抑圧を前提とすることによって可能なのであった」⁶。近代が古い封建的共同体から解放した家族共同体こそが、次に見るように、水田の鋭い批判の対象となった。

4 同上、50-51頁。

5 『思想史』85頁。

6 『歩み』53-54頁。

(2) 家族を撃つ

——名古屋大学での卒業論文、修士論文で先生は何を主題とされたのですか。

水田：明確には覚えていないけれど、共同体論を取り上げた。抽象的一般的な共同体論ではなくて、家族の共同体を。女性、男性の問題が家族のなかに消えてしまうわけだから、これはいけないと思って書いた。男性が主人として君臨する家族の共同体を問題にしなければと思った。

——そこにある性別分業に注目されたのですね。

水田：家族の共同体という視点でみると、そこでの女性の労働が社会化しないという点が現在にも繋がるのが分かる。私的な労働であり、賃金にはならない労働。それは全部女性がやっている。経済的な保障は何もない。男性は社会的労働で賃金を得る。そして男性が家族を支配するわけだけど、女性はいくら食事を準備したり、掃除したり病人の世話をしたり、何をしたら全部それは（価値が）ゼロだと見られる。しかも、やるのが当たり前だと思われる。私は、家族という形態がそれとどう結びついているのか、これを検討する必要があるとずっと思ってやってきた。

——先生は、生産には2種類、モノの生産と生命の生産の2つがあるということ、その2つの歴史的な関係に早くから注目されてきました。後者の生命の生産、これを担う家族に焦点を当てて女性論をひもとくというか、考えていこうとされたことは、すごいことだなと思いました。

——でも、生命の生産の単位である家族を女性差別・抑圧の制度だと指摘する先生は、結構批判されましたよね、「家族解体論者」だと。女性学者の間でも、家族は護らなきゃいけないと考える人たちは結構多かった。東京の家政学をやっている研究者に、水田先生が在職する大学での講演話を持ちかけたとき、「私は家族を否定する人は嫌いです」と断られた。家族解体論者として避けられていたようです。今現在は、もう事実として家族の解体が進行しているわけですが……。

「女性にとって打破しなければならない制度とは、男女の性的差異を性差別に転化し、かつそれを制度化した家父長制である」⁷。

水田の家族制度批判は、フェミニズムの家父長制論に基づく。戦後民主改革の時代に家族社会学者たちが「家制度」^{イエ}「戸籍制度」批判のなかで考えた「家父長制」ではなかった。家族とは「資本主義を下からささえた性支配の組織」⁸なのである。戦後日本の民主主義論では、「男女の性的分業にささえられ、育児や家事を女性の無償奉仕にする核家族を、古い『家族制度』にかわる『民主的』家族として提示した」。しかし、必要なのは家族関係の民主化ではなく、戦後「民主主義の克服」⁹である。「愛情だけにささえられるロマン主義的家族」¹⁰や「資本主義から人間を守る防壁」¹¹という家族観のもとで、女性は妻や母としての愛の無償労働を自発的にあるいは強いられて引き受ける。そして社会的生産（＝生活資料の生産）と切り離された生命の生産が、家族という私的領域で組織され、それを女性が担う限り、たとえ女性が公領域、社会的生産の領域に進出したとしても、女性は二流市民でしかありえない。

『歩み』でも『思想史』でも、水田はこの不可分の関係にある2つの生産を軸に論を展開する。なぜなら、支配と抑圧の根源となるのは、性に基づいてこの2つを割り当てる性別分業だと考えるからである。ルソーらの近代民主主義思想はもとより、19世紀を通じて「自由・平等・友愛」を旗印にした社会改革の議論も、あるいはそれをブルジョワ・リベラリズムとして批判した社会主義的理論・運動（プルドン主義や労働組合運動など）も、性別分業家族を社会的再生産の単位とする差別の体制を維持・強化してきたと、水田は断じる。

家族制度を解体し、性別分業＝性差別を根絶するには、「生活資料の生産

7 『歩み』16頁。

8 同上、16頁。

9 同上、205頁。

10 同上、104頁。

11 同上、138頁。

と生命の生産というふたつの行為を統一したものとして理解し、それを分離、対立させる」¹²社会の全体システムを変革する必要がある。そうした社会変革を模索する上で、水田はフランス初期社会主義者フーリエやイギリスの協同組合論者トムスンに注目する。彼らは個別家族内で私的に女性が担ってきた再生産労働を社会化しようとした。「家族制度批判を資本主義批判に結びつけ、家父長的な、経済単位としての家族を解体し、新共同体を建設」しようとした彼らの問題提起こそ、「女性にたいして未来への希望をあたえた」のであり、この希望を実現する方法、それを推進する主体の問題が次の時代の課題となると、水田は書いた¹³。

だが、『歩み』『思想史』出版から半世紀、いま現実に行進する家族解体は「女性解放」の実現とはほど遠い。社会的生産も再生産も無制限の熾烈な市場競争に委ねられ、家族形成さえ夢のまた夢、女性の貧困や差別の状況は一層深刻になっている。にもかかわらず、あるいはそれゆえに、支配秩序を維持する家族イデオロギーがさまざまな形で流布され、再生産のための労働は「私化」・「市場化」される。「保育園落ちた日本死ね!!!」女性たちは怒りに震えている。

(3) 社会変革のフェミニズム

——日本の学界では戦後、社会主義論だけでなくマルクス主義的な市民革命論も盛んでしたが、先生は、ルソーの女性蔑視とは別にマルクスの議論における「女性欠落」について話されてますよね。

水田：マルクス主義は女性問題についてまるっきり理解してないと思ったのよね。

水田は『歩み』でも『思想史』でも、リベラリズムに立つ男女平等論の意義を認めつつ、真に女性解放が実現されるためには、「社会体制の変革」が

12 同上、132頁。

13 同上、151頁。

必要だと考えた。その意味で、水田はみずから「ラディカル・フェミニスト」（ここでのラディカルとは根源的という意味）だと称してきた。それは「革命主義フェミニスト」（ベル・フックス）と言いかえてもよい。『思想史』第十章「女性解放思想史の方法と解放の展望」は、社会変革の重要な理論としてマルクス、エンゲルスを取り上げ、階級差別と女性差別の関係、差別克服への展望について論じている。

マルクス主義とフェミニズムとの間で第一に問題となるのは、やはり「生命の生産」を社会的にどう位置づけ、どう組織し直すのかである。「生活資料の生産」、すなわち社会的生産への女性の「復帰」（女性の労働権）を認め、私的な家事労働の「社会化」を主張する点で、水田はマルクス主義を評価する。しかし、「生命の生産を女性が支配するのではなく、それによって女性が支配されてきたこと」そして「生命の生産より生活資料の生産が優位におかれてきたこと」が差別構造を根深く支え続けていると述べる¹⁴。マルクス主義はフェミニズムの視点で前進的に乗りこえられねばならない。2つの生産全体が市場の弱肉競争に委ねられつつある現在、生命と生活がすべての人に平等に保障される社会システムを再構築しようとするれば、社会変革のフェミニズムが不可欠なのである。

社会変革思想であるマルクス主義とフェミニズムの間では、さらに運動の担い手、すなわち変革の「主体」も問題であった。「女性解放の条件としてエンゲルスがあげている経済単位としての家族の解消は、果してどのような歴史法則にもとづいておこなわれるのだろうか。またそれを推進する主体はだれか」¹⁵と水田は問う。ここには女性解放を労働者階級の解放のなかに、変革の主体を「労働者」一般に解消してしまう危険が、歴史的に現実としてあった。それゆえに、水田は女性の個人としての覚醒を刺激した近代思想（リベラリズム）を、その限界を指摘しつつ評価し、本稿4で見るように¹⁶、

14 『思想史』516-517頁。

15 『歩み』176頁。

16 本稿の「4. 自立した女性運動を支えた水田珠枝」を参照されたい。

自立・独立した女性運動組織を主張しリードした。21世紀のいま、この「主体」は多様に分解し、社会変革の道筋は容易には見通せない。残念ながら水田へのインタビューのなかで、こうした課題について議論する機会を持つことはできていない。

(4) 21世紀フェミニズムへ

21世紀も四半世紀が終わろうとしている現在、フェミニズムを「女性解放思想」という語でかたろうとすると、居心地の悪さを感じざるをえない。フェミニズムは「みんなのもの」、「99%のもの」、また「ひとり一派」の多様なものと言われる時代である。「女性解放」などという言葉ではなく、「ジェンダー」、「クイア」、「インターセクショナリティ」などの新用語と分析こそがフェミニズムに相応しいとみなされる。

しかし、ここではあえて「女性解放思想」史に固執した。水田は言う、歴史的にみて「女性解放とは何かという基本的問題についてさえ、……一致した意見があるわけではなかった」¹⁷。予め定まった「女性解放」の目標に一直線に向かう女性解放の歴史などない。「女性を解放するとはどういうことなのかという問いかけ」¹⁸それ自体が、そして紆余曲折を含むその苦難の歴史的記録こそが、性による差別・搾取構造をもつ社会にたいする「挑戦なのである」¹⁹と。

こうしたフェミニストたちの挑戦的な問いかけを引き継ぎ記録すること、「女性の解放とは何か」それ自体を問い続け、問いなおすことは、いま二重に重要であると思う。それは一方で、危機に瀕する社会的生産・再生産のシステム全体を、家族といった性別分業組織・体制に頼ることなくつくり直すための、理論構築と社会変革の闘いに打って出ることである。同時に、それは、序列的で硬直したアイデンティティの指定——性別、人種、階級、ナ

17 『思想史』5頁。

18 同上、20頁。

19 『思想史』522頁。

ショナリティなど、支配と抑圧構造を維持するカテゴリーへの位置づけ——から身を引き剥がし、すべての人が一人ひとりの特異性において解放される社会を模索する道へと、「女性解放」の挑戦をつなぐことでもある。

(見崎恵子／元愛知教育大学教授)

2. 自立意識を育んだ宮川（旧姓）珠枝時代

(1) 宮川家の人々

——先生がお生まれになったのは五反田ですね。ご兄弟は何人いらっしゃいましたか？

水田：7人兄姉弟の下から二番目です。兄と弟が1人ずつ、あと5人が女性です。

——お父さんとお母さんは何をしていたらっしゃったのですか？

水田：母はもっぱらうちのことをやっていた。父は芝浦製作所（1939年、東京芝浦電気株式会社となる）に勤めていましたが、私が子どもの頃に病気で死にました。小学校の2年生の時です。

——まだ先生たちご兄姉弟の学費がいる頃ですね。経済的にお母さんは大変でしたね。

水田：その頃は日本が中国に侵略するなど戦時経済下でしたが、借家収入があり、また芝浦製作所から受け取る特許料や株の配当で、母はそんなに困ってはいなかったように思います。

——お父さんは上級のサラリーマンだったのですね。

水田：父は技術系の人間でした。芝浦製作所からアメリカに派遣留学されて、帰国後は同製作所の技術開発部門の研究者でした。私が幼少の頃から生家は電化されていて、水はどこでも出る仕組みになっていました。井戸を使うことを知ったのは日中戦争がはじまってからでした。

——お父さんはもともと東京の方だったんですか。

水田：直参旗本の子供もだったらしいです。名前は宮川利一^{としかず}といってイン

ターネットで検索すると出てくるようです²⁰。

——以前、先生のお宅に住み込みのお手伝いさんがいらっしゃったとお聞きしました。

水田：父の死亡後も家政婦さんと女中さん2人が住み込んでいました。さらに父が生きている頃は、会社の休みの日などにはお弟子さんたちが家に集まってきて手伝いをしていました。彼らにはそれも仕事の一部だったと思います。

——ご兄弟のお話を聞かせてください。

水田：一番上の姉の夫は大内兵衛さんの教え子です。彼は第二次人民戦線事件で投獄されました。獄中に病気になる、死にました。

——二番目の方は？

水田：二番目の姉は結婚して満州に行きました。戦後、満州から帰ってくる時は苦労したようです。2人の姉たちは夫の働きに依存していたので、家庭事情の変化で収入が不安定になりました。働かねばならなくなった長姉は「あなたたちも何があるかわからないから、ちゃんと職業をもって生きていきなさいよ」と、私たち妹に言っていました。次姉も早くに夫を亡くし、都立高校の英語教師として働きました。2人とも津田塾を卒業していたのですが、女性が働ける職は少なくて苦労しました。私は姉たちを見て、結婚しても自分の稼ぎがないとダメだと思いました。私の家では女性も働くことは当然、という雰囲気がありました。

三番目が兄です。彼が生まれた時、宮川家に跡取りができた大変喜ばれ、特別扱いで育てられました。何しろ、彼にだけ家庭教師がついていたのです。

次が三女の姉です。彼女も第五高等女学校から津田塾に進学するのですが、外国に憧れて再三の外国旅行や長期滞在を繰り返した後、中退してしまいました。その後、外務省の外郭団体で働きました。

20 「外国技術の導入と特許部門の役割——芝浦製作所における特許部門の設立と展開」（西村成弘『国民経済雑誌』2002）によると、利一は十数件の特許申請に関与している。

——思いっきりの良い方だったんですね。津田塾で学ばれた語学力もあったのでしょうね。

水田：四女の姉は私立のおおゆうの大園学園を卒業後、洋裁学校を立ち上げました。現在、その学校は宮川洋裁学院という文化服装学院の系列下の学校になっています。五反田の生家の跡地にあります。

——みなさん、姉妹全員が向学心の高い人たちだったのですね。いわゆる良妻賢母志向ではなかったのですね。

(2) 戦時の体験

——戦争中で印象に残っていることはありますか？

水田：日中戦争直前の1936年に区立芳水ほうすい小学校に入学しました。母と一緒に運動会に参加した時、万国旗が張り巡らしてあって素晴らしいなあと思いました。しかし翌年に日中戦争が始まり、運動会には万国旗が全くなくなって、とてもがっかりしたことを覚えています。

——先生は1942年に第五高等女学校に入学して、4年生の時に終戦を迎えられますが、授業はどんな状態でしたか？

水田：一番上、二番目そして三番目の姉と私の4人が第五高女で学び、津田塾に進学しました。私が入った頃の第五高女では授業はあったり、なかったりでした。

——高等女学校も率先して学校に工場を誘致したり、学生を軍事工場に働かに行かせたりしていますが、先生はどうでしたか？

水田：どんどん学校の授業はなくなって、3年生の頃には授業の代わりに働かされました。学校は学校工場になってしまいました。私たちは工場の人が持ってきた機械や部品などを使って、高度計のようなものをつくる作業をしました。空襲警報がなると、作業を中断して防空壕に入りました。作業は子供でも誰でもできるようなものでしたが、私にとっては初めての働く経験でした。

——戦争中には疎開をされましたか？

水田：東京大空襲で自宅は焼けなかったのですが、危ないということで家族

は高山に行くことになりました。しかし高山に行くまでが大変でした。汽車の切符が買えなくてね。姉と並んで待っている最中に、「わしは弁護士だ」とか言いながら割り込んでくる男連中がいたりしました。ちゃんと列に並ぶっていうこともなくて、めちゃくちゃでした。私たちは近づかない方がいいと思って見て見ぬふりをしました。高山には半年弱いました。第五高女は府立だったから、高山の女学校は丁重に扱ってくれました。高山はどうも田舎でね。授業は私が女学校2年ぐらいの時に教えられたことをやっていて、あ、まだこんなことやってるという感じでした。

——やっぱり教育水準が違っていたのですね。

水田：東京で爆撃を受けることと、高山で受けることは全く別でした。高山では農家に疎開しました。市内ではなくて、野原に一軒家がポツンとあるでしょ。だから空襲警報があっても、寝ていて全然起きない。母や姉たちも起きない。こんなところに爆弾落とすアメリカ人はいないと思っていました。だから農家の人はみな山の中に逃げたのだけど、私たちは寝たほうがいいわと避難しなかった。

——先生のお兄さんは乗鞍の天文台にいらしたんですね。

水田：兄は東大の工学部を出て、卒業後に乗鞍の天文台で働いていましたから、その関係で高山に疎開しました。

未知（娘）：母の兄の浩一伯父さんがすごい苦労して疎開先を探してきたようです。しかし皆が全然感謝なくて。伯父さんは家長としての責任意識が強かった。戦争中は彼が家長でした。

水田：主観的には責任意識をもっていたみたいだけど、私たちは彼の責任なんて全く考えていませんでした。

——半年ほどで東京に帰ってきて、第五高女に戻られたんですね。

水田：高山にいた期間は短かった。戦後、東京に戻ることが制限されていたので大変でした。五反田の家は焼けなかったけど、他人に家が貸してあって空けてもらえなかったので、結局、立川に住むことになりました。東京に戻って、第五高女に復学しました。第五は五年制ですが、も

うここにいてもしょうがないなと思って、4年で切り上げて津田塾専門学校に入りました。津田塾は英語が中心なのでちょっと苦勞しました。あそこは英語ばかりですよ。日本語で講義してくれればいいのだけど、全部英語で授業がありました。高等女学校では2年しか英語をやらなかったの、苦勞しました。戦争中、英語の本を読んでいるとずいぶん文句を言われたと言いますが、第五ではそういうことはなかったの、まだ良かった方です。

——資料によると、英語教育を禁止されても第五は昭和19年までやっていたようです。津田塾に入られた時、英語はだいぶできましたか？

水田：全然できなかった。でも高等女学校の1年、2年の英語の教科書や姉たちが使った教科書も残っていて、多少の英単語ぐらいは知っていました。それで入学試験のときに先生に尋ねられて、教科書にこんな単語がありましたぐらいのことを言ったものだから、英語ができると思われたようです。実際は大間違いだけど。

(3) 津田塾そして水田洋との出会い

——津田塾でのご経験をお聞かせください。

水田：当時の津田塾では、他大学の先生が非常勤で講義に来られました。哲学、歴史学、経済学、生物学などの講義で、長洲一二先生や大内力先生などがこられていました。大内先生はマルクスのお話をしてくださいました。ただし教科書みたいな話ばかりで可もなく不可もなくという感じでしたが、私は経済学の基礎的用語を学びました。また大学が羽仁五郎や伊藤律など著名な人々を招いて講演会を主催したり、学生が自主的な研究会グループを作ったりしていました。それは他大学の男子学生と一緒にの研究会で、そこで交わされた議論を新鮮な思いで聞いたことを覚えています。

そのころ一橋で夜間の労働学校が開催されていました。私の津田塾の友達と一緒にいけないかと誘ってくれたのです。その頃、私は一橋のある国立市に近い立川に住んでいたの、友達と一緒に労働学校に行った

のです。学生や労働者が参加していました。一橋の高島善哉先生や若手の研究者たちが、社会科学や経済学の基礎的講義をやってくれました。賃金、価格、利潤とか、労働力とは何か、といったマルクス主義の基本的なことです。のちに結婚する水田洋も講師の一人でした。その時の彼の印象は「講義が下手だな」「面白くない講義だな」ということです。なにしろルネサンスに遡って、西洋史を論じていましたから。

しかしここで女ばかりの津田塾とは違って、男性たちの大学ではもっと大きな、広い世界のことが学ばれているということを知りました。広大な知識世界があることに感じ入りました。

——洋先生とはその頃からお付き合いが始まったのですか？

水田：洋の講義を聞いたことがそもそもの出会いです。その後、ちょっと翻訳の仕事を手伝ってほしいと言われて友達と一緒にバイトに行き、それから付き合いが始まりました。

——女性問題への関心は？

水田：津田塾を卒業後、中学の英語教師をしながら洋から借りたウルストンクラフトの『女性の権利の擁護』を原書で読みました。しかし当時はあまり強い印象を受けませんでした。その頃は女性問題への関心はあまりなかったです。

——洋先生と結婚されたのはいつですか？

水田：私が21歳の時、津田塾を卒業した後です。大内力さんが経済学の講義に津田塾に来ていた時、アダムスミスの研究をやりたいという同級生の女性何人かいました。後から聞いた話ですけど、ふさわしい先生を紹介してくれと大内さんに頼んだ女性がいたようです。大内さんは若い先生（洋先生）がいるけど、彼はもう婚約済みだよと答えたそうです。私たちは大内さんに婚約したことを報告していましたから。

〈インタビューを終えて〉

水田さんに宮川珠枝時代を語ってもらった。強く印象に残ったことは彼女には強い自立心と旺盛な知識欲が流れていることだった。彼女は宮川家の7

人兄姉弟（姉4人と兄弟）の六番目に生まれている。生家は子どもたち全員を大学あるいは女子高等専門学校に進学させ得る恵まれた階層にあった。父親は娘たちの教育に心を砕いていたという。女性の高等教育進学率が2%にも届かない時代のことである。しかし彼ら、ことに姉たちはその出自に甘んじることはなかったようだ。

長姉と次姉は社会階層の高い男性と結婚するも、良妻賢母の生を送らなかった。それぞれ家庭の事情が生じて働くことになるが、彼女らは不遇をかこつのではなく、職業をもって自立して生きるように妹たちを諭したという。女性も働くことは当然という雰囲気の中で、三番目の姉は外国に、四番目の姉は洋裁技能に自立の方途を求めた。水田さんは学問の道に進み、大学教師として働き続けた。彼女の自立意識の高さはこの家庭環境の中で強化されたものであろう。

水田さんの学問に対する強い情熱を疑う人は誰もいないだろう。その個性はすでに津田塾専門学校時代に出現している。彼女は語学中心の津田塾の授業に飽き足らず、著名人を招いての講演会や、非常勤としてやってくる他大学の先生の講義に高い関心を寄せた。彼らの哲学、歴史学、経済学、生物学などの講義を通して、男性たちの大学では大きくて広い学問が学ばれていることを知り、知識欲を掻き立てられる。さらに他大学の学生たちと共に立ち上げられていた学生の自主的な研究会に参加し、マルクス主義の基本文献を読むようになっていく。それが一橋で始まったばかりの労働学校への受講に繋がり、講師の一人であった水田洋氏と出会うことになるのである。

その頃に、水田さんは洋氏からウルストンクラフトの『女性の権利の擁護』の原書を借りて読んでいる。二人の結びつきは互いの旺盛な知識欲と学問への強い情熱にあった。（大橋秀子／元愛知教育大学等非常勤講師）

3. 研究者&家庭人としての水田珠枝

（1）名古屋大学法学部、そして同大学法学研究科で学ぶ

——結婚は津田塾を卒業してからですね。

水田：津田塾を出て、1年ほど中学校の英語の非常勤講師をしていましたが、洋から、名古屋大学に就職がきまって、公務員住宅が当たったから結婚しようといわれたのです、住宅は一人では入れないので。1951年のことです。北千種にある公務員住宅に入って、それからもう少し勉強をするために名大法学部政治学科に入りました。1955年に学部を卒業して、修士課程に進みました。

——学部の際の指導教官はどなたですか、五十嵐先生ですか？ 五十嵐先生は女性のことに関心をお持ちだったのですか？ 先生がウルストンクラフトに関心をお持ちになったきっかけは何だったのですか？

水田：五十嵐先生は女性問題にはぜんぜん関心はありませんでした。ですが、当時の法学部長の戸澤鉄彦先生が担当されていた政治学の授業でウルストンクラフトの名前が出たのです。先生はイギリスでは女性解放思想が出てきたよ、という話をされました。だから政治学の中に女性解放が入るんだと認識しました。私はそこで目覚めたのです。

——卒論のテーマはなんでしたか？

水田：何を書いたかははっきりとは覚えていませんが、共同体論を書いたと思います。法学部の中木先生が大塚久雄の『共同体の基礎理論』を講義で取り上げたのです。そこで共同体というのが重要な意味を持っているとわかって、それで私も共同体を勉強しなくてはと思ったのです。共同体というのはやはり家族を主体とした一つの世界観だったわけでしょう。

——博士課程へは行けなかった？

水田：修士課程を出て助手になりました。当時は法学部に入る女性は少なく、大学院に進む女性はさらに少なく、同期生5人のうち、女性は私一人でした。修士課程を終えたとき、博士課程へ進むか、助手となるかを選ぶことができたので、私は助手となる道を選びました。理由は給料が出るからですが、あの頃の助手は今と違って暇だったので、結構勉強できました。このころ、洋と共著で『社会主義思想史』を東洋経済新報社から出版しました（1958年）。助手を3年間務めてから、就職しようとしたのですが、その就職がなかなか決まりませんでした。博士課程へ

進んだ男性たちはすぐに就職先が決まりました。私に声がかかったところには「あの人は奥さんだから」と、教官が男性に回すように働きかけたということもあったりで、いろいろ悔しい思いをしました。就職が決まらないのは、自分が女性であることが理由らしいと推測でき、そういうことが今日に至るフェミニズム研究の背景になっています²¹。

(2) 研究者人生と家庭生活

——話を共同体に戻しますが……共同体といっても大塚さんの場合は家族よりももう少し広い意味の共同体ですね。先生の場合は共同体の中でも特に家族に関心を集中されていくわけですが、それは結婚されたこととも絡むのですか？

水田：そうですね、結婚して公務員住宅で暮らすようになったのですが、見ていると、女の人は当然のこととして、家の仕事をやるものだと思っている。そういう分業、つまり賃金にならない仕事をするのが、女性が外で働くことの障害になっていることは当時からわかっていたわけです。

——女性が外で働くことが権利となってまだ日が浅かったし、結婚したとなると、家事をどうするかという問題が出てきます。先生のところではどうでしたか？

水田：彼は、家事はぜんぜん。子どものころから家の中の仕事をする習慣がなかったから「男は開闢以来やってないんだから、教育がそうになってないんだから、いまさらしょうがない」と言って……それはずっと後まで続けました。

——戦後でも、私たちのころは家庭科は女性だけでした。家庭科が男女共修になったのは80年代末から90年代初めで、ずっと後のことです。先生にとってはずいぶん葛藤みたいなものがあったのですね。先生は結婚さ

21 最初の就職は卒業して2年後の1962年のことである。その年4月同朋大学専任講師(政治学)、また同年10月からは東海女子短期大学専任講師(政治学)となっている。

れて余計に家族のことが重要になってきたのですね。

水田：そうそう、独身の時は私もやってなかったから、そんなに大変だとは思わなかったわけです。ところが結婚したら、全部こちらにおぶさってきて、こっちだって何も教わってきてないのに、やらなきゃならないというのはやはりおかしいわけで……。

——洋先生と結婚されて、特に家族のことが問題だと考えられたということですね。ずっと洋先生はお変わりになられなかったのですね。

水田：私も結婚してすぐに家を離れたので、ああだこうだという人がいなくてよかったのだけど、結婚した相手が家の中のことをぜんぜんわからない人だったので、それがね……。

それに、通学が大変でした。一年間だけでしたが、朝5時に起きて千種にあった公務員宿舎から豊川まで通いました。2年目からは八高の跡地の滝子に移ったから楽になりましたが。公務員住宅はとにかく狭くて、4畳半の書斎と居間しかなくて、いろんな物を仕舞わないと、布団がしけませんでした。狭くて勉強ができなくて困るというから、広いところを探そうということで、私があちこちの不動産業者を訪ねて回り、ここに決めました。二人で働いていたから、借金も返せるだろうと思いました。ただ相手が全然動かない人だったから、自分で不動産業者をあちこち回り、ようやく星が丘の不動産業者でここを見つけました。買うのも大工さんを頼むのも、私一人でやりました。

未知：子どものころ、母が長久手の方に行った土地を見に行っていたことを覚えています。

ただここに来たのは1977～78年ごろで、その前に最初の住まいの千種東住宅から若水住宅、いずれも公務員住宅ですが、転居しています。家の設計は父の知り合いの名工大の先生にお願いし、内装など細かいところは母がいろいろ注文を付けていました。

——勤務地は犬山ですから、遠くて大変でしたね²²。

22 1964年に現名古屋経済大学の前身である市邨学園短期大学に講師として就職。1992

水田：車があったから通勤できました。遠かったけど、ここは我慢のしどころだと思っていました。

——ある雑誌²³で読んだのですが、未知さんを出産しても産休を取らないで、産後一週間で大学に出勤したとありました。どのようにして産後生活を切り抜けられたのですか。

水田：近所のおばさんにみてもらっていました。

——当時は産休明け保育をする所がなかったから、子どもが生まれたら働きたくても働けなくなるというので、産休明け保育所を作れという共同保育所運動が始まっています。公立保育所ができるまで、親たちが共同で運営する共同保育所をつくって頑張っていたのですが、先生もそうした運動に参加されていたのですね²⁴。保育園の送り迎えは、先生がされたのですか。

水田：子どもが生まれるというので、車の免許を取ったのです。それでも彼の方は免許を取りませんでした。自分ではできないと思っていたわけ。そういうことがいっぱいありました。

未知：父からは、胃潰瘍だから車の運転は神経に触って良くないと医者に言われていたと聞いています。それに勤務先も近かったから……。

——子どもが生まれると、女性にはいっぱい仕事かふえるけど、洋先生の方は単に遊び相手だけというか、仕事の一部を負担するという風にはならなかった感じですか……。

水田：そうそう、遊ぶ方はやってくれました。子どもに弁慶と牛若丸の話をしてそれで寝かせていました。自分で作った話ばかりでね。いまごろになってあれ書いておけばよかったなんて言ってました。

——お財布を握っていたのは先生ですか。それとも洋先生ですか。

年から2期同大学経済学部部長を務め、2005年に退職して、同大学名誉教授となった。

23 東海高等教育研究所『大学と教育』(1998.10) 74頁。

24 東海ジェンダー研究所編『資料集 名古屋市における共同保育所運動 1960～70年代を中心として』(日本評論社2016) 361頁、川本・亀田・高桑著『津田梅子の娘たち——ひと粒の種子から』(ドメス出版2001) 152-159頁。

水田：私が持っていました。彼は計算があんまりできない人でしたし、面倒くさがる人でしたから。

——ご飯を食べた後、お茶碗を洗うこともやられなかったですか。

水田：私がやらないと時々やっていましたが、やり方がへたくそで余計腹が立つから、私がやりました。彼は自分で何にも作れなかったから、私が作ったものは何でも食べてくれました。何もできない人だったから、私がいなくて近所のカレー屋などで食べたり、買ってきて食べていました。

——洋先生は結婚されて子どもさんもできて、ハッピーになる一方でしたね。

水田：そうですよ、男というのは結婚したらハッピーになるの。

——男の人の中には、結婚したから稼がなきゃいけないという人もいるけど、珠枝先生の場合は稼ぎもあるし、本当にハッピーでしたね。先生も洋先生と結婚してよかったと思われることはありましたか？

水田：そうなんだけど……いろいろあっても10年も年が違うのだから仕方がないと医者からも言われました。

——先生の論文の中心には必ず家族論があります。家族は崩壊する。そして女性はいかに家族にとらわれているか、ということがきちんと論じられています。どれもすごいと納得しながら読みました。

最後になりますが、先生の留学体験のお話を伺いたと思います。先生はイギリスに4回留学したと書いていらっしゃる。最初にイギリスに留学されたのは1966年でした。未知さんが4歳の時ですね。お子さんはどうされたのですか？

水田：留学にしろ、学会出席にしろ、子どもはいつも一緒に連れて行きました。夫婦で一緒にいったこともあります。私一人で子どもを連れて行ったこともあります。

大変でした。子どもが小さいときは保育園みたいところがあって、そこが面倒を見てくれました。小学生の時には向こうの学校に行きました。学校はいいよと普通に入れてくれましたが、言葉がわからないまま

に外国の子どもが入ってくるのだから、学校は面倒なことだったとは思います²⁵。

——1975年にアメリカで開催された国際啓蒙思想史学会に未知さんを連れて行かれたときのことが『あごら』（14号）にのっています。同じ学会に子連れで参加されていた白井堯子さんに遭遇されて、「子持ちの女が勉強しようとする、なんとたくさんの障害があることかと、私たちは話し合いました」とありました。

話をもとに戻しますが、1966年のころのイギリスはどういう社会でしたか？

水田：私は大学関係者のお宅にお世話になっていましたから、一般社会のこととははっきり覚えていませんが、しかし男性が食事を作るということは当時のイギリスにはありました。夕食を作るくらい家庭教育が男性になされていたということですね。

——当時のイギリスにも女性の問題はあったのでしょうか？

水田：ありましたよ、女性は働き口がないわけだから。それは収入に比例するわけですからね。イギリスでも女の人は奥さんでいることが普通で、あまり働いていませんでした。ただ、そういう場合でも男性が家事をするという風潮はありました。

〈インタビューを終えて〉

未知さんを含めて雑談をしていた時のこと、未知さんが言うには、「うちの母は、洋服を作ったり、編み物するの、上手だったんですよ。私もよく作ってもらいました」と。これにはインタビューアーも思わずびっくり。よく考えれば、当時は今のように安い既製服が出回っていたわけではなく、成長の早い子どもの服は親が作るのはごく普通のことだった。洋服だけでな

25 未知さんによれば、海外にはいつも3人で出かけていた。ただ、帰国の時に、父が現地に残って、母と2人だけで帰国したことがあったので、そのときのことだと思う。向こうの学校では一人で校庭で遊んでいたという。

く、当時は生活全体がまだ旧態依然たる女性の家内労働に支えられていた時代であった。戦後になって新しい憲法ができて、ようやく女性の働く権利が認められたのだが、結婚子どもを育てながらの家庭生活は昔ながらのままだったわけで、その壁を一つ一つ乗り越えながら生きて来た世代が水田の世代だった。水田の小さく丸くなった背中にあらためてその苦闘を思い起こした。

後日、水田の学生時代からの知友であり、洋氏とも親しかった弁護士の大脇雅子さんにお話を伺う機会があったので、ご夫妻のことについてもたずねてみた。大脇さんいわく、「若いころの私たちにはお二人は理想のカップルにみえた」と。「ビジョンと実際の生活が一緒になっていると思ってね。あとになってわかってきたが洋先生も結構パターナリズムでしたね。珠枝先生のところへ行くと、洋先生がお茶を出してくださる。別の日に今度は洋先生のところへ行くと、珠枝先生がお茶を出してくださる。だからみんなコロッと騙されちゃったのね」（笑い）ということだった。

また、2018年6月13日の「名大ウオッチ」に、このお二人の関係を物語る興味深い記事（辻篤子名大国際機構特任教授による）が掲載されている。「近代思想史の大家、99歳の悔恨」というタイトルで、取り上げられているのは言うまでもなく水田洋氏であるが、そのなかに珠枝氏の次のようなコメントが紹介されている。「女性の仕事に関して理解はある方だと思うけれど、実践が伴わない観念論……気持ちはあっても何をやっていいかわからない。これだけ長く結婚していて、私がやっていることを見れば、もう少しわかってもいいと思うんですが」、「ここまできて実践はもう無理でも、思想史だけでも自己批判しないとダメよと言っているんです」。

（吉田啓子／名古屋経済大学名誉教授）

4. 自立した女性運動を支えた水田珠枝

水田は女性解放思想の研究者としてあまりにも有名である。しかしそれだけでなく、彼女は社会活動やフェミニズム運動の先導者でもあった。1975

年に国連が「国際女性年」²⁶としてメキシコで世界女性会議を開催したことを契機に、日本でも女性たちは新たに多くの団体を結成し、それぞれの立場に立った女性解放運動を展開した。それは愛知県下も同様であった。水田は講演や執筆活動を通して、時には団体の中心メンバーの一人としてそれらの運動を推進した。

ここでは(1)「愛知女性研究者の会」²⁷(2)「国際婦人年あいちの会」²⁸そして(3)「水田と政治の関わり」を紹介して、フェミニスト運動家としての水田を紹介しておきたい。

(1)「愛知女性研究者の会（1975～2011年）」と水田

「愛知女性研究者の会」（以後「会」と略称）は、国際女性年を契機に各地で組織された女性研究者の会のひとつである。1970年代初頭まで、女性研究者の組織は日本科学者会議の支部が各地に点在する程度であった。その組織を全国的なものにしようという動きとなり、1974年に日本科学者会議が婦人研究者問題委員会を設置する。この動きを受けた愛知県の女性研究者が組織結成に乗り出す。1975年6月に70余名が参加して「愛知県婦人研究者の集い」を開き、12月に恒常的な「会」を結成する。

「会」の結成で大問題となったのは「会」を日本科学者会議の支部とするか、独立した「会」とするかであった。他地区は日本科学者会議の支部として、男性研究者と協力する形を採っていた。しかし「会」は熱い論争を経て、日本科学者会議と連携しつつも独立した組織として活動する道を選んだ。そこには水田をはじめとする県下女性研究者たちの強い自立意識があった。

当時のアンケートによると、全教員数のうち女性教員は約13%。しかも

26 当初は「国際婦人年」と称したが、1990年前後から「婦人」ではなく、「女性」を使用するようになった。

27 愛知女性研究者の会は結成当初は愛知婦人研究者の会であったが、1989年に改称する。

28 国際婦人年あいちの会は1998年に閉会するまで、「婦人」を使用。

女性教員の90%以上が私立の女子大・短大の助手クラスの地位にあった²⁹。女性は大学教育・研究の底辺を支え、また教育・語学・福祉・家政・芸術といった性別役割分業につながるような研究分野に限定されていた。研究者世界でも男性が圧倒的多数を占め、権威をもち、圧倒的に有利な立場に立って、その世界を主導していたのであった。しかもその状況は当然のこととされ、疑問視されることはなかったのである。

「会」のメンバーは、女性研究者の抱えている問題は男性のそれとは同じでないこと、したがって女性研究者は自ら問題を明確にして解決方向を求め、自ら地位の向上を図るべきであること、そのために日本科学者会議と協力しながらも自立した組織と財政が必要である、と結論づけた。そして女性は自立が可能な能力と経済力を持っていると自負して、自立した「会」を選んだのである。

水田は従前から「かつて人権が男性の人権であったように、研究者問題も研究者運動も男性のそれで、女性研究者は彼らの視野になかった」と語り、「男性研究者の問題とは異質な、女性研究者の問題を明確にし、女性研究者運動をおすすめることによってはじめ、男女研究者の問題とは何かを理解できるようになる」³⁰と、自立の必要性を強調した。安川悦子³¹は1975年か76年の学会会議シンポジウムで、男性研究者が「女性は社会福祉の研究をやればよろしい」と発言したことに、水田がものすごい勢いで反論したことを伝える³²。会場の雰囲気は偉い先生の意見に反論するなんてとんでもないという状況だったという。水田は当時を振り返って以下のように語る。

当時、多くの男性研究者は自分の研究領域には性差別はない、能力あるものが研究をやっているのだと言っていました。能力自体が性差別構造の中で作られているという自覚が全くなかったのです。同じ対象でも、

29 『女性研究者——愛知女性研究者の会 20年のあゆみ』（同研究会20年の歩み編集委員会（株）ユニテ 1996年7月 13頁）

30 同上 142頁。

31 名古屋市立大学名誉教授。

32 前掲書 142頁。

差別する側とされる側では見方が異なることがわかっていなかった。私は女性研究者の地位向上には巨大な障壁が立ちはだかっていると思ったものです。³³

「会」は事務局と世話人会を設置し、その任は交代であたるなど会員間の平等・対等を旨とした。隔月に例会を開催して、女性研究者をとりまく諸問題の洗い出しと検討を重ね、その打開のための運動に取り組んだ。もちろん相互の研究報告も怠ることはなかった。これら例会の活動は「会報」として全員に配布された。

また「会」は男女平等を推進する社会活動も重視していたから、(2)の「国際婦人年あいちの会」などとも協力して、自治体などに性差別是正の申し入れや要望書の提出などの活動も行った。

「会」に参加したばかりだったある研究者は「例会で私ともう一人の若い女性がお茶の準備をしようとしたら、水田さんが『あなたたち若い人は勉強に来ているのだから、あなたたちが立ってお茶の準備することはないのよ。年寄りが準備すればいい』とおっしゃった。これこそフェミニズムと思いました。また男性中心の権力構造を女性が真似てはいけないとおっしゃっていた」と思い出を語る。

(2) 「国際婦人年あいちの会 (1975～1998年)」と水田

国際婦人年あいちの会（以後、「あいちの会」と略称）は1975年2月、水田や大脇雅子ら、10人前後の女性が国際婦人年に「何かをやろう」と集まったことに始まる。すでに「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」が東京に発足し、京都や大阪などでも女性たちの組織づくりや研究会活動がスタートしていた。

「あいちの会」は3回の準備会を経て、3月に以下のような「国際婦人年に何かをする会（仮称）³⁴」の呼びかけ文を発表する。

33 水田インタビュー2023年5月13日。

34 「大脇雅子資料1 国際婦人年あいちの会」（名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライ

……学校、職場、家庭における日常の隠された男女差別とその根源を洗い出し、婦人の社会的進出を妨げるものは何かを問いかけあって行動するため、ここに連帯の呼びかけをしたいと思います。女が人間として生きることの意味と内容は一体何なのか、自ら確信を深めるために、徹底して討論し合う会を広く統一して持ちたいと思います。(後略)

「国際婦人年あいちの会」(「国際婦人年に何かをする会」から改称)は7月6日に発足する。当日の様子を『朝日新聞』は「意識変革へ議論百出——性の問題も大胆に語る」という見出しの下に、以下のように報じている。

司会者も助言者もなし。みんながビニール敷の床に車座になって、思う存分話し合ったのが国際婦人年愛知の会の初集会(6日・名古屋市千種区役所ホール)。十代の学生、七十代のおばあちゃんもまじえて、百五十人が「女にとって家庭とは——意識変革と連帯を求めて」六時間の長談議だった。³⁵

リーダーも代表も置かなかった「あいちの会」は、発起人らが交代で事務局を担った。研究者であり、家庭人でもあった多忙な水田も事務局を4回担当し、会合にはほぼ毎回参加した。それは県内の研究者では皆無のことであった。水田は「あいちの会は主体的な意志を持った女性が集まっていた。だからそれを支えていかねばならない、支えるのは研究者の義務だと思っていました。自分の中でこの務めを外してはならないと強く思っていた」³⁶と、当時の思いを語る。

水田は「あいちの会」発足に先立つ1972年、イギリスに留学する。当時、ウーマンリブは欧米でも日本でも激しいバッシングを受けていたので、その実際を確かめるための渡英であった。いくつかの集会に参加し、またグループや事務所を訪ねて回った。そして女性たちが差別されている実情を熱心に議論し合い、自らの意識変革を通して状況を変革しようとしている様相を観

ブラリ所蔵)

35 『朝日新聞』1975年7月10日朝刊

36 水田インタビュー2023年5月13日。

る。ウーマンリブは既成概念を破壊しようとする女性運動の幕開けであることを確認して、彼女は帰国する。水田は「あいちの会」をウーマンリブにも重なる、自立した女性運動にと期していたようだ。

「あいちの会」はさまざまな年齢層の女性、そして主婦、女性労働者、弁護士、教師、研究者などの多様な女性が結集した。したがって「女性の地位を高め権利を拡大しよう」という共通意識はあっても、具体的な問題になると意見は千差万別、会の方向性をめぐる意思統一も易しくなかった。それでも「あいちの会」は毎月の例会で決定したテーマを基に講演会や研究会を開催し、必要に応じて集会を催した。そしてそれを月報『国際婦人年あいちの会会報』で報告した。さらに性差別問題が浮上すれば、「公開質問状」「要望書」「申入書」あるいは「抗議文」の形で、県知事や県教育委員会などに異議の申し立てをした。その一例に、名古屋市の市バス女子職員の退職勧奨問題がある。以下是水田の回想である。

女性運動に関して私がよく覚えているのは名古屋市の交通局への抗議運動です。名古屋市交通局が女子職員のみを対象に希望退職を募った時のことです。当時、市バス車掌全廃の動きの中で、女性のみが退職対象にされました。女性の労働権を無視したこの差別的な人員整理案に対して、女子職員の人たちと一緒に愛知女性研究者の会そして国際婦人年あいちの会が抗議活動をしました。その結果、退職募集は撤回されて、女性職員の人からとても感謝されました。努力が実って嬉しかったですね。³⁷

その他、愛知県人事委員会に対する公開質問状（3種の県職員募集要項に女性の受験資格がないこと）、愛知県教育委員会への申入書（『教員研修の手引き』にみる男女特性教育推進への疑義、「道徳副読本における女性の扱い」の改善要求）、名古屋市への要望書「男子職員にも育児時間を」、労働大臣への「男女雇用平等法要求」、「名大キャンパスギャル・コンテストへの反対表明」等がある。上述したように、これらの多くは愛知女性研究者の会との共闘であった。

37 水田インタビュー2023年4月13日。

(3) 水田と政治

水田は名古屋大学法学部の学生時代から広い意味での政治に関わった。まず女子トイレ設置運動である。当時の名古屋大学は罹災した東山キャンパスに代わって、名古屋城の旧兵舎を法学部、文学部、教育学部が使用した。当然のことであるが女子トイレはなかった。そこで2年後輩の大脇雅子や水田を中心とする「女子学生の会」を発足させて、女子トイレ設置運動に取り組む。

同会の一員だったある研究者（1961年名古屋大学文学部入学）は「当時、名古屋大学文学部は滝子（現在は名古屋市立大学が使用）にありました。そこには女子トイレができていましたが、東山キャンパスにあった理学部にはありませんでした。そこで理学部の女子トイレ設置運動に応援に行きました」と語る。トイレは女子学生の会を中心に学長交渉を続けて、設置されることになる³⁸。

その後、女子学生の会は「女性はどういう生き方をすべきか、子育てと仕事をどうやって両立させるのか」といった女性の生き方を考える集まりとなっていく。彼女らは新村猛の妻やす子、あるいは女性裁判官第1号である三淵嘉子³⁹、そして研究者カップルの水田洋・珠枝夫妻らと懇談を重ねながら、女性が職業をもち自立して生きる道を模索し続けた。

水田と大脇雅子の交友は上記「女子学生の会」以来、70年弱に及ぶ。大脇はその間の水田の奮迅ぶりを1973年の名古屋市長選挙を引き合いに出して、以下のように伝える。

水田さんは本山さんの第一期目の市長選挙戦というとても大変な時の女性リーダーでした。理論面でもリーダーで、皆が頼りにしていました。選挙運動は男性主導で行われ、彼らは女性を引き回してばかりいました。そこで女性も自立して選挙活動をしようということになって、水田

38 当時の理学部の厚生施設については『名大婦研』第2号（1967、GRL所蔵）に詳しい。

39 三淵は日本初の女性弁護士で、当時名古屋家庭裁判所の判事として、名古屋に在住していた。なお三淵は2024年4月スタートのNHK あさの連続ドラマ『虎と翼』の主人公のモデルである。

さんを中心にまとまったのです。その時の選挙は社共統一でしたから政党間の軋轢もあって大変でした。私たちは水田さんを理論的支柱にして、女性主体の選対活動をやることができました。水田さんは男性に対しても理路整然と論陣を張り、男性たちに女性が選挙に関わることがいかに大切かを知らしめました。⁴⁰

上記のように、水田は名古屋に革新市政を実現させるために、第一期（1973年）そして第二期（1977年）市長選挙で尽力した。しかし三期目は与しなかった。本山が保守・革新を含む全会派の推薦を受けて、オール与党選挙としたからである。彼女は選挙が経済力・政治力をもつ政党や労働組合に牛耳られ、市民主体でないことに領けなかったからである。

自由で自立した市民主体による選挙と政治が民主社会の基盤である、という水田の思いは、1983年の愛知県議会議員選挙でも実行に移された。水田が代表者となって「県政に新風を送る会」を立ち上げ、名東区の県議会議員候補に新村やす子を擁立する。

新村やす子出陣の記者会見で、水田は「県政に監視者を送り、草の根の声を反映させるとともに、女性議員を送り出したい」⁴¹と、代表者の弁を語っている。当時、愛知県議会には何年間も女性議員がいなかったのである。

多くの市民運動そして女性運動に関与した水田であったが、政党や行政と合体した運動には賛同しなかった。1984年に第1回「日本女性会議」が名古屋で開催され、多くの女性団体がそれに参加したが、彼女は不参加を表明する。同会議が女性の自主的運動だとされながらも、行政主導の会議であることを看破したからである。以下は水田の見解である。

わが国の女性運動は、戦前戦後を通じ、行政の保護と指導の下にすすめられるという面をもっていた。70年代には女性の自立が叫ばれながら、国連提唱の国際婦人年を政府が推進したという事情もあって、女性は、行政の役割を明確にし、行政から運動を自立させる努力を怠ってきた。

40 大脇雅子 インタビュー2023年7月10日。

41 『中日新聞』1983年3月14日号夕刊

この傾向が、運動の行政への依存を生み、行政による操作を許している。⁴²

水田は女性運動が必要としていることは「行政権力から独立した力を蓄えることであり、この力を土台にして行政に働きかけ、行政を監視することだろう」⁴³と主張した。さらに「個人としての女性の自立なくして女性の解放がないように、団体としての女性も行政を含む外的権威からの自立なくして女性解放のための運動はできない」⁴⁴と女性運動の自立の必要性を謳った。女性の「自立」、個人として、組織としての「自立」論は水田の生に一貫して流れる思想と行動なのである。
(大橋秀子)

5. 終わりに——フェミニズム理論研究会と水田珠枝

(1) 私の研究会への参加は他の仲間より少し遅い、2001年のことである。50歳を超えていたが大学院修士課程を修了したばかりの私にとって、水田先生を中心とするフェミニズム理論研究会はいささか“敷居の高い”ところだった。

研究会は各自の研究文書を持参して発表することが原則であったから、私はいつも準備に必死だった。毎回、先生や仲間からご指摘やアドバイスをいただき、また仲間の研究発表から学んで、私は“研究する”ということをしにつけることができた。それが拙著『金子喜一とジョセフィン・コンガー——社会主義フェミニズムの先駆的試み』(岩波書店 2011年)になった。先生には格別なご援助をいただいた。出版社への仲介や原稿チェック等々、それは言葉で尽くせないほど大きいものである。

研究会では先生はほぼ毎回、研究発表をなさった。仲間の誰よりも回数は

42 『エコノミスト』1984年6月26日号

43 『エコノミスト』1984年8月28日号

44 「女性運動は行政によって組織されてはならない——「女性日本女性会議 ’84なごや」不参加の立場から」『あごら』94号、1985年1月

多かった。研究領域はフェミニズム思想や女性史そしてジェンダー論のみならず、生殖医療問題、ケア論、福祉国家論など多岐にわたったが、その軸はすべて女性解放にあった。

当時の先生は70歳から80歳代の後半に達しておられた。お歳を感じさせない旺盛な研究心に多大な刺激を受けたものである。当時も今も、尊敬の念の止まない人である。(大橋秀子)

(2) 1997年に創設された財団法人「東海ジェンダー研究所」の部会の一つとして「フェミニズム理論部会（のちに「フェミニズム理論研究会」に改称）が先生を代表として結成された。先生は会の規模が大きくなりすぎることを避け、少人数での会の維持を選ばれた。6名からなる研究会だった。当初のころは研究所からプロジェクト費をいただき、研究会開催の場所もほとんど研究所セミナー室を利用した。

隔月に例会を開催し、当日の各参加者がそれぞれ研究報告をおこなった。先生は率先して毎回のよう研究報告をされた。そのエネルギーと研究意欲に感嘆するばかりだった。ルソーなどを始めとする啓蒙思想家・人権論者も女性問題に関してはいかに欺瞞的であったかを学んだ。

また従来西欧思想家の他に、日本の女性思想家、女性運動家である山田わか、平塚らいてうにも研究の手をのばされていた。しかも、その取り上げ方に他の研究者に見られない先生の独自性が見られた。アメリカ暮らしの経験がある山田わかをアメリカの社会学者ウードと関連させ、他方らいてうについてはカントからヘーゲルにいたるような規模で取り上げられていた。彼女たちが外国から何を自分の思想の中に取り入れたかを考察する先生ならではの視点を展開されていた。先生独自の視野の広さと深さに学ぶことが多かった。(志村明子／中京大学現代社会学部名誉教授)

(3) フェミニズム理論研究会に参加することで、私は、多くの面で先生の薫陶を受けた。何よりもまず、先生の存在自体が私に「真剣さ」を要求した。実際の先生は、けっして強圧的な批判やダメ出しをしない。それどころか

その豊富な知識や経験、資料によって、私のお粗末な研究を引き上げてくれる。しかし、甘えてはいけない、自分の報告が、内容、方法等の面で、先生の前に持ち出しうるものか、それを考え悩むことが多々あった。ある意味で「真剣勝負」である。このような意識が私の研究生生活を支えてくれた。多くの失敗も含めて、それは真に充実した研究の楽しさ、喜びを与えてくれたと、いま深く思う。

フェミニズム研究に「終わりはない」ことを自ら示してくれたのも先生だった。途中経過であれ、研究会に何も報告すべきものが無く、おずおずと参加することもあった私とは異なり、退職後も先生はいつも新しいテーマに挑戦し、あるいは東海ジェンダー研究所の講座などに向けた理論整理と新課題を発表文書にまとめ、それを研究会で報告した。性差別や支配・抑圧は、新しい時空、あらたな枠組みと条件で、繰り返し執拗に再生される。常にフェミニストとしての「監視の目」と力を磨く必要を、先生は教えてくれた。

研究の側面だけではない。女性が自立・自律的に生きること、そのうえに連帯を築くこと、それを先生は日常の立ち居振る舞い、人間関係においても実践した。フェミニズムとはフェミニストとして生き切ることであると、先生を通して学んだ。感謝しかない。

(見崎恵子)

(4) 水田珠枝先生のお話を初めて伺ったのは院生時代。テレビの画面越しであった。院生二人でNHK 大学講座テキスト『女性論の系譜』(1981年)を開き、毎週テレビの前で緊張しながら受講した。大学に赴任し、愛知女性研究者の会に誘って頂き、20代の私は当時の課題について水田先生が発言されるのを遠くから伺うのが楽しみだった。その頃、女性・家族の言説について悶々としていた。それを鮮やかに解き明かしてくれたのが『女性解放思想史』(ちくま学芸文庫 1994年)であった。近代合理主義において、女性蔑視と差別を組み込んだ家族共同体がどのような論理によりつくられたのか。近代国家と家族、女性と男性像の矛盾を浮き彫りにする水田先生のルソー分析は、近代教育を疑わせるもので、教育学に身をおく私にとって礎となった。

フェミニズム理論研究会にお誘い頂き、恐れ多いと迷いながら、ナン

シー・フレイザーらの論考に一人向き合っていた私は、90年代のフェミニズム理論の動向を検討すると伺い、思い切って参加させて頂くことにした。その後、近代形成期の家族や女性についての言説考察が報告・検討されるようになり、教育方法学を専門とする自分の立ち位置に迷いながらの参加になった。水田先生は、現代の教育課題について整理しきれていない私の報告にも耳を傾けて下さり、疑問を投げかけて下さった。ご自分の体験を話して下さることもあった。先生に検討して頂ける機会がありながら、構造的に整理し問題提起しきれてこなかった悔いがある。それでも、研究会に参加し、繰り返し学んだことがある。近代の捉え方である。そして、研究するとはどういうことか、である。今思うと、ルソーが神格化され「愛の共同体論」が語られていた日本の教育学の世界で、揺るぎなく批判的に教育の言説を問いつけることができたのは、水田先生のルソー分析に出会い、先生方の報告と意見交流の場、近代の言説を問う場に身を置くことができたからだと思う。

(山田綾／四天王寺大学教授)

(5) 修士修了後、非常勤講師をしながら3人の子どもを育てたが、最初の子どもの時には、自分の研究そっちのけで共同保育所の運営に必死の日々を過ごしていた。そんなとき、朝日新聞で先生の写真付きの記事を見たのである。女性でも社会科学系の研究者として頑張っている人がいることに感激した。愛知でも女性研究者の会ができると、発会式に参加を呼びかけられた。先生にお目にかかったのはその時がはじめてであり、わくわくしたことを覚えている。その後、先生には就職口までお世話いただくことになった。先生も就職で苦労されたことは今回初めて知ったが、当時はまだ女性の就職が難しい時代だったので、これは本当にありがたかった。

90年代に入ると、フェミニズム理論にも様々な潮流が出てきたので、先生を交えてフェミニズム理論研究会を立ち上げることになった。さらに、先生を研究代表者として「20世紀初頭のラディカル派フェミニズムの再考——日米欧の比較研究」というテーマで科研費を取ることができた。これを機に長年温めていた山川菊栄研究に取り組んだが、先生からはさらに「山

川菊栄 生誕120年記念事業」(山川菊栄記念会と東海ジェンダー研究所の共催 2010年)の企画事業を名古屋で行うので、手伝って欲しいと言われた。

不肖の弟子でも見放すことなくお付き合いいただいて、先生には本当に感謝しています。
(吉田啓子)

さて、フェミニズム理論研究会のメンバー、先生を交えて6人もそれぞれに退職したり、親の介護で勤務地を変えることになったりで、名古屋近辺にいるのは先生を別とすれば、大橋と吉田の2人だけになった。インタビューも主としてこの2人で行ったが、都合がついた時には見崎、志村、山田の3人も参加した。なお、テープ起こしは主に大橋が行い、全体の取りまとめは大橋、見崎、吉田の3人で担当した。インタビューには娘・未知さんも時折参加されて、ご自分で調べた情報を教えてくださった。末尾ながら、あらためて、水田先生と未知さんに深く感謝いたします。

また、大脇雅子さんおよび弁護士事務所の方々にもお世話になりましたことを、感謝の意を込めて記させていただきます。



(94歳の誕生日を祝して)

シンシア・エンロー著／望戸愛果訳

『バナナ・ビーチ・軍事基地
—国際政治をジェンダーで読み解く』
人文書院、2020年

Cynthia Enloe:

*Bananas, Beaches and Bases: Making Feminist
Sense of International Politics*, Second Edition
University of California Press, 2014



望戸 愛果 MOKO Aika

1. はじめに

『バナナ・ビーチ・軍事基地——国際政治をジェンダーで読み解く』（人文書院、2020年、以下『バナナ』と略記）は、Cynthia Enloe, *Bananas, Beaches and Bases: Making Feminist Sense of International Politics*, Second Edition, University of California Press, 2014の全訳である。著者のシンシア・エンローは、1980年代から国際政治や軍隊のジェンダー分析に取り組んできた政治学者のパイオニアとして知られており、現在はアメリカ合衆国マサチューセッツ州のクラーク大学の名誉教授である。

国家安全保障、外交、貿易、植民地化と脱植民地化、軍事占領。これらはすべて「ある種の私的関係とされるものに依存している」とエンローは論じる。「高度な政治力学」（とされているもの）を日常生活から読み解く『バナナ』は、エンローの主著であり、国際政治のジェンダー分析の「新古典」と言える書籍である。2020年に翻訳・刊行された本書については、ジェンダー研究の学術誌はもちろんのこと、他の学会誌、雑誌、新聞にもすでに優れた

書評が数多く執筆・掲載されており、それらを是非参照されたい¹。

また、本書に付した「訳者解説」のなかで、訳者は『バナナ』の三つの意義——すなわち、①国際政治・社会学に携わる研究者や学生に対して『バナナ』が与えた大きな影響、②「国際問題」や「国際運動」に関心がある読者、あるいはそうした問題および運動にすでに携わっている読者に対して『バナナ』が及ぼす政治・社会的な影響、③「国際問題」や「国際運動」に関心がない、そしてそうした問題や運動にかかわったこともないと考えている読者に対して『バナナ』が持つ意義——について述べたが、これらはインターネット上のページ（人文書院のnote）にて公開済みである²。なお、同ページにはエンローが日本の読者のために寄せた「ご挨拶——『バナナ・ビーチ・軍事基地』日本語版の読者の皆さんへ」も併せて掲載されている。この挨拶文のなかで、エンローは日本のフェミニストたちから学んだことについて述べており、こちらも是非参照されたい。

以上を踏まえた上で、本稿では『バナナ』のなかでも、今まで詳しく説明されてこなかった部分——巻末の全59頁に渡る膨大な注釈——にも焦点を合わせながら、本書の内容を紹介していくことにしたい。

-
- 1 小ヶ谷千穂（2022）「〈書評〉シンシア・エンロー著（望戸愛果訳）『バナナ・ビーチ・軍事基地——国際政治をジェンダーで読み解く』」『ジェンダー研究』（お茶の水女子大学ジェンダー研究所）第25号 pp. 219–221。福浦厚子（2022）「多様な女性を可視化する——シンシア・エンロー著、望戸愛果訳『バナナ・ビーチ・軍事基地——国際政治をジェンダーで読み解く』」『戦争社会学研究』第6巻 pp. 279–282。竹中千春（2021）「「被害者」としての女性に収まらない、トランスナショナルな変革を担う主体としての女性——グローバル市民社会の一員として、ぜひ読んでほしい一冊」『図書新聞』5月8日号。木村涼子（2021）「「女性はどこにいるのか」を一貫して問う——ジェンダー化された状況を打開するために」『週刊読書人』6月11日号。三浦まり（2021）「男性上位の価値化鋭く暴く」『日本経済新聞』2月13日。生井英考（2021）「異国情緒の陰で性別分業が固定」『朝日新聞』1月30日。

- 2 <https://note.com/jimbunshoin/n/nb05ad1dc7d52>

2. エンローが落とした「パンのかげら」を拾う

読者はこの本の巻末の注釈が始まるところにしおりをはさんで、定期的にそこへページをめくって欲しい。悩んで、気が散った読者は、注釈は学術書の単なる専門的装飾にすぎないと思込みがちである。しかし、注釈はそれ以上のもの、はるかにそれを上回るものである。本を著す人々は注釈のなかに多くの研究を載せるが、単に自分たちは信頼できる研究者であると証明するためだけではない。著者は自分の読者たち——あなたがた——が自著で言及した手がかりを徹底的に調査することを期待する。私は注釈を、好奇心が強い読者たちが自分たち自身で調べるのを助けるために付け加えられているがゆえに、パンのかげらとみなす（『バナナ』p. 18）。

『バナナ』冒頭の序文のなかで、エンローは巻末の「注釈」の重要性について上記のように述べている。本書の注釈のなかで挙げられている文献のうち、邦訳のあるもののリストは人文書院の公式ホームページ上にて公開済みであるが³、以下ではこのリストに目配りしながら——すなわち、日本語で読むことのできる「パンのかげら」を拾いながら——本書の内容を紹介していきたい。

『バナナ』第一章のタイトルは、「ジェンダーは世界を動かす——女性はどこにいるのか？」であるが、このタイトル自体がエンローの研究手法を表している。1980年代以降、フェミニストになったエンロー⁴は「女性はどこにいるのか（Where are the women?）」と問うてきた。エンローはこの問題提起の手法を用いて、従来ジェンダー分析を受け付けないものとされてきた国際政治が、アクターとしての女性と、概念としての女らしさに、大きく依存して

3 <http://www.jimbunshoin.co.jp/book/b524795.html>

4 エンローの研究主題の変遷については以下を参照。望戸愛果（2006）「シンシア・エンローにおける「軍隊と女性」をめぐる分析視角——初期エスニシティ研究を起点とした統一像」『年報社会学論集』第19号 pp. 49-60。

いることを明らかにしてきた。エンローの議論は、フェミニスト的視角からの国際関係論、すなわち「フェミニスト国際関係論（以下フェミニスト IR と略記）」のパイオニアの研究として位置付けられ、他の論者に大きな影響を与えてきた。「シンシア・エンローの先駆的な『バナナ』が1990年に登場した。以来、フェミニスト IR の書籍は急激に増加することとなった」とは J・ペットマンの言葉である (Pettman, 1996)。今日のフェミニスト論者によるエンロー理解は、ほぼこの言葉に集約されていると言って良い。なお、第一章の「パンのかけら」として、ジョニー・シーガー著、中澤高志、大城直樹、荒又美陽、中川秀一、三浦尚子訳『女性の世界地図——女たちの経験・現在地・これから』（明石書店、2020年、原注には2009年版が挙げられているが、邦訳は2018年版の訳）を拾うことができる。

「第二章 レディ・トラベラー、美人コンテスト優勝者、スチュワーデス、そして客室係のメイド」は観光の国際ジェンダー・ポリティクスについて論じた章である。この章の注釈に挙げられているクリスティン・R・ヤノ著、久美薫訳『パン・アメリカン航空と日系二世スチュワーデス』（原書房、2013年）、そしてヴィクトリア・ヴァントック著、浜本隆三、藤原崇訳『ジェット・セックス——スチュワーデスの歴史とアメリカ的「女性らしさ」の形成』（明石書店、2018年）を併せて読むことによって、読者は「ジェンダー化された観光ポリティクス」への考察をより深めることができるだろう。

「第三章 ナショナリズムと男性性」はナショナリズムや植民地主義のジェンダー分析を行う章である。ナショナリズム運動のなかで男女平等を求めてきた女性たちに対する、男性たちの忠告（「今は駄目だ、後で」）についてのエンローの考察は鋭い。エンローが論じるように、この忠告は「萌芽期のナショナルな共同体が直面している最も差し迫った問題は、女性と男性の間の力関係に関係なく説明し解決できる問題である」という「政治的に浅薄」な想定に基づいているのである（『バナナ』p. 157）。この章における重要な「パンのかけら」として、伊藤るり「1920～30年代沖縄における「モダンガール」という問い——植民地的近代と女性のモビリティをめぐっ

て」（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』第9号、2006年、pp. 1-18、原注に挙げられている英文原稿を下地としており、後に「女の移動と植民地的近代——沖縄のモダンガール現象への接近」として伊藤るり、坂元ひろ子、タニ・E・バーロウ編『モダンガールと植民地的近代——東アジアにおける帝国・資本・ジェンダー』岩波書店、2010年に所収）、クマーリ・ジャヤワルダネ著、中村平治監修『近代アジアのフェミニズムとナショナリズム』（新水社、2006年）を確認しておきたい。

「第四章 基地の女性たち」は、女性兵士、軍人の妻、売春に携わる女性、基地に反対する女性といった、基地内および基地周辺の様々な女性たちについて取り上げた章である。本章は注釈に日本語で読むことのできる文献が最も多く挙げられている章であり、そのすべてを取り上げることはできないが、メアリー・ルイズ・ロバーツ著、佐藤文香監訳、西川美樹訳『兵士とセックス——第二次世界大戦下のフランスで米兵は何をしたのか？』（明石書店、2015年）とサビーネ・フリュシュトゥック著、花田知恵訳『不安な兵士たち——ニッポン自衛隊研究』（原書房、2008年）は日本の読者にとって見逃すことのできない重要な示唆を与えてくれる「パンのかけら」であると言えるだろう（その他の文献については先述のリストを参照されたい）。

「第五章 外交的な妻と外交的ではない妻」は外交官の妻や女性外交官について取り上げたユニークな章である。特に「外交的家事労働に賃金を」と題した節では、外交官の妻たちの戦略を軍人の妻たちのそれと比較する形で分析が行われており、ジェンダー研究に興味を持つものにとって多くを学ぶことができる内容となっている。一方で、この章で拾うことのできる日本語の「パンのかけら」は残念ながら非常に少なく、シルヴィア・ヴァン・カーク著、木村和男、田中俊弘訳『優しい絆——北米毛皮交易社会の女性史1670-1870年』（麗澤大学出版会、2014年、なお同書は第三章の注釈のなかでも触れられている）のみとなっている。

「第六章 バナナに夢中！」は、この本のタイトルの一部にもなっている、バナナ産業に携わる女性労働者たちに焦点を合わせた章である。なお、本書

の原書・訳書ともに表紙には歌手のカルメン・ミランダの写真（そしてバナナ）が掲載されているが、本章の冒頭部分を読めば「わざとひどく風変わりな服装を身にまとい、頭にはバナナやその他のトロピカルフルーツを特徴とする帽子をかぶり……歌い踊りながらハリウッドのスターダムへの道を進んだ」ミランダが、グローバルな政治的アクターとしていかなる役割を果たしたかを理解することができるだろう（『バナナ』p. 254）。注釈に挙げられているジャクリン・ジョーンズ著、風呂本惇子、高見恭子、寺山佳代子訳『愛と哀——アメリカ黒人女性労働史』（學藝書林、1997年）、アン・ローラ・ストローラー著、中島成久訳『プランテーションの社会史——デリ／1870-1979』（法政大学出版局、2007年、原注には1985年版が挙げられているが、邦訳は1995年版の訳）も併せて参照されたい。

「第七章 女性の労働は決して安^{やす}くはない」は、2012年にバングラディシュで起きた衣料品工場火災（タズリーン・ファッションズ火災）についての議論から開始される、女性工場労働者たちについて論じた章である。同章ではソニア・ソトマイヨール著、長井篤司訳『私が愛する世界』（亜紀書房、2018年）、レスリー・T・チャン著、栗原泉訳『現代中国女工哀史』（白水社、2010年）を併せて読むことによって、読者は「女性たちの価値を下げられた労働」への考察を深めることができるだろう。

「第八章 グローバル化されたバスタブをゴシゴシ洗う」は「グローバル化された家事労働」、すなわち国際政治のなかで家事労働者が果たす役割について論じた章である。この章に関して、日本語で読むことのできる重要な「パンのかけら」として、ラセル・S・パレーニャス著、小ヶ谷千穂訳「グローバル化の雇用（サーバント）——ケア労働の国際的移動」（『現代思想』第30巻第7号、青土社、2002年、pp. 158-181）を是非参照されたい。

おわりに

エンローが読者のために落としておいた「パンのかけら」は、上述の研

究のみに限られない。『バナナ』の最後——476頁から483頁にかけて——には、詳細な索引が掲載されている。この索引を参照することによって、読者は、多様なテーマを扱う『バナナ』を貫く重要な語句——「軍事化」「女性化」「家父長制」等——の存在に気づき、章を横断しながらこれらの語句を拾うことができるだろう。「フェミニスト IR の新古典」と呼ぶべき本書を、是非手にとって活用していただきたく願っている。

参考文献

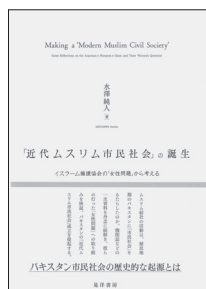
Pettman, Jan Jindy (1996) *Worlding Women: A Feminist International Politics*, London: Routledge.

《個人助成受託者による自著紹介》

水澤純人著

『近代ムスリム市民社会』の誕生
—イスラーム擁護協会の「女性問題」から考える』
晃洋書房、2023年

*Making a 'Modern Muslim Civil Society':
Some Reflections on the Anjuman-e Himayat-e Islam
and Their 'Women's Question',*
(published in Japanese) KoyoShobo, 2023



水澤 純人 MIZUSAWA Sumito

本書は、パキスタンにおいて女性も活躍する市民社会の形成を歴史的に検証した書である。市民社会概念を近代ヨーロッパ社会あるいは男性中心社会と同義に捉えるのではなく、パキスタンの「近代」の経験に即して再検討することを主張した。そして、植民地期の「市民社会」における思想と実践を長期的に検証することを通して、パキスタン建国運動に女性たちが参加していった経緯を立証づけた。

検証対象は、独立前のパキスタン（当時の英領インド北西部）において近代女子教育を主導したイスラーム教徒の結社、イスラーム擁護協会（1884年設立、以下擁護協会）とその女子カレッジである。擁護協会はイスラーム教徒（以下ムスリム）を対象とした初等女子教育を1885年から開始し、1939年にはイスラミーヤ女子カレッジを設立した。本書の第7章「イスラーム擁護協会と女性問題」では、擁護協会の女性観や女学校の展開過程及び帰結について詳細に論じている。擁護協会は、女性の活動範囲を家内に限定する規範を正当化したうえで、キリスト教宣教師による女子教育の影響から保護するため、宗教的教養を重視した基礎教育を開始した。イスラミーヤ女子カレッジにおいても同規範を重視したものの、カレッジの女学生は宗

教上の典拠をもとに規範を再解釈して、女性の地位向上のために独立運動に参加していった。他の章では、女性の行動主義の手掛かりともなる、ムスリム主体の市民社会（以下ムスリム市民社会）の展開について論じている。

女性の問題に引き付けて各章を説明すると、本書の目的は、差別や暴力を是正するパキスタン市民社会の役割を歴史的に立証することである（序）。市民社会は「女性を排除した「男性市民の社会」」の言い換えに過ぎないとフェミニストから批判を浴び、パキスタンのように植民地支配から独立した国々では、ヨーロッパ（＝市民社会）が「文明化」と称して「野蛮」なアジア・アフリカを支配してきた過去への反発から、市民社会概念に対して懐疑的な見方が根強い。それに対して著者は、「市民社会／公的領域」と「家／私的領域」の区分に対する問題意識を共有したうえで、市民社会の概念論争に建設的に貢献していくうえでもパキスタンの「市民社会」を実態に即して検討する必要があると主張した（第1章）。現代パキスタン市民社会の前史である植民地期のムスリム市民社会は、個人の規律化を促したイスラームの改革思想に範を取りつつ、キリスト教宣教師の伝道活動に対抗した中間層による公共的なコミュニケーションの場として発達した。そして、宣教師がインドにおける女性の扱いを問題視したため、女性の問題はムスリム市民社会における主要議題となった（第2章）。擁護協会はムスリム中間層男性主体の結社であり、キリスト教宣教師への対抗を掲げて設立当初から女子教育を推進した（第3章）。英領インド内外のネットワークを通じて女子教育の必要性を宣伝し（第4章）、ムスリム寡婦および孤児の改宗を阻止して女性も含めたコミュニティの団結を訴えた（第5章）。加えて、ムスリム女性のマッカ巡礼の権利を擁護し、植民地政府に対して巡礼の要件を緩和するように求めた（第6章）。

植民地期末期にイスラミーヤ女子カレッジの学生は、独立後の女性の地位向上を目指してパキスタン建国運動に参加していった。その際、ムスリム個々人の奮闘を通してコミュニティを変革させるべきという擁護協会のイデオロギーを、「聖戦」と称した運動参加の論拠とした。パキスタン建国を支持する政治行進（1947年1月25日）への女学生の参加は、市民社会／家の

区分を越えてコミュニティ形成を主導しようとする意志の表れであった（第7章）。植民地期のムスリム市民社会は、現代パキスタンにおいて女性が台頭する条件を整えたのであり、女性たちの「近代」経験は、家父長的な社会に挑戦する女性運動の形となって今日まで受け継がれている（結論）。

個人研究助成研究報告書

(2022年度採択者)

2000年代日本における Xジェンダー／ノンバイナリー概念の受容史

武内 今日子

東京大学大学院情報学環

本研究では、「男」「女」いずれにも当てはまらないジェンダー・アイデンティティを表すXジェンダー／ノンバイナリー概念が、とりわけ2000年代に入ってからトランスの人々にいかにして受容され、いかなる経験を可能にしてきたのかを探ることを試みた。本研究の内容は、2023年9月に東京大学大学院人文社会系研究科に提出した博士論文「「男」「女」に当てはまらない性のカテゴリーが可能にした実践—1990年代から2010年代の性的少数者によるカテゴリー運用から—」に結実している。

これまで日本のトランスの人々にかんする歴史的研究は、戦後の女装者によるコミュニティ形成史や、1990年代中頃から医学的な「性同一性障害」概念が当事者に受容された仕方を探ってきた。しかし、性別二元論に違和感を覚え、性別を曖昧なままに留めようとするようなトランスの人々の存在が捉えられていない傾向があった。とくに2010年代以降から、「MaX.」や「label X」といった、Xジェンダー当事者団体が形成されたほか、ノンバイナリー概念が英語圏の記事の翻訳などを通じて世間に広まっていくと考えられるが、この点について先行研究は皆無であった。そこで本研究は、これらのグループがどのように形成されたか、インターネット上でXジェンダー／ノンバイナリー概念がどのように意味づけられているのかに留意しつつ、2000年頃から2010年代にXジェンダー／ノンバイナリー概念が用いられた仕方を描こうとした。

そのために、ミニコミやウェブ上のテキスト（掲示板、Twitter、ブログ記事など）の収集および、これまでインタビューしていた25名に加え、トランスジェンダー／Xジェンダー当事者5名への半構造化インタビュー調査をおこない、トランスの人々をめぐる諸概念がどのように用いられてきたのか

を分析した。その際、文献からは把握しにくい、グループでのやり取りや自己の位置づけ、そしてトランスジェンダーにかんする諸概念がもたらす経験解釈の可能性とジェンダー規範に着目した。

分析の結果、2000年代にXジェンダーのコミュニティに属していたXジェンダー当事者は、1990年代にXジェンダーにかんする活動に関わっていた関西のコミュニティ経験者とは異なる仕方でもコミュニティの規範やXジェンダー概念を捉えていることが明らかになった。2000年代前半から2010年頃には、いわゆる性同一性障害特例法が施行された結果、「性同一性障害者」であれば手術をしているべきだとする規範も生じていた。しかし関西のコミュニティにおいては、こうした規範を批判的にとらえようとする個々人の活動や、ROSなどのグループの成立が観察された。他方で、「MaX」などのインターネット上のトランス男性や FtX（Female to X）をメインとするコミュニティにおいては、性同一性障害概念の影響のもと、手術規範が強くあり、手術までは目指さない者として「Xジェンダー」が捉えられる傾向があることが見出された。

2010年以降においては、インターネット上のSNSやホームページ、Twitterにおいては、Xジェンダー同士のつながりも醸成されていく。それまでも個人ホームページにおいて「Xジェンダー」が用いられていたが、Mixiにおいて、活発ではなかったとインタビュー協力者からは振り返られることもあったが、「Xジェンダー」や「中性」「無性」といった非二元的な概念のもとで、多くのコミュニティが立ちあがった。またTwitterにおいては、当時可視化されていたバイナリーなトランスジェンダーからのXジェンダー批判を退けつつ、Xジェンダーを個々人の定義に開かれた概念として意味づけようとする試みが見出された。さらにノンバイナリーは、日本固有の概念としてのXジェンダーとは異なる意味を持って、英語圏の記事の翻訳などを通じて流入していることがわかった。Xジェンダーに違和感を覚える当事者は、ノンバイナリーという新規の概念に、非二元的な性のあり方を制度的に保証すべきなどの主張を託そうとしていることも示された。

加えて、「Xジェンダー」や「ノンバイナリー」などの非二元的な性のカ

テゴリーのもとで、人びとが自己を位置づけるいかなる実践が現状ではおこなわれているのかも明らかになった。主にインタビューデータから読み取れたのは、同性愛者のグループなど多岐にわたるコミュニティを渡り歩いた人々と、トランス・コミュニティにおける経験を経た人々、2010年代に「Xジェンダー」を知った人々など、個々人が異なる時期や場に属していたことで得られた知識が、自己定位の実践に織り込まれていく仕方である。Xジェンダー観の違いのもとで、カテゴリーの意味を曖昧なままにしようとする活動と、カテゴリーを厳密化して医療化を求める活動が同時に発生し、そこで協働や矛盾をはらむ複数の実践がおこなわれていることも示された。これらの成果は、非二元的な概念を多様な仕方で個々人が受容し、自己を位置づけていった仕方を明らかにする点で意義を持つ。

19世紀半ばのフランス公教育における

知とジェンダーの関係の再検討

——ジョゼフィーヌ・バシュルリーの教育思想と実践を中心に

重松 美有紀

淑徳巣鴨高等学校 非常勤講師

研究の背景と問題設定

本研究は、フランスの公教育制度の萌芽期に、富裕層の女性向けの教育制度を考案し、公教育を男性に限らず女性を含めた総合的な事業として捉えようとした、ジョゼフィーヌ・バシュルリー（Joséphine Bachelier, 1803–1872）の教師としてのアイデンティティの形成過程を明らかにすることを目的とする。

フランスにおいて公教育行政および一通りの教育機関が整備されるのは、ナポレオン1世の時代（1806–1811）であるとされる。このナポレオンが創設した公教育のあり方は当時、「ユニヴェルシテ」と称されていた。制度の面からみて、ユニヴェルシテ・システムに女子教育が含まれるようになるのは1867年以降であるが、社会の現実をみれば、それ以前に女子向けの学校は数多く存在した。バシュルリーは七月王政期のパリを中心とした女子の寄宿学校を運営する教師として、ユニヴェルシテ・システムの矛盾に気がつき、女性のためのユニヴェルシテの創設により、女子教育を公教育に参入させようと試みた人物である。

本研究は、「フランスの男女の教育」の差異を自明のものとせず、バシュルリーの個人史を通じて、ジェンダーの視点から専門職のアイデンティティの形成過程を解明していく。その際に、以下の3つの問いを明らかにする。
①バシュルリーは当時のユニヴェルシテをどのように見ていたか。
②彼女が思い描いたユニヴェルシテはどのようなものだったのか。そして、いかなる論理で正当化されたか。
③彼女の教育思想の背後にどのようなジレンマが存在したのか。
③に関しては、ユニヴェルシテの構成員となる教師に求める専

門職のアイデンティティに注目する。1840年代の彼女の言説は女性の専門職のアイデンティティの出現の黎明期にあたる。また、女性による専門職の要求が男性のモデルに基づいた職業観を反映していることから、専門職のアイデンティティの形成過程の分析は、「男女教育」の二項対立史観を乗り越え、ジェンダーの視点からフランス公教育の新たな姿を描き出すための糸口になると思われる。

結論

①バシュルリーは当時のユニヴェルシテをどのように見ていたか。

彼女の言説からは、主に2つの側面のユニヴェルシテが浮かび上がる。第一に、バシュルリーにとって、ユニヴェルシテとは、男子のための世俗的な中等教育の数多くの機関を掌握する、国によって保たれ管理された強力な団体であり、世俗的な学校の教育が宗教的な学校のものよりも優位を占める上で重要なものであった。そしてそれは、「国家に属するような」という意味と同時に「父の」という意味を持つ「paternel」という表現で修飾される「教育行政組織」として捉えられた。

第二に、バシュルリーにとってのユニヴェルシテとは、そのメンバーである男性に求められるような専門性を求め、誓約として試験や保証を適用させる、教育職の専門職化を実現するための教育者団体であった。

以上のような、バシュルリーから見た、ユニヴェルシテの実像はジェンダー化されており、女子教育のための女性のユニヴェルシテの設立の要請につながっていく。

②彼女が思い描いたユニヴェルシテはどのようなものだったのか。いかなる論理で正当化されたか。

第一に、修道院寄宿学校に対抗するための、女子教育の国家に属する権力の中核としての女性のユニヴェルシテを描いた。1848年の初等教育の整備以降は、初等教育との対抗の意味での、女子中等教育を保護するユニヴェルシテを求めていく。

第二に、バシュルリーは、女性が専門職を実現するためのユニヴェルシテ

を思い描いた。試験や視学官だけによる女性教員養成の不十分さを指摘し、女子中等教員養成のための高等師範学校の設立を要請していく。

第三に、1848年以降は友愛と連帯のためのユニヴェルシテを思い描いていく。サン＝シモン主義が掲げていた、ブルジョア女性とプロレタリア女性の連帯をバシュルリーも掲げ、一方で、女子教育と男子教育の連帯の必要性の中で、女性のユニヴェルシテを求める論理を正当化した。

③彼女の教育思想の背後にどのようなジレンマが存在したのか。

バシュルリーは、女子教育に携わる男性教師や修道院寄宿学校への対抗意識を抱き、批判しながらも、多くの影響を受けていく。つまり、彼女は女子教育に携わる様々なアクターの狭間で、生涯を捧げるに値する専門職として、聖なる母性のやさしさと苦悩を経験した母親として、特別な準備教育を必要とし、「自己犠牲」により子どものために努力する聖職としての女性教師像を形成していた。このように、バシュルリーの教師像の検討からは様々なアクターの間で作られた複雑なアイデンティティが見えてくる。従来の研究で指摘された諸アクター間での教育観の多様性だけでなく、それらの相互関係を踏まえた女性教師のアイデンティティの形成過程の再検討の必要性が提起される。

今後は、バシュルリーのユニヴェルシテ思想を中心に、諸アクターの思想との関連も含めたさらなる詳細な分析をしていきたい。従来の女子教育と男子教育の二項対立史観を乗り越え、ジェンダーの視点からフランス公教育の新たな姿を包括的に描き出していく。

ユダヤ教と LGBTQ

——現代アメリカ社会における挑戦

石黒 安里

同志社大学アメリカ研究所 助教

研究概要

伝統的にユダヤ教は「男性」には男性の役割を、「女性」には女性の役割を課してきた。また異性愛を前提とする固定的なジェンダー観を基底とした信仰や伝統が遵守されてきた。本研究は伝統に重きを置くユダヤ教の共同体の中に自らの居場所を見出すことが困難であった LGBTQ の人々のユダヤ教の実践に関する取り組みに着目することで、ユダヤ教の「規範」の拡張についてアメリカを事例に考察することを目的としている。彼ら／彼女たちがいかに伝統的なユダヤ教の「規範」を乗り越えようとしてきたのかについて、アメリカで LGBTQ に寛容な共同体を形成した内の一つであり、2023年に設立50周年目を迎えたニューヨークにある Congregation Beit Simchat Torah (以下、CBST) に着目し、ユダヤ教の「規範」の再解釈に関する調査を実施した。

ユダヤ教と LGBTQ に関係する先行研究は2000年代以降、徐々に厚みを増している。先駆的な研究に *Lesbian Rabbis: The First Generation* (2001) や *Queer Jews* (2002)、*Queer Theory and The Jewish Question* (2003) などがある。約20年前のこれらの事例は、ユダヤ教の中で指導的な役割を担う LGBTQ 当事者やユダヤ研究者によるものが多い。その一方で、現在、LGBTQ に寛容なシナゴグに通っている人々の信仰心やユダヤ教の解釈に関する精緻なデータは揃っていない。そのため本研究では、CBST を調査対象にし、CBST のメンバーへのインタビュー調査も実施することにした。

調査方法と CBST の一次史料に関して

理論および実証研究を掛け合わせる調査方法を用いた。理論面に関して

は、ユダヤ教における LGBTQ の人々の権利獲得の歴史およびユダヤ教の思想・神学に関する二次文献を収集、分析した。また具体的な事例として、前述の CBST の活動に着目し、現地でのインタビューを実施した。CBST に関する先行研究に関しては、Moshe Shokeid の *A Gay Synagogue in New York* (1995) を挙げることができる。また設立40周年を記念して CBST から刊行された *Congregation Beit Simchat Torah* (2014) も重要な資料である。しかしいずれも現在、一次史料がどこで閲覧可能であるのかに関しては記載が不十分であったため、一次史料の収集に関しては、ニューヨーク公共図書館 (NYPL) の中にある Dorot Jewish Division の司書である Amanda Seigel 氏の助力を得ながら進めた。CBST に関する一次史料は現在纏まって一か所に所蔵されているわけではない。本研究調査では、Dorot Jewish Division で閲覧可能なもののみに絞って調査を実施した。上記インタビューおよび一次史料調査は、報告者が別用務と合わせて2023年4月25日～2023年5月7日にかけて渡米した期間中、5日間かけて実施した。

現段階の成果

本研究課題で得られた成果の一部は、日本女性学会の2023年度年次大会において、「LGBTQ の視点によるユダヤ教の儀礼・伝統・テキストの再解釈：ペサハ（過越しの祭り）を事例に」という題目で報告した。同報告では、ユダヤ教の枠組みのなかで固定的なジェンダー観を打破しようと試みてきた彼ら／彼女たちの活動について、ペサハ（過越しの祭り）を事例に取り上げることでユダヤ教の規範の拡張について考察したものである。ヘブライ語聖書に記された出エジプト記の出来事を記念する祭りであるペサハを自分たちの「解放の物語」として解釈した試みは、LGBTQ の人々がユダヤ・アイデンティティを保持するうえでも重要な役割を果たしていることを提示した。

アメリカ社会における挑戦という部分に関しては、報告者は上記調査期間中に CBST の安息日の礼拝に対面で参加し、また遠隔からライブストリーミングでもなるべく参加するように努めた。その中で礼拝に来た人々に、

CBST がヘイトクライムにあった時の避難対策が十分備わっていることについて言及する場面にたびたび出くわした。ニューヨークはLGBTQに寛容な都市として知られているが、それでも、性的マイノリティであること、ユダヤ系であることから同シナゴークがヘイトクライムの対象となる懸念が常にあることが示されていた。

本研究は当該研究助成の採択により開始されたものであるため、インタビュー調査に関しては、CBSTの共同体の人々との人間関係の構築から開始した。現地調査に関しては、円安、現地の物価高および航空券代の高騰の影響により、当初の計画を大幅に修正する必要があった。報告者が渡米してインタビューを実施できる期間が5日間であったこと、また同意を得ることができた方の中から日程があった方に限られたため、最終的に当研究助成採択期間の一年間でラビを除いたCBSTのメンバーへのインタビューは、3名に留まった。一人のインタビューでは一回、2～3時間実施し、その内の一名は二度面会している。インタビュー調査に関しては今後も同意を得た方から知り合いを紹介していただく予定であり、2023年7月に実施された「個人助成受託者報告会」以降も継続中である。

インタビューを実施するなかで明らかとなったことが2点ある。一つは、LGBTQの当事者間の複雑な関係性である。コミュニティの中にはアイデンティティおよび見解の相違から複数の祈りのグループが存在していることなどが明らかになった。これは先行研究やCBSTの公式見解からは垣間見ることの難しい視点であり、実際にCBSTのメンバーへの個別のインタビューを通して気がついた点である。二点目は、CBSTはジェンダーに関する規範の部分では伝統的な解釈を採用していない。しかし、儀礼に関しては今日多くの改革派が儀礼を重んじない傾向があることに比して、CBSTは伝統的な儀礼の遵守を試みようとしていることである。具体的な事例に関しては今後、論文の形で成果を示したい。

今後の研究

CBSTを事例にし、その内部に存在する複合的な差別や異なる者同士の共

生の在り方については今後、論文執筆のため、インタビューの件数を増やしていく必要がある。この課題に関しては公益財団法人村田学術振興財団2023年度研究助成の研究課題「ユダヤ教の中のインターセクショナリティ——LGBTQ・エスニシティの差異と連携にみられる「規範」の再解釈」において継続して進めていく。

1920年代から1960年代の遊郭、赤線、 また歓楽街の女性から見る日本の福祉についての研究

齋藤 葵

ノースウエスタン大学大学院歴史学部博士課程後期

研究の背景

私の博士論文は、近現代日本の遊郭、赤線、また歓楽街で売春に従事した日本人女性を研究している。これら女性達を対象とした日米の先行研究は、日本国または占領軍が行った社会統率や性病予防のための女性管理、売春や接客などの女性の男性に対する労働、買春という性暴力を明らかにしてきた。英語での研究は、Michel Foucault が提唱した生権力の視点に基づき、日本国家や占領軍がいかにモラルやセクシュアリティを監視し統制したかに注目する研究が多い。一方、日本での研究はマルクス主義の影響を受けたジェンダーやフェミニスト研究が多く研究手法や焦点が変わるが、欧米の研究と同様に男女の関係に注目しているものが多い。近年日本また欧米の研究に共通するところでは、フェミニストとポストコロニアリズムの影響を受けた歴史家が、男性が女性の体を買うという暴力性に着目し、公娼制度また軍国主義国家が誘導した搾取的性労働・性暴力について解明している。

以上日米の研究者は様々なアプローチを通して近現代日本の社会統率、そこに存在した差別思想や強制性を明らかにしてきた。しかし、これらの日米研究の対象は、主に女性と男性役人達や男性客といった異性間の関係に注意が払われてきており、男性客への売春に従事していた女性同士の社会関係とネットワークは詳しく明らかになっていない。当時を生きた女性がなりわいの中で形成した同性間の社会関係を具体的に明らかにすることで、女性達の労働環境に対する意識や生活の具体相に肉薄し、そこから彼女達が直面した問題やその問題に対する解決方法、そして国家福祉との関係を解明することが本研究の目的である。

本研究の要旨

私の博士論文研究は、1920年代から60年代の日本の遊郭、赤線、また歓楽街で売春に従事していた日本人女性のネットワークに焦点を当て、こうした境遇の女性が求めた福祉、この女達を対象とした福祉に対する国の考え方、また、国家の福祉事業の展開について、社会史の視点で論じるものである。第二次世界大戦以前の遊郭で売春をなりわいにした女性達は性病、人身売買、金銭的また身体的な搾取の危険にさらされた。しかし戦後の公娼制度廃止後、この女性達は仲間内のネットワークを用いてこれらの危険から身を守り、生活を改善するための自助福祉システムを構築し運用するようになった。このシステムは、1958年の売春防止法施行の際に国の女性福祉事業に影響を与えた。本研究では、売春女性と彼女らの福祉システムが、いかに日本国の福祉事業の展開に関わったかを解明する。そして、国家福祉事業の成り立ちを理解するためには、性産業の女性達の活動を理解する必要があることを論じる。女性の視点を強調したこの研究では、1920年代から60年代の東京近郊で売春に従事した女性が記した史料を主に用いて、彼女らが求めた三種類の福祉（保健活動、生活支援、搾取防止対策）に焦点を当てる。東京を研究対象地域とする理由は、東京が戦前戦後を通し性産業の中心的な役割を果たしたからである。研究対象の年代は、日本政府が花柳病予防法を施行したことにより遊郭内で売春女性を動員した公衆衛生活動が起こった1920年代を起点にし、女性の自助福祉システムが国の事業に置き換えられた1960年代までとする。

今年度の研究の成果

助成金を使い2022年秋から1年間日本に滞在し、史料収集のために関東地方を主に全国の図書館やアーカイブを訪れた。この研究は東京の歓楽街を主な対象としているが、史料は全国に散在しているため東北から九州まで、様々な土地で史料収集を行った。また、これと並行して、戦後歓楽街で生活した人々に当時のお話を伺ったり、女性保護施設でボランティアをさせていただいたりした。これらの史料、お話、経験は日本に来なければ、得ること

のできないものであったと思う。

本年度の研究成果は、二つある。まず、上記の博士論文プロジェクトの一部である新吉原女子保健組合の公衆衛生運動に関する英語論文を作成した。米国の学術雑誌に提出をし、今は結果を待っている状況である。次に、7月に東京で行われた The Asian Studies Conference Japan 2023 において、戦前に関する今までの研究成果をまとめて発表した。『Sanitizing Red-Light Districts: Licensed Brothel Owners' Public Health Campaigns in Interwar Japan』と題し、戦前遊郭で起きた楼主による公衆衛生運動の影響とその限界について説明した。

今後の研究

今後は日本で収集した史料、データの分析と博士論文の執筆に取り組む。そして、今まで書いた論文箇所を修正し、2年以内に博士論文を書き上げるつもりである。

公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告

2022年度 事業報告

2024年度 個人・団体研究助成 募集要項

2024年度 『ジェンダー研究』第27号原稿募集要項

年報審査・機関誌編集規程

2022年度 事業報告書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(1) ジェンダー問題に関する研究・調査

2018年～2020年に行った第2期プロジェクト研究会の研究をもとに、財団設立25周年記念事業の一環として、記念論集を12月25日に明石書店から出版した。

書名：ジェンダー研究が拓く知の地平

著者名：公益財団法人 東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会／編

体裁：A5判、346ページ

初版：1000部

(2) ジェンダー問題に関する研究への助成

①個人研究助成

若手研究者を対象に、男女共同参画社会の形成に資する研究テーマを公募し、選考の上、助成した。

・募集期間 2022年4月15日～5月31日

・応募総数 32名

・審査委員会 2022年6月21日(火) 当研究所にて選考会議

・受託者(4名)

＊武内 今日子

「2000年代日本におけるXジェンダー／ノンバイナリー概念の受容史」

＊重松 美有紀

「19世紀半ばのフランス公教育における知とジェンダーの関係の再検討—ジョゼフィーヌ・バシュルリーの教育思想と実践を中心に—」

＊石黒 安里

「ユダヤ教とLGBTQ—現代アメリカ社会における挑戦—」

＊齋藤 葵

「1920年代から1960年代の遊郭、赤線、また歓楽街の女性から見る日本の福祉についての研究」

・助成金額 計1,200,000円(各30万円)

②団体研究助成

ジェンダー問題を研究している団体の研究計画を公募し、選考の上、助成した。

・募集期間 2022年4月15日～5月31日

・応募総数 3件

・審査委員会 2022年6月21日(火) 当研究所にて選考会議

・受託団体 3件

＊女子教育研究会

「ジェンダーをはじめとする阻害要因を、学校内、家庭内、社会を問わず研究する。女子教育の現場にある者が日常の指導に活かすことが出来る知見を学ぶ。」

＊学術環境研究会

「キャンパス・セクハラ法整備に向けての問題分析―法・政治理論枠組みの構築に向けて―」

＊「労働と再生産の再考」研究会（継続）

「社会的・空間的〈周縁〉に関するジェンダー・ポリティクスの共同研究―労働と再生産をめぐる表象分析とケア理論の検討を通して―」

・助成金額 計30万円（各10万円）

(3) ジェンダー問題に関するシンポジウム、フォーラム等の開催

ジェンダー問題に対する理解・意識の普及や啓発のため講演会、報告会等を開催した。

①国際講演会

財団設立25周年を記念して、国際講演会を開催した。

・テーマ 「ジェンダード・イノベーション 社会的公平と環境の持続可能性をめざして、科学と技術の卓越性を創出しよう」

・基調講演 講師 ロンダ・シービンガーさん（スタンフォード大学教授）

・シンポジウム

パネリスト 弓削尚子さん（早稲田大学法文学術院教授）

鶴田想人さん（東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程）

コーディネーター 小川真里子さん（東海ジェンダー研究所理事）

・日 時 2022年9月10日（土）13時～16時30分

・会 場 名古屋国際センター別棟ホール（オンライン併用）

・参加費 無料

・参加者 144名（会場42名、オンライン102名）

・後 援 お茶の水女子大学ジェンダード・イノベーション研究所

②個人助成受託者報告会

前年度の個人研究助成受託者が、研究成果を中間発表するための報告会を開催した。

・日 時 2022年7月16日（土）12時25分～17時00分

・会 場 東海ジェンダー研究所 セミナー室（オンライン併用）

・報告者

＊大畑 凜さん（大阪府立大学大学院博士後期課程単位取得退学）（2020年度受託者）

「森崎和江における1960年前後の女性運動論について」

＊福永 玄弥さん（日本学術振興会特別研究員PD（日本大学））（2020年度受託者）

「植民地権力とセクシュアリティの近代」

＊山田 安珠さん（東京大学大学院総合文化研究科博士課程／エパーハルト・カール大学テュービンゲン博士課程）

「三歳未満児保育の拡大はどのように実現されたのか—西ドイツ二都市の比較事例研究—」

* 平安名 萌恵さん（立命館大学大学院・日本学術振興会特別研究員（DC2））

「シングルマザーの選択とジェンダー—沖縄におけるフィールドワーク調査から—」

* 陳 環さん（筑波大学大学院人間総合科学研究科芸術専攻）

「近代日本画塾からみる女子美術教育と女性画家の進出と絵画表現」

* 奥山 裕介さん（大阪大学大学院文学研究科博士後期課程単位取得退学）

「北欧リアリズム文学における「センチメンタル」な叙述と同時代的セクシュアリティ規範の関係」

・参加費 無料

・参加者 28名（会場13名、オンライン15名）

③賛助会員のつどい（公開）

賛助会員の交流を図り、幅広い分野におけるジェンダー問題への理解を深めるため、毎年公開して行っている。

・テーマ 「社会を動かす「開発とジェンダー」—ネパールのダリット女性たちの活動から—」

・講師 青木千賀子さん（元日本大学大学院国際関係研究科教授）

・日時 2023年1月21日（土）13時30分～15時50分

・会場 名古屋都市センター特別会議室

・参加費 無料

・参加者 30名

* 賛助会員数 191名（2022年度末現在）

④講座

実施せず

(4) 年報及びニューズレター等の発行（広報・出版活動）

①年報『ジェンダー研究』第25号の発行

特集「戦争とジェンダー」依頼論文のほか、公募論文、25周年記念講演会、当研究所の2021年度事業報告等を掲載した。

〈公募論文〉

・応募期間 2022年4月15日～9月30日

・応募総数 2件（一般 2件、研究助成受託者 0件）

・年報審査委員会

第1次選考 2022年10月14日（金）当研究所にて選考会議

第2次選考 2022年12月14日（水）当研究所にて選考会議

〈内 容〉

・発行月 2月

・発行部数 700部

・掲載内容

依頼論文

3件

公募論文	1 件
研究ノート	1 件
25周年記念講演会(4 論文)	1 件
訳書紹介	1 件

②ニューズレター『LIBRA』第75・76・77号の発行

ジェンダー問題に関する識者の見解、当研究所の事業などを掲載した。

- ・発行月 7 月 (75号)・11 月 (76号)・3 月 (77号)
- ・発行部数 各号 1,300部

③設立25周年記念誌『25年のあゆみ』の発行

財団設立から25年になるのを記念して、今後の事業展開の指針とするため、25周年記念誌を発行した。

- ・発行月 3 月
- ・発行部数 800部

(5) 他団体との連携（後援）

「オンライン国際カンファレンス

ジェンダード・イノベーションが拓く未来—性差分析による新しい価値の創造—」

日 時：2022年9月7日(水) (Zoom ウェビナー)

主 催：お茶の水女子大学

(6) ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と提供

ジェンダー問題に関する図書・雑誌・資料を収集した。また、図書・雑誌・資料の整理を行った。

- ・ジェンダー問題に関する図書・雑誌の購入・受贈
図書38冊、雑誌2タイトル
- ・関係諸機関からの研究情報ニュース、研究誌（年報など）
27タイトル

(7) その他当研究所の目的を達成するために必要な事業

- ① ジェンダー問題に関する研究会・研修等に用いるセミナー室の貸出
2022年度利用登録団体8件、年間利用件数58件（2021年度55件）
- ② ジェンダー問題に関する会議等への出席
 - ・「名古屋市男女平等参画推進会議（イコールなごや）」への出席
2022年6月8日(水)、2023年1月31日(火)
 - ・公益財団法人 あいち男女共同参画財団理事会への出席
2022年6月1日(水)、6月22日(水)、2023年3月16日(木)

(8) 「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ (GRL)」への支援

- ① 図書・雑誌・アーカイブの寄贈
GRL の蔵書とするため、図書・雑誌を GRL に寄贈した。

- ・図書 30冊を寄贈した。内訳は、和書30冊である。
- ・雑誌 4タイトルを寄贈した。内訳は、和雑誌4タイトルである。
- ・資料 (アーカイブ) 12ファイル・2冊・1箱を寄贈した。内訳は、愛知婦人(女性)研究者の会資料である。

②運営費等の寄附

ジェンダー問題に関する研究をすすめるため、当研究所と名古屋大学の連携事業として2017年11月に開館したGRLに対し、「図書及び運営費の寄附に関する合意書」(2017年3月3日締結)に基づき、2022年度分の運営費寄附金16,479,503円を2022年4月12日に名古屋大学へ寄附した。

③会議への参画(東海ジェンダー研究所と名古屋大学による会議)

GRL運営小委員会(11回)、図書選定委員会(6回)、企画広報委員会(2回)、年報編集委員会(2回)に参加し、GRLの運営・事業内容等の検討を行い、年報の発行等を支援した。

2024年度(第28回) 個人研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「個人研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が若手の研究者によって推進されることを願い、期待できる研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

・個人研究 ・分野不問 ・未発表のもの

3 助成費

1 研究30万円以内

4 募集人数

若干名

5 研究期間

1 年間

6 申請資格

ジェンダー問題についての研究意欲と、具体的な研究計画を持つ者（国籍・性別不問）

7 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

8 申請方法

書式に従って日本語で記入し、申請書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを下記の期間に研究所宛にメールで送付する。

期間 2024年4月15日(月)～5月31日(金) (日本時間5月31日23時59分)

9 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2024年8月までに通知する。

なお、応募者が多数の場合は、若手研究者を優先する。

10 報告会での報告及び報告書の提出

採用された方には、①翌年度の個人助成受託者報告会での研究報告

②所定の期日までに研究報告書を提出（年報『ジェンダー研究』に掲載）

を義務づける。

研究論文は、年報『ジェンダー研究』に投稿することが望ましい。

〈連絡・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6 F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail project@libra.or.jp URL <https://www.libra.or.jp/>

※申請書類を受付けしましたら、3 開業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話（TEL 052-324-6591）で連絡をお願いします。

（開業時間：月～金 10時～16時）

2024年度(第28回) 団体研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「団体研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が推進されることを願い、期待できる団体の研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

団体研究（分野不問、継続的研究にかかわらず、助成は単年度ごとに行う）

3 助成費

1 研究 10～30万円（研究の規模に応じて決定する）

4 研究費助成期間

1 年間（年度ごとに研究成果を報告する） 継続して3回まで応募することができる。

5 申請資格団体

ジェンダー問題について研究する団体及びグループ

6 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

7 申請方法

書式に従って日本語で記入し、申請書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを下記の期間に研究所宛にメールで送付する。（団体の会員名簿、会則等の PDF ファイルを添付する）

期間 2024年4月15日(月)～5月31日(金)（日本時間5月31日23時59分）

8 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2024年8月までに通知する。

9 報告書の提出

採用された団体は、2025年7月末日までに研究活動報告・収支決算実績報告書を提出する。ただし、継続申請を希望する団体は、2025年5月末を提出期限とする。

〈連絡・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail project@libra.or.jp URL <https://www.libra.or.jp/>

※申請書類を受付けましたら、3営業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話（TEL 052-324-6591）で連絡をお願いします。

（開業時間：月～金 10時～16時）

『ジェンダー研究』第27号 原稿募集要項(2024年度)

1 募集論文

「女性と労働」をメインテーマとするが、その他のジェンダー関係の研究テーマも可とする。

2 応募資格

性別、年齢、国籍を問わない。

3 応募書類の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

4 応募方法

原稿（ホームページ掲載の執筆要項を参照）と応募書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを、下記の下記の原稿締切日までに研究所宛にメールで送付する。

原稿締切日：2024年9月30日(月) (日本時間9月30日23時59分)

5 応募原稿

- (1) 未発表のものに限る。
- (2) 字数は、20,000字程度（註、参考文献、図表等を含む）とする。
- (3) 原稿は、日本語を原則とする。
- (4) 英語のタイトルと概要（55ワード以内）をつけ、日本語と英語のキーワード（各5語以内）をつける。

6 原稿採用の決定

編集委員会（委員以外の専門家も含む）の審議を経て、通知する。

7 刊行予定

2024年度内とする。

〈連絡・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル 6 F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail project@libra.or.jp URL <https://www.libra.or.jp/>

※応募原稿を受付けしましたら、3 営業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話（TEL 052-324-6591）で連絡をお願いします。

（開業時間：月～金 10時～16時）

年報審査規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が発行する年報に掲載する論文の審査について、必要な事項を定める。

(審査)

第2条 年報の審査は、年報審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(構成)

第3条 委員会は、審査委員長及び審査委員で構成する。

2 審査委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。

3 年報審査委員は、機関誌編集委員を兼務することができる。

4 年報審査委員長は、理事の中から理事の互選とする。

(任期)

第4条 年報審査委員長及び年報審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(査読委員の委嘱)

第5条 この法人が発行する年報に掲載する論文の審査のために、査読委員をおく。

2 査読委員は、年報編集のつど委員会の議を経て、年報審査委員長が委嘱し、論文を審査する。

3 査読委員と年報審査委員は兼務することができる。

4 委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、論文の掲載の可否、修正指示等の措置を決定する。

5 査読委員には、役員等報酬規程に準じて報酬等を支給する。また必要に応じて、役員及び職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。

2 第3条及び第7条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

機関誌編集規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が、男女共同参画社会の実現のため、男女平等意識の啓発と普及を目的として発行するこの法人の機関誌について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この法人の発行する機関誌は、年報『ジェンダー研究』、ニューズレター『LIBRA』と称する。

(発行)

第3条 年報の発行は、原則として年1回とする。

2 ニューズレターの発行は、原則として年3回とする。

(編集)

第4条 機関誌の編集は、機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、機関誌の発行につき、編集・刊行などの任務を行う。

(構成)

第6条 委員会は、編集委員長及び編集委員で構成する。

2 編集委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者等の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。

3 編集委員長は、理事の中から理事の互選とする。

(任期)

第7条 編集委員長及び編集委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(報酬)

第8条 編集委員には、役員等報酬規程・役員等及び職員旅費規程に準じた報酬・旅費を支給する。

(著作権)

第9条 機関誌に掲載された著作物の著作権は、財団法人東海ジェンダー研究所に属する。ただし、著者の申し出により著者自身が使用する場合は、この限りではない。

(原稿の募集)

第10条 年報に掲載する論文は、原稿応募要項に従い、公募する。

2 執筆要項は、編集委員会が決定する。

(改定)

第11条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。

2 第6条及び第12条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

執筆者プロフィール（掲載順）

鬼頭 孝佳（きとう たかよし）

MLA+研究所代表。名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程満期退学。専門は比較思想、比較マイノリティ論、社会教育。近著に、「若江薫子の女性教育論」『哲学と現代』38(2023年)、「危機の時代における女性教育構想」『女性学年報』44(2023年)、「無いものと出会うための図書館」『中部図書館情報学会誌』63(2023年)。日本博物館教育研究所 (<https://sites.google.com/mel2015.com/jilim/info-exchange?pli=1>) にて「残念な博物館図鑑（仮）」連載中。

古川 直子（ふるかわ なおこ）

長崎総合科学大学共通部門講師。京都大学大学院文学研究科指導認定退学。博士（文学）。ジェンダー／セクシュアリティ研究、精神分析理論。論文に『「セックス」はフィクションか？—J・バトラーとフランス唯物論フェミニズム』『日仏社会学会年報』第34号（2023）、「バトラーはボーヴォワールをいかに誤読したか—『規範としてのジェンダー』と『自由としてのジェンダー』」『社会文化研究』第26号（2024）「精神分析における外傷理論の再検討—初期誘惑理論から後期欲動論へと引き継がれたもの」『ソシオロジ』第209号（2024）、などがある。

橋 那由美（たちばな なゆみ）

兵庫県立学校特別支援学校教諭および高等学校教諭を経て滋賀県に移り住む。第3子出産ののち修士（人間文化学）を取得し、大学・短大・専門学校にて保育士養成や教員養成に携わる。担当は「保育原理」「保育者論」「保育内容（健康）」「保育の計画と評価」「子どもの食と栄養」「家庭科教育法」等。1999年のアウシュヴィッツ第1第2強制収容所歴訪を機に「子どもや女性の人権を取り巻く人的環境改善」をライフワークとする。現在、たちばなN.A.～Network Academy～代表としてピアノレッスンや演奏の傍ら、PTA活動をはじめ地域貢献に勤しむ。環太平洋大学次世代教育学部非常勤講師。

武内 今日子（たけうち きょうこ）

東京大学大学院情報学環特任助教。博士（社会学）。専門はジェンダー・セクシュアリティ研究。ノンバイナリーやXジェンダーなどの非二元的な性自認に着目してカテゴリー形成の歴史や日常的な相互行為について調査研究を行っており、アーカイブ形成にも関心をもつ。主要論文に、「未規定な性のカテゴリーによる自己定位—Xジェンダーをめぐる語りから」（『社会学評論』2022年3月）、「恋愛の／性的惹かれをめぐる語りにくさの多層性—「男」「女」を自認しない人々の語りを中心に」（『現代思想』2021年8月）などがある。

藤原 辰史（ふじはら たつし）

1976年生まれ。京都大学人文科学研究所准教授。専門は農業史、食の思想史。『分解の哲学』（青土社、2019年）でサントリー学芸賞、『給食の歴史』（岩波新書、2018年）で辻静雄食文化賞、『ナチスのキッチン』（共和国、2016年）で河合隼雄学芸賞、また、ナチスの食研究全般に対して日本学術振興会賞を受賞。他にも、『食べること考えること』『食べるとはどういうことか』『植物考』など多数。

姉齒 暁（あねは あき）

駒澤大学経済学部教授（経済学博士）。2020年9月～2022年3月スウェーデン・ Lund 大学社会学部客員研究員、2022年～日本学術会議連携会員。専門は経済学（消費経済学、消費者金融、日本およびアメリカの消費社会論等、日本における農家女性のジェンダー研究）。著書には『農家女性の戦後史—日本農業新聞「女の階段」の五十年』（こぶし書房、2018年）、『豊かさという幻想—「消費社会」批判』（桜井書店、2013年）、“Overconsumption, Household Debt, and Dollar-Privilege: The Causes of the US Subprime Crisis,” Kiichiro Yagi *et al.*(eds.) *Crises of Global Economies and the Future of Capitalism: Reviving Marxian Crisis Theory* (Routledge, 2013) など。

中村 麻理（なかむら まり）

名古屋文理大学健康生活学部教授。名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程修了。博士（社会学）。専門は食と農の社会学。近著は Nobuhiko Nibe, Mari Nakamura, Hiroshi Yamaguchi (2022) *Toyota City in Transition: A Motor Town Facing Globalization and Social Changes*, Springer. その他の著書に『シンボル構造と集合行為をめぐるダイナミクス—「食育」とスローフード運動・JAの食農教育から』（彩流社、2012年）、「失われた『食育』—消費者から国民へ」（『農と食の新しい倫理』昭和堂、2018年、171-198頁）などがある。

水田 珠枝（みずた たまえ）

1929年11月東京生まれ。津田塾専門学校卒、名古屋大学法学研究科政治学科修士課程修了、法学博士、名古屋経済大学名誉教授、東海ジェンダー研究所顧問。著書として、『女性解放思想の歩み』（岩波新書、1973年）、『女性解放思想史』（筑摩書房、1979年）、『ミル「女性の解放」を読む』（岩波書店、1984年）、『男性 vs 女性—歴史に残る名言集』（岩波書店、1990年）、他に共著や学術論文、翻訳など多数。

望戸 愛果（もうこ あいか）

静岡県立大学国際関係学部准教授。一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程修了。博士（社会学）。専門は、国際社会学、歴史社会学、ジェンダー研究。著書に『「戦争体験」とジェンダー—アメリカ在郷軍人会の第一次世界大戦戦場巡礼を読み解く』（単著、明石書店、2017年）、『ナショナリズムとトランスナショナリズム—変容する公共圏』（共著、法政大学出版局、2009年）。論文に「退役軍人としての女性—第一次世界大戦後アメリカにおける女性海外従軍連盟の組織化過程」『戦争社会学研究』第3巻（2019年）、「退役軍人巡礼事業における「戦争の平凡化」の過程—アメリカ在郷軍人会による西部戦線巡礼と「聖地」創出」『社会学評論』第63巻第4号（2013年）など。

水澤 純人（みずさわ すみと）

大学院休学中に NGO 活動でパキスタンを訪れたのを契機として同国に関する研究を志す。現地の大学に留学してウルドゥー語を一から学び、現代パキスタンの民主化・ジェンダー問題を射程に捉えるような歴史研究を続けてきた。2020年に京都大学で博士号（地域研究）取得。現在、同大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科特任助教として1950年代のパキスタン建国当初の新聞資料（エッセー、読者投稿）をもとに、新生国家に対する期待と失望、そして「善き」市民をめぐる議論を検証することで、黎明期パキスタン市民社会の役割解明に取り組んでいる。業績として、総説「回顧と展望—南アジア（近現代）」『史学雑誌』第132編第5号（2023）がある。

『ジェンダー研究』第26号 編集委員会

編集委員長

小川眞里子（三重大学名誉教授）

編集委員

石田 好江（愛知淑徳大学名誉教授）

香川せつ子（西九州大学名誉教授）

武田 貴子（名古屋短期大学名誉教授）

三田 泰雅（四日市大学総合政策学部教授）

吉田 啓子（名古屋経済大学名誉教授）

西山 恵美（代表理事）

日置 雅子（業務執行理事）

編集後記

大変な年明けになりました。元旦の能登半島の静かな市町を襲った大地震。震災から一か月余になりますが最も寒いこの時期、復旧は遅々として進みません。災害でジェンダー格差も一層拡大するのではないかと心配になります。本誌で「災禍とジェンダー」の特集を組んだのは一昨年のもので、地域防災にもっと女性が関わっていく必要を再認識したところでした。

今年度第26号は「農業とジェンダー」をテーマに、藤原辰史さんをはじめ3名の方に寄稿していただきました。厚くお礼を申し上げます。また意欲溢れる投稿論文や研究ノートは、ジェンダー研究の広がりを感じさせるものです。

「水田珠枝さんとフェミニズム」は、水田さんが親しい5名のジェンダー研究者からのインタビューに応じて下さったもので、厚い信頼関係があって初めて実現した素顔の珠枝先生を伝えるものです。

本号から始まった《個人助成受託者による自著紹介》は、毎年数名の方に研究助成金を差し上げている本研究所の事業と関連したものです。そこを出発点に立派な著作を出版される方も年々増えてきています。本誌でも取り上げ、研究のさらなる発展に期待したいとの思いから、このコーナーが始まりました。若い研究者による新しいジェンダー研究に注目していただきますようお願いしています。

昨年の編集後記で、本誌第25号からJ-STAGEにアップされる旨お知らせしました。年報『ジェンダー研究』Online ISSN 2759-0941を昨年12月に取得し、世界に向けて発信できる基盤が整いました。国際講演会の記事も幸いして早速2594件（国内1685、国外909）ものアクセスがありました。これを励みにいっそう誌面の向上に努めてまいります。本年もよろしくお願いします。（小川眞里子）

ジェンダー研究 GENDER STUDIES

『ジェンダー研究』第26号
2024年2月28日 発行

編集・発行



公益財団法人 東海ジェンダー研究所
〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目9-19 ミズノビル6F
TEL: 052-324-6591 FAX: 052-324-6592
E-mail: info@libra.or.jp <https://libra.or.jp>

印刷 株式会社 ユニテ 〒464-0850 名古屋市千種区今池一丁目6-13

GENDER STUDIES

ANNALS OF THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES

February, 2024 [Number 26]

CONTENTS

Preface

NISHIYAMA Emi 1

Articles

The Inquiry of Kumazawa Banzan's Pedagogical Philosophy for Women:
With a Focus on Learning by Inquiry (Mongaku)
KITO Takayoshi 3

Is Sex "Subsumable under Gender"?:
Reassessing the Concept of Gender within Poststructuralist Feminism
FURUKAWA Naoko 27

Reconsidering the Sexual Dignity of the Child:
The Reality of Physical Contact that Occurs during Gymnastic Formations
TACHIBANA Nayumi 53

Research Note

The History of the *X-jendā* Group in Early 21st Century Japan:
Exploring the Narratives of Founding Members of "label X"
TAKEUCHI Kyoko 77

Special Articles: Agriculture and Gender

Country Women during the First World War in Germany
FUJIHARA Tatsushi 101

An Analysis of Gender in Rural Area: Farmer's Wives as Middle Class
ANEHA Aki 111

The Farmers' Market by Female Farmers and Regional Revitalization:
A Case of Anjo City in Aichi Prefecture
NAKAMURA Mari 127

Special Article

MIZUTA Tamae and Feminism: Through the Interview 143

A Translator Speaks: The Appeal of a Foreign-Language Gender Classic

Cynthia Enloe:
Bananas, Beaches and Bases: Making Feminist Sense of International Politics,
Second Edition University of California Press, 2014
MOKO Aika 179

Individual Research Grant Recipient's Introduction of His Work

*Making a 'Modern Muslim Civil Society':
Some Reflections on the Anjuman-e Himayat-e Islam and Their 'Women's Question',
(published in Japanese) KoyoShobo, 2023*
MIZUSAWA Sumito 187

Research Reports of Individual Research Grant Recipients (FY2022) 191

*Reports and Information from the Tokai Foundation
for Gender Studies* 205

EDITED BY

THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES

Mizuno Bldg. 6F, 1-9-19, Kanayama, Naka-ku, Nagoya, 460-0022, JAPAN